

中国

**中華人民共和国  
地域提案型草の根技術協力事業を  
活用した自治体・中小企業等の対中  
進出に関する情報収集・確認調査  
報告書**

平成 26 年 3 月  
(2014 年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

株式会社 三菱総合研究所  
日本テピア株式会社

東中
JR
14-007

## 目 次

第1章	調査の概要 .....	1
1-1	調査の背景 .....	1
1-2	調査の目的 .....	1
1-3	調査団の構成.....	2
1-4	報告書の概要.....	2
第2章	我が国自治体における対中進出の現状と課題.....	11
2-1	我が国自治体の対中国進出支援ニーズ、現状、課題.....	11
2-2	対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の実績と課題.....	16
2-3	対中国進出日系企業から見た我が国自治体の対中国進出支援の現状と課題 ...	22
2-4	我が国自治体の中国以外の開発途上国（China+1）への進出支援の現状、施策 や予算配分等から推察できる今後の見通し .....	24
第3章	我が国自治体と対中国地域提案型草の根技術協力事業.....	27
3-1	我が国自治体に対するヒアリング調査.....	27
3-2	中国自治体に対するヒアリング調査 .....	43
3-3	草の根技術協力事業の副次的効果 —地域の企業の対中国進出ニーズに果たした 役割、具体的事例—.....	54
第4章	中国自治体と各国自治体との連携状況及び誘致活動の現状.....	57
4-1	中国自治体と各国自治体との連携状況.....	57
4-2	世界各国の自治体の対中国進出実績、課題 .....	65
4-3	中国の自治体の海外交流政策及びアメリカの自治体との交流事例 .....	75
4-4	中国自治体の海外進出支援政策及び地元企業の海外進出事例 .....	89
第5章	今後の日中自治体関係の展望と JICA 事業 .....	106
5-1	今後の日中自治体関係の展望 .....	106
5-2	草の根技術協力事業の展望を踏まえた円滑な実施に向けて .....	107

# 第1章 調査の概要

## 1-1 調査の背景

現在、我が国の中国に対する ODA は草の根レベルの相互理解の促進や、両国が直面する共通課題への取り組みといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り、実施することとなっている。

JICA は限られた支援スキームを組み合わせながら、我が国企業の対中国進出にも資する政策・法制度整備やビジネス展開の足掛かりを構築するための協力を展開しており、その中でも地域提案型草の根技術協力事業については、その実施をきっかけとして、対中国進出企業の支援や中国からの観光客誘致、物産品の販路開拓といった経済活動に対し、より迅速かつ具体的な成果を挙げている事例が報告されている。

我が国の地方の活性化において中国の巨大マーケットは魅力的であり、自治体独自の対中国進出政策策定、中国系企業の誘致、貿易促進、観光振興等、地方自治体は旧来の地元企業進出支援に止まらない、官民一体となった具体的なプロモーション活動を展開し始めている。2012 年 4 月に地域間の経済交流と観光の促進をテーマに初の「日中知事・省長フォーラム宣言」がとりまとめられたり、中国における自治体事務所数が 2012 年末には 50 を超える見込み（香港を除く）となったりしたこと等も顕著な例である。

さらには中国側でも中国対外友好協会を中心として、我が国のみならず各国の地方自治体との関係を強化することにより、中国国内の経済活動を活性化させようとする動きがある。JICA の中国における地域提案型の草の根技術協力事業は主にその友好・姉妹都市関係をベースに 2000 年より開始されており、2012 年 9 月末現在、実施中のものも含め、159 件の実績を有し、開始以来、一貫して、全地域提案型草の根技術協力事業の内、中国向けの草の根技術協力事業が一番のシェアを占めている。一方、中国と各国自治体との友好・姉妹都市関係をベースにした経済活動についても、我が国が参考とすべきプラクティスが少なからず存在しているものと予測される。

過去の対中国事業においては、両国共通の課題に資するものであることを前提に開始しつつも、主に中国側の課題に対してその事業がどのような成果を挙げたかが、情報収集・調査・評価の対象であった。しかし本調査ではむしろ、我が国の地域企業の対中国進出等といった日本側ニーズに対して、対中国事業がどのような波及効果をもたらしたかを、地域提案型草の根技術協力事業に焦点を当てて情報収集すると同時に、中国と各国自治体とが実施している事業事例を収集・分析することによって、今後の JICA・自治体・民間が連携して実施する対中国事業のあり方を検討するための基礎とする。

## 1-2 調査の目的

本調査では、実施中のものを含む 159 件の対中国地域提案型草の根技術協力事業が日本側ニーズに対し、どのような波及効果を与えたかについて情報・事例収集、分析を行うと同時に、中国と各国自治体とが実施している事業事例、成果、課題等についても情報収集

することにより、我が国自治体が直面する対中国支援事業ニーズを抽出し、自治体連携事業、地域企業との連携事業の促進に活用する。

### 1-3 調査団の構成

担当業務	氏名	所属
総括／自治体連携	松永 久	(株) 三菱総合研究所
副総括／各国自治体連携①	胡 俊杰	日本テピア (株)
我が国自治体連携①-①	大友 理	(株) 三菱総合研究所
我が国自治体連携①-②	古田 尚也	(株) 三菱総合研究所
我が国自治体連携②-①	植原 慶太	(株) 三菱総合研究所
我が国自治体連携②-②	堀江 卓矢	(株) 三菱総合研究所
各国自治体連携②	王 楠	日本テピア (株)

### 1-4 報告書の概要

#### (1) 我が国自治体における対中進出の現状と課題

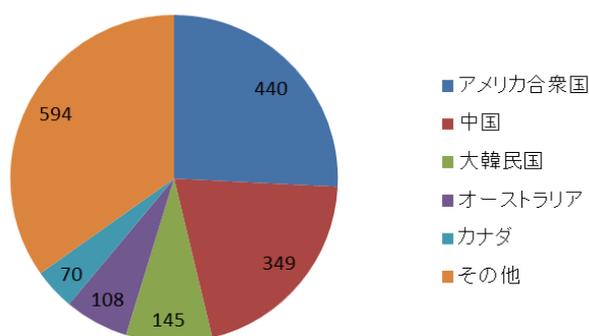
##### ①対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の事例

我が国自治体による国際交流は、1980年代以前は、友好都市交流が中心であり、人や文化の交流イベントがその主な内容であった。1980年代には、地域の国際化の推進及び在住外国人の増加に伴う多文化共生を実現する主体としての役割が期待されていた。

1995年に、自治体国際協力元年が位置付けられ、現在に至る我が国自治体の国際化の基盤となっている。近年では、観光振興、中小企業振興、農業振興など、さまざまな分野においても国際的な展開が行われている。

(財)自治体国際化協会のデータによれば、2013年現在、我が国自治体では1,636件の友好都市提携を締結している。国別では、もっとも多い友好都市連携はアメリカ合衆国(440件)であり、続いて中国(349件)となっている。この2か国で、友好都市締結件数全体の48%を占めている。

<sup>1</sup> 榎田勝利(2011)「友好都市交流の成果から学ぶ新たな発展の可能性～日中韓姉妹自治体連携・ネットワーク～」自治体国際化フォーラム Oct. 2011



出所：(財)自治体国際化協会

図 1 我が国自治体の友好都市締結件数

海外における現地事務所の設置は、従来は欧米諸国に設置され、先進国の情報収集が目的であった。近年はアジアを中心とした途上国に多くの事務所が設置されるようになり、外資系企業の誘致、貿易促進や観光客誘致に向けたプロモーション活動などに力点が置かれている<sup>2</sup>。

我が国自治体の中国の事務所を訪問し、現地での活動の詳細を把握した結果は、以下のとおりである。

表 1 友好都市等交流活動と海外拠点の活動が連携している事例

自治体	概要
石川県	120 社（222 拠点）が海外に進出しており、うち約 75%の 90 社（107 拠点）が中国に進出。その多くの企業が友好都市である江蘇省に集結。石川県では 2010 年に江蘇省と経済、環境交流に関する協力覚書を交わし、江蘇省の展示会への出展支援、企業アピール、ビジネス交流会へのサポートなどを実施。
長崎県	福建省、上海市、湖北省と友好交流の提携。上海に向けて「長崎鮮魚」を輸出し、日系百貨店で販売。店舗は 250 か所。週 3 便で輸送し、「安心・安全・新鮮」を売りにしている。日本から中国に鮮魚を輸出しているのは、長崎県と愛媛県のみ。2011 年に湖北省と友好都市関係を締結し、アンテナショップを利用して長崎県特産品のテスト販売などの経済交流も実施。
川崎市	市内企業の海外展開支援のワンストップサービス化を図るために 2013 年 2 月に川崎市海外ビジネス支援センター（KOBS）を開設し、セミナーの開催、博覧会や展示会への参加（青島、瀋陽、香港、上海など）を実施。中国に拠点を持たない企業のために、上海市に川崎市中小企業上海合同事務所を設置し、作業場所や窓口業務を無料で提供。
横浜市	友好都市である上海市と 40 年前から交流があり、独自の予算で事業を実施（横浜市の事務所も設置済）。上海では、市長自らトップセールスを行っているとともに、横浜市の企業も多く進出。2012 年 3 月に横浜市が実施した景況・経営動向アンケート結果によると、市内の 469 社のうち 76%が既に中国に進出。

出所：自治体の中国拠点、国内自治体におけるヒアリング調査結果

<sup>2</sup> 広瀬正之（2012）「中国における海外自治体事務所設置の動向」自治体国際化フォーラム Jun.2012

## ②対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の課題

対中国支援施策を独自に有している我が国自治体の課題について、該当する地方自治体にヒアリング調査をした結果、以下の点が指摘された。

### 1)経済交流に対する支援制度の拡充など、ビジネスリスクへの対応

企業の海外進出や自治体の特産品の輸出などの実現・促進には、現地市場に関する情報提供の充実やビジネスリスクへの対応・支援に前向きに取り組む必要がある。

### 2)交流を支える人材の育成

文化交流、経済交流、いずれを実現するためにも、双方の文化、商慣習などに精通した人材が互いにいることが必要である。

### 3)コーディネータの必要性

対象となる分野が拡大する場合、支援事業全体に対するコーディネートを自治体が主導し、展開する力が求められる。

## (2) 我が国自治体と対中国地域提案型草の根技術協力事業

中国を対象とした草の根技術協力事業の意義や位置づけを確認するためには、実際に現地で事業に関わった自治体の担当者や中国側カウンターパートの担当者などへのヒアリングを行うことで、より詳細な結果を把握し、成果や課題を整理する必要がある。そこで、これまで実施されてきた草の根技術協力事業 159 件のうち、18 件を対象に日中双方の関係主体（主に自治体）にヒアリング調査を実施した。

### ①調査対象案件

ヒアリング対象とする事業と訪問先については、以下の選定基準に合致するところを抽出した。

- a.3 年間にわたり草の根技術協力事業を実施している自治体
- b.中国に事務所を持ち、業務の調整を行っている自治体
- c.企業の海外進出のきっかけとなる事例を含む案件
- d.友好都市関係ではないが事業の実施に至った案件

表 2 ヒアリング調査対象事業一覧

事業名	実施期間	日本側関係主体	中国側関係主体
アジア都市における総合環境教育	2005-2006	横浜市 アジア太平洋都市間 協力ネットワーク	江蘇省南京市
中国国際設備製造業博覧会における中 日ロボットコンテスト等の取り組み	2011-2012	川崎市 <sup>3</sup>	遼寧省瀋陽市
朝陽市農業振興計画等 農村女性による住民参加型健康推進プ ロジェクト 十二徳堡郷における住民の健康向上の ための女性リーダー育成プロジェクト	2000-2005 2006-2008 2009-2011	帯広市	遼寧省朝陽市
寒冷地における省エネ対応住宅改善計 画	2007-2009	旭川市	黒龍江省
残留農薬分析技術の普及による松花江 の環境保全支援事業など	2009-2011	山形県	黒龍江省
四川省の温泉を活用した観光産業復興 による被災地復興事業	2010-2012	山梨県 山梨県立大学	四川省成都市
中国広東省における食の安全安心と食 育の推進	2012-2015	兵庫県 (財) 太平洋人材交流 センター	広東省
中国・西安市における大気中の浮遊粒 子状物質削減事業	2012-2015	京都市 (財) 太平洋人材交流 センター	陝西省西安市
江蘇省大気環境改善支援事業など	2009-2011	石川県	江蘇省
遼寧省との自動車排気ガス対策協力事 業	2012-2014	富山県 (財) 環日本海環境協 力センター	遼寧省
広州市における衛生検査技術及び保健 情報の活用能力の向上	2009-2011	福岡県 福岡県保健環境研究 所	広東省広州市
中国桂林市リハビリ医療センター人材 育成支援プロジェクト	2010-2012	熊本市、 熊本大学 熊本機能病院	広西チワン族 自治区桂林市 中医病院
大同市における資源循環型環境教育	2011-2014	福岡県大牟田市	山西省大同市
上海市における環境教育推進事業	2010-2011	北九州市	上海市
水道技術「安全、安定給水の向上」	2005-2007	(財) 北九州上下水道 協会	遼寧省大連市
金壇市における環境教育に基づく豚糞 尿液肥利用の耕畜連携支援プロジェク ト	2010-2012	福岡県築上町	江蘇省金壇市

<sup>3</sup> 川崎市は草の根技術協力事業を利用していないが、地元企業の中国進出に積極的であることから、参考事例のひとつとしてヒアリングを実施した。

事業名	実施期間	日本側関係主体	中国側関係主体
新潟県・黒龍江省寒冷地等舗装技術協力事業	2002-2004	新潟県	黒龍江省
建設技術（研修員受入）	2000-2001 2003	札幌市	遼寧省瀋陽市

## ②日本自治体に対するヒアリング調査結果

日本自治体に対するヒアリング調査で得られた知見を以下に整理した。

### 1)草の根技術協力事業を利用した背景

今回対象とした事業の多くは、草の根技術協力事業が始まる以前から中国側の自治体と友好都市や友好都市の提携関係にある。こうした中で、友好都市の提携関係と異なっているのは、以下のようなケースである。

- ・山梨県と成都市：成都市は甲府市と友好都市提携を結んでいるが、山梨県が事業を引き継いだ。
- ・福岡県と広州市：国際会議の場で、福岡県と広州市の研究所の所長が意見交換し、事業の実施に至った。
- ・築上町と金壇市：九州大学の留学生として来日していた金壇市の学生が築上町を拠点にした研究を行っていた経験から、事業の依頼につながった。

### 2)日本側が考える中国側のメリット

日本側が考える中国側のメリットは、技術協力を行う分野により若干異なる。環境汚染の緩和や建設技術をテーマにした事業では、職員の技術レベルの向上と考えている意見が多く見られた。ただし、中国側の情報ニーズが当初の想定と異なることがあるため、事前に中国側のニーズを十分把握しておくことが重要であるという指摘もあった。

一方、保健衛生や環境教育の分野では、自治体職員の技術レベルの向上とは別に、現地住民の意識改革も重視しているという意見があった。周辺の公園を活用した自然体験型の環境教育などはその一例とのことである。

### 3)日本側のメリット

草の根技術協力事業において日本側自治体がかつとも意識しているメリットは、以下の通り多岐にわたっている。

- ・友好都市の交流促進
- ・中国からの職員の受入や、中国への派遣を経験することで、自らが担当している職務の意義や、技術水準を客観的に評価できるようになり、その後の職務意識の改善に役立つ
- ・中国の大気汚染や水質汚染は国境を越えて日本にも影響するため、大気汚染の改善などをテーマにする事業では、日本側の環境負荷軽減にもつながるという意識を持つようになる

- ・事業実施にあたり、中国側との折衝を行う国際課のような能力を持った部署と、研修員に実際の技術指導を行う現場職員が所属する部署が連携する必要があるため、日本側自治体の内部交流が促進される

#### 4)協力事業の成果

築上町と金壇市の事業では両自治体の小学校同士で姉妹協定が結ばれ、築上町の小学生が金壇市を訪問するといった、住民レベルでの交流が実現している。

また、帯広市の事業では、一般市民が海外で研修を受ける機会を得るようなことは草の根技術協力事業以外では難しいことから、非常に貴重な経験となったと朝陽市側の担当者は高く評価している。帯広市の事業では、初めにひとつの村を対象に専門家を派遣して保健衛生指導を行うことができる人材を育成し、その後その人材が周辺の村で同様の指導を行うといった、事業の二次的な成果の発現もあった。

大牟田市の案件では各家庭で利用されていた石炭ボイラーによる暖房を、工場からの温水循環集中暖房に切り替えることなどの効果により、地域の大気環境基準のクリア日数が事業実施前の6倍以上になるという成果を得ている。また、大牟田市の事業では大同市の小学校1校を対象に環境教育プログラムの導入を行ったが、近隣の別の小学校が事業の内容に関心を示し、当初想定していた事業の範囲を越えた教育プログラムの普及が進んでいる。

旭川市の事業では、ハルピン市から行政官、医師、建築設計員という異なる分野の職員を受け入れ、中国側にとって組織横断的な交流機会を提供できた。

### ③中国自治体に対するヒアリング調査結果

②では日本自治体に対するヒアリング結果を取りまとめたが、中国側のカウンターパートに対するヒアリング調査で得られた結果は、以下のとおりである。

#### 1)事業に取り組んだ背景

友好都市間の友好交流強化の一環として、また、友好都市関係締結の記念事業として、草の根技術協力事業を実施した事例が多いが、1990年代後半から、経済発展に伴い、中国各地で環境問題が多発しており、環境汚染の深刻化の抑制対策や、大気環境、水環境の改善技術に対するニーズが出てきた。

#### 2)中国側のメリット

中国側の自治体は、草の根技術協力事業は技術交流事業であると同時に友好交流事業の側面もあると捉えている。

中国側のメリットとしては、管理技術も含めてさまざまな先進技術の習得が中国側自治体にとってもっとも大きいと認識されている。日本には、過去の公害問題を解決する過程で得られた多くの優れた環境技術が蓄積されており、中国側にとり学ぶべきものが多いというのがその理由である。

また、中国自治体は技術の習得に加えて、環境政策の制定、政策の実施期間の決定、事業実施の仕組みの策定などの参考とすることも重要視している。

さらには、行政部門の意識の改革と統一が図られ、環境対策の制定及び実施を促進するメリットがあり、その代表例は大同市である。日本自治体に対するヒアリング調査結果でも紹介した大同市は、大牟田市との交流を通じて環境に対する意識が大きく変化し、重度汚染都市から環境優良都市へと変化した。

また、朝陽市と帯広市の間での取り組みでは、市民代表の日本での研修や日本の専門家による中国現地での指導により、地元農民の健康意識の向上が実現した。

### 3)中国側が考える日本側のメリット

友好都市の友好交流を促進したことが日本側のメリットのひとつであると中国側の多くの自治体は認識している。また、草の根技術協力事業の実施により、日本側実施主体の事業範囲の拡大に結び付いたという意見もあった。さらには、草の根技術協力事業の実施をきっかけに、現地の実情を踏まえた技術ニーズを把握することにより、ビジネスベースの交流強化が可能となり、ビジネスチャンスの創出につながる事が指摘された。

また、中国現地の住民の日本人に対するイメージが改善されたという意見もあった。たとえば、朝陽市と帯広市の間での取り組みでは、日本の専門家が現地の農家に住み込み、農民の健康状態を把握しながら、生活習慣の改善を指導した。その真面目さや親切さは、現地の農民を感動させ、日本人に対する意識やイメージは大きく変わったということである。

### 4)事業の成果及び間接効果

#### 1)事業の成果

事業の成果としては、多くの関連分野の技術者、管理人材の育成が実現されたことに加え、これらの人材の多くは各自治体関連部署のリーダーになっており、自治体の各関連分野の政策策定、体制整備、技術向上に大きく貢献していることが指摘された。たとえば、西安市では、草の根技術協力事業をはじめとした事業により、日本で研修した関係者が100名以上に達しているという。

#### 2)間接効果

中国側の自治体は日本で学んだ技術、経験及び理念をもとに、多くの地方政策、規定、基準を策定・実施し、地元の経済発展や環境保護に貢献している。

たとえば黒龍江省では、山形県で研修した日本の土壌中の農薬残留成分分析手法と実験方法などを参考に、黒龍江省品質管理監督局と共同で土壌中の残留農薬の標準分析法を制定したが、これが強制性を持つ地方規格となった。

また、朝陽市では、朝陽市が所轄する小さい県でも対外交流窓口ができたことが大きな成果であると評価している。

さらに、大連市の事業では、草の根技術協力事業の実施をきっかけに大連市と北九州市の民間交流が促進され、環境産業中心のビジネスベースでの技術協力、提携が盛んに行われているとのことである。

## 5)成果の宣伝広報

各事業とも、中国側の地方自治体は関連ウェブサイトでの広報やメディアの取材・報道、専門誌での論文掲載もしくは研修会、技術交流会での成果発表などの様々な形で草の根技術協力事業の成果を広報している。とくに、江蘇省は、ウェブサイトを利用し、草の根技術協力事業の事業紹介、進捗状況及び事業成果など、幅広い広報に努めている。また、西安市でも、市科技局が所管する「科学技術ネット」というウェブサイトでは草の根技術協力事業を紹介しているほか、研修成果を論文にまとめ、「西安環境科技」という専門誌で紹介した。

また、ほとんどの中国側の関連事業実施主体は政府関連主管部門に草の根技術協力事業の進捗状況及び事業成果を報告している。このうち朝陽市、大同市、大連市は市のトップに報告しており、これらの地方自治体政府は草の根技術協力事業の実施に関心が高いといえる。

さらに、メディアの取材・報道をするケースもあり、北九州市の代表団が大連を訪れ、市のトップと会見を行った際、メディアによる取材・報道があったほか、築上町の学生達が金壇市を訪問した際、現地のメディアの取材、報道があった。

## 6)草の根技術協力事業への期待・要望

草の根技術協力事業に対して、中国自治体からは次のような期待、要望が寄せられている。

まず、第一には、草の根技術協力事業の継続である。中日交流、技術協力のツールが減少しつつあるなかで、草の根技術協力事業はもっとも活力あふれる事業のひとつとして今後も必要であり継続的に実施してほしいというものである。事業の実施効果を改善するためには、必要に応じ中国側が一部経費を分担することも可能であるという自治体もあった。

第二には、日本の各自治体が有する技術の紹介である。中国で技術推薦会を開催し、日本の各自治体が有する技術を紹介するなど、友好都市でなくても、技術協力や交流が出来る機会の設定を希望するとのことである。

第三には、事業資源、ネットワークの活用である。実施済み草の根技術協力事業で蓄積した経験、構築したネットワークをいかに活用するかが重要である。草の根技術協力事業終了後も、専門家を中国に派遣し、元研修員を対象に技術交流会、最新技術動向セミナーなどを開催してほしいという意見が出された。

このように草の根技術協力事業に対する期待や要望が各自治体から出されたが、具体的には、以下のような分野に対するニーズが高い。

- ・環境関連 : グリーン生産、土壌汚染防止、重金属汚染防止、汚泥処理、固形廃棄物処理、環境施設の管理、生態系の修復、農村部の汚水、ごみ処理など
- ・省エネ関連 : 省エネ管理人材の育成、エネルギー管理の可視化、企業のエネルギー計量及びエネルギー管理士制度など
- ・農業関連 : 有機無公害栽培、農産品加工、家畜品種改良、飼料加工、農業技術者の育成など

・その他 : 都市計画、食品安全検査、防災、地震予測、公共交通など

#### ④草の根技術協力事業の副次的効果（草の根技術協力事業が日本企業の対中国進出ニーズに果たした役割、具体的事例）

##### 1)草の根技術協力事業をきっかけとした企業進出に対する自治体の期待

草の根技術協力事業を実施することで、友好都市交流を深めることを目標としている自治体が多いが、中には将来の地元企業の海外進出の可能性を見据えている自治体も存在する。たとえば、(財)北九州上下水道協会では、草の根技術協力事業をきっかけとした中国側関係者との交流を、新たなビジネスチャンスの有力な機会と捉えており、単なる技術協力にとどまらず、商談会の実施などビジネス面を意識した展開も行っている。

また、新潟県や札幌市は、草の根技術協力事業実施の副次的効果として中国への輸出増加などを通じた地域の産業の強化を明確に意識している。

##### 2)企業進出成功のためのポイント

前項で述べたように、自治体側の中には、草の根技術協力事業の実施をきっかけに地元企業の海外進出の実現を期待している自治体もあるが、今回ヒアリング調査を行った範囲では、企業進出に結びついたケースは熊本市のケースのみであった。こうした現状に対して、ヒアリング調査結果をもとにした、企業進出を成功させるためのポイントをあげると以下のとおりである。

a. 少量生産でかつオーダーメイド的な性格を持つ、我が国企業の競争力が高い技術協力分野を意識する。

今回ヒアリングを行った事例の中で唯一現地進出につながったのは、熊本市の義肢装具メーカーである。義肢足の場合は、製造技術の属人性が高く、患者の要望に合わせたきめ細かい対応が必要となるうえ、大量生産できる性格のものではないため価格競争にもなりにくいことから中国の現地企業では容易に対応できなかったと考えられる。

b. 技術協力分野にこだわらない企業進出モデルも検討する

大牟田市が大同市への技術協力を行った分野は環境であったものの、技術協力以外の分野である「観光」に関して、大牟田市が独自に働き掛けを行った結果、双方の市に所在するホテル同士が提携関係を結ぶなど、技術協力分野にこだわらない企業連携が図られた。このように、事業の協力対象以外の分野であっても、草の根技術協力事業の実施をきっかけに中国への企業進出の糸口をつかみ得ることを意識することも重要である。

## 第2章 我が国自治体における対中進出の現状と課題

### 2-1 我が国自治体の対中国進出支援ニーズ、現状、課題

我が国自治体による国際交流は、1980年代以前は、友好都市交流が中心であり、人や文化の交流イベントがその主な内容であった。1980年代には、地域の国際化の推進及び在住外国人の増加に伴う多文化共生を実現する主体としての役割が期待されていた。

1995年に、自治体国際協力元年が位置付けられ<sup>4</sup>、現在に至る我が国自治体の国際化の基盤となっている。近年では、観光振興、中小企業振興、農業振興など、さまざまな分野においても国際的な展開が行われている（表3参照）<sup>5</sup>。

表3 自治体の国際化の流れ

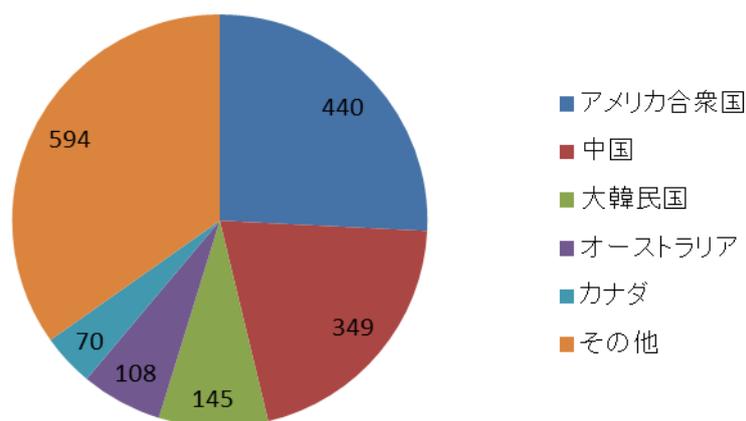
年代	概要
1980年代以前	友好都市交流が中心。
1980年代	都道府県に「国際課」が設置されるようになる。 1989年に、自治省（現総務省）が「地域交流推進大綱策定の指針」を公表。
1990年代	1995年に自治省（現総務省）が「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」を公表し、この年を「自治体国際協力元年」と名付ける。
2000年以降	2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を提唱。 日本に在住する外国人の増加に伴い、多文化共生が自治体の課題となる。
2010年以降	観光振興、中小企業振興、農業振興などの分野において、国際的展開が自治体に求められるようになる。

出所：角田（2012）をもとに作成

（財）自治体国際化協会のデータによれば、2013年現在、我が国自治体では1,636件の友好都市提携を締結している。国別では、もっとも多い友好都市連携はアメリカ合衆国（440件）であり、続いて中国（349件）となっている。この2か国で、友好都市締結件数全体の48%を占めている。

<sup>4</sup> 榎田勝利（2011）「友好都市交流の成果から学ぶ新たな発展の可能性～日中韓姉妹自治体連携・ネットワーク～」自治体国際化フォーラム Oct. 2011

<sup>5</sup> 角田秀雄（2012）「自治体・国際戦略の時代」自治体国際化フォーラム Apr. 2012



出所：(財)自治体国際化協会資料を元に作成

図 2 我が国自治体の友好都市締結件数（再掲）

海外における現地事務所の設置状況は、従来は、欧米諸国に設置され、先進国の情報収集が目的であった。近年は、アジアを中心とした途上国に多くの事務所が設置されるようになり、外資系企業の誘致、貿易促進や観光客誘致に向けたプロモーション活動などに力点が置かれている<sup>6</sup>。

2012年8月現在、自治体の海外拠点、自治体が海外に職員を駐在させて単独または共同で事務所を設置運営しているもの（独自事務所）、(財)自治体国際化協会やJETRO等の他機関が運営する海外事務所等に駐在員として職員を派遣しているもの（機関等派遣）及び自治体職員は駐在せず、現地企業等に業務を委託しているもの（業務委託）<sup>7</sup>を含めて58団体159拠点が設置されている。進出国別にみると、独自事務所、機関等派遣及び業務委託いずれにおいても、中国における事務所設置がもっとも多い（図3）。

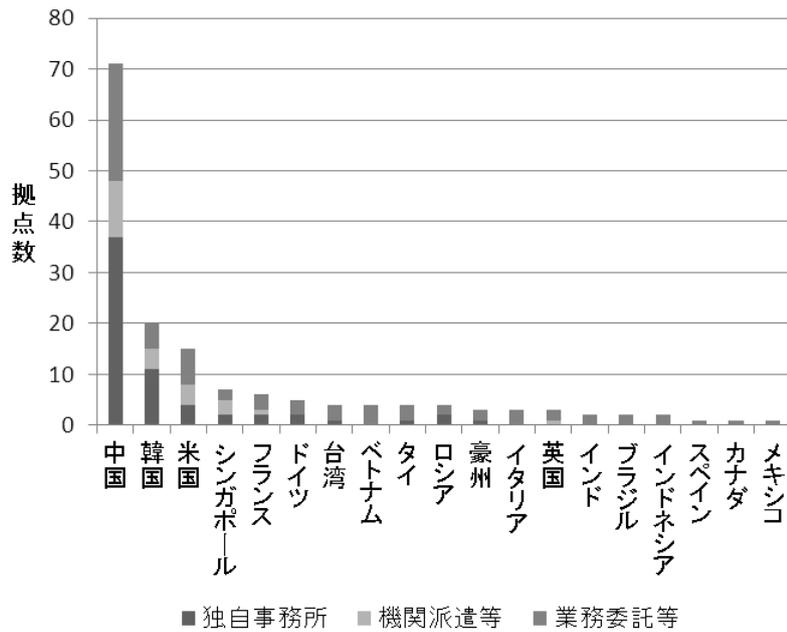
中国が世界第2位の経済大国となり、その巨大マーケットが魅力的であること、地方経済の活性化のための観光客誘致や地域特産品の輸出、企業の進出支援などさまざまな活動を行うニーズがあることによるものと考えられる<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 広瀬正之（2012）「中国における海外自治体事務所設置の動向」自治体国際化フォーラム Jun.2012

<sup>7</sup> 「独自事務所」「機関等派遣」「業務委託」の定義については、以下のサイトから引用した。

[http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_283/04\\_sp.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_283/04_sp.pdf)

<sup>8</sup> 脚注6と同じ。



出所：(財)自治体国際化協会資料を元に作成

図 3 自治体の海外拠点数 (国別、形態別：2012年8月現在)

我が国自治体の中国拠点を中国国内の地域別でみると、上海市に拠点を設置する自治体が最多である。

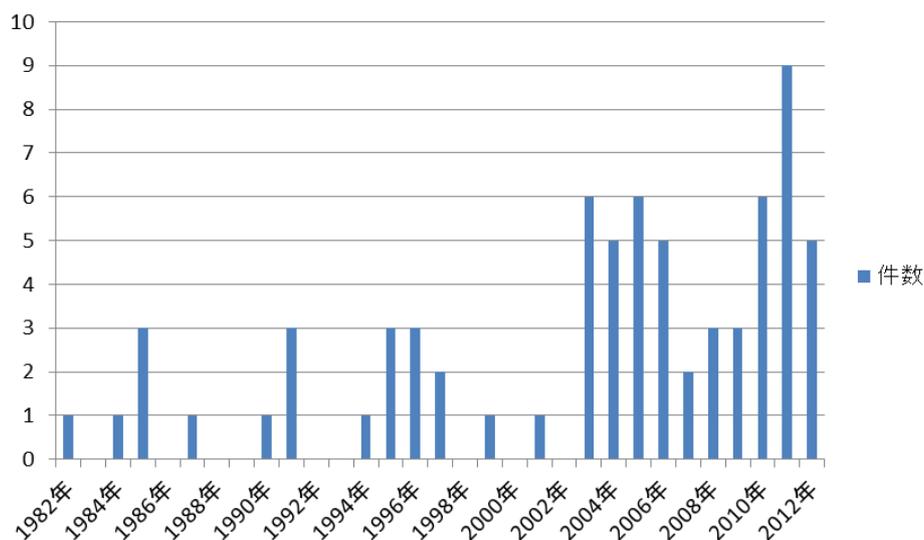
表 4 自治体の中国海外拠点数 (都市別：2012年8月現在)

中国拠点	拠点設置自治体
北京市	北海道、山梨県、沖縄県、札幌市、新潟市、長崎県
上海市	北海道、福島県、茨城県、埼玉県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、 <b>大阪府</b> 、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、 <b>横浜市</b> 、名古屋市、京都市、 <b>大阪市</b> 、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市
大連市	<b>青森県</b> 、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、岡山県、 <b>北九州市</b> 、長崎県
南京市	愛知県(注：名古屋市が友好都市)
ハルビン市	山形県
湖南省	滋賀県(注：彦根市、東近江市、栗東町が友好都市)
広州市	大阪府、 <b>福岡市</b> 、長崎県
成都市	広島県
瀋陽市	佐賀県
廈門市	長崎県
南寧市	<b>熊本県</b> (注：広西壮族自治区(首都は南寧市)が友好都市)
天津市	神戸市
青島市	<b>下関市</b> 、長崎県
武漢市	<b>大分市</b>
香港	青森県、栃木県、福井県、兵庫県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県

出所：(財)自治体国際化協会資料を元に作成

注：赤字は友好都市提携を行っている地方自治体

経年変化をみると、2003年以降、現地事務所設置件数が増えてきている（図4参照）。



出所：(財)自治体国際化協会資料を元に作成

図4 中国における自治体の拠点設置時期 (単位：件数)

草の根技術協力事業のフォローアップとして国内でヒアリングを行った18自治体のうち、13自治体は友好都市の相手方、もしくはその関係で紹介された相手方とプロジェクトを実施しており、友好都市の関係が重要な役割を果たしていることが把握できた。

表5 友好都市の関係有無別ヒアリング調査対象自治体事例

友好都市の相手方とプロジェクトを実施しているケース	友好都市の相手方とは別の自治体のプロジェクトを実施しているケース
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 帯広市—朝陽市</li> <li>● 旭川市—ハルビン市</li> <li>● 札幌市—瀋陽市</li> <li>● 川崎市—瀋陽市</li> <li>● 山梨県—成都市<sup>9</sup></li> <li>● 新潟県—黒龍江省</li> <li>● 石川県—江蘇省</li> <li>● 富山県—遼寧省</li> <li>● 京都市—西安市</li> <li>● 兵庫県—広東省</li> <li>● 北九州市—大連市</li> <li>● 大牟田市—大同市</li> <li>● 熊本県—桂林市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横浜市—南京市</li> <li>● 福岡県—広州市</li> <li>● 北九州市—上海市</li> <li>● 築上町—金壇市</li> </ul>

出所：国内自治体ヒアリング調査結果ならびに(財)自治体国際化協会資料を元に作成

<sup>9</sup> 成都市は甲府市の友好都市

表 6 に、我が国自治体ヒアリング調査から得られた自治体のニーズ別の取り組み概要について整理した。

表 6 ヒアリング調査にみる自治体の取り組み(順不同)

国内自治体のニーズ	国内自治体名	中国側自治体名	分野	概要
企業進出	山形県	黒龍江省	環境	黒龍江省は友好都市であるため、草の根技術協力事業の実施が、県内企業が製造している PM2.5 の測定機材のビジネスチャンスにつながらないか検討した。
	川崎市	瀋陽市	環境	瀋陽市は友好都市であり、商品展示会等の交流を続けてきた。1990 年代からは瀋陽市の経済成長を背景に、環境対策面での協力にシフトした。これは、市長の方針に基づくもので、公害を克服した川崎市の環境技術を売り出すことが目的である。
	新潟県	黒龍江省	道路	黒龍江省は友好都市であり、草の根技術協力事業の成果を活用することで、地元企業の寒冷地用の資材輸出の促進を目指した。しかし、結果的には中国の企業が現地の資材で対応することになったため、輸出には至らなかった。
	石川県	江蘇省	環境	江蘇省は友好都市であり、草の根技術協力事業をきっかけに、県内の合併処理浄化槽製造企業の進出を果たす狙いがあった。しかし、汚水の種類の違い、機材の維持管理等の課題により実現できなかった。
	熊本市	桂林市	健康	友好都市である、桂林市民の健康問題解決のために草の根技術協力事業を行った。これにより、義肢足の製造企業の桂林市への進出に道筋がついた。
	北九州市	大連市	環境	大連市は友好都市であり、(財)北九州上下水道協会による草の根技術協力事業を通じた技術協力とビジネスとを両輪に考えた。2011 年 4 月に JICA と共にセミナーと商談会を開催した。
観光客誘致	山梨県	成都市	観光	成都市は友好都市であり、四川大地震からの観光産業の復興に向けた草の根技術協力事業を、山梨県の観光振興のチャンスととらえた。山梨県はインバウンド観光客の 6 割を中国人が占めているが、成都市のような内陸部への対応が課題となっていたため、草の根技術協力事業の成果を活用して現地のニーズを把握し、県内の温泉産業に活かすことを目指した。その結果、中国側からの申し出により「観光協力に関する覚書」の締結が実現した。

国内自治体のニーズ	国内自治体名	中国側自治体名	分野	概要
	大牟田市	大同市	観光 (技術協力分野は環境)	大同市は友好都市であり、大気汚染対策の草の根技術協力事業を行った。この結果、大同市の大気汚染の大幅な改善に貢献できた。また、技術協力を通じた交流の結果、観光商談会も開催され、ホテル同士の提携が締結されるなどの民間ベースでの交流にもつながった。
特産品のプロモーション	札幌市	瀋陽市	食品輸出(技術協力は建設)	瀋陽市は友好都市であり、草の根技術協力事業による技術協力を契機に輸出ビジネス(とりわけ、食品関係の輸出)の展開を検討した。

出所：国内自治体ヒアリング調査結果

今後の課題は、以下のとおりである。

### ① 現地事務所の機能強化

自治体では、友好都市関係を基盤として、企業進出支援、観光客誘致、農産物等の特産品の売り込みなど新たなニーズに積極的対応を志向している。しかし、多くの自治体における中国の現地事務所は友好都市ではなく、上海市、北京市をはじめとした大都市に設置されており、友好都市への支援という役割を果たすことが困難な場合がある。自治体の財政事情を考えると、日本からの職員を増員することは容易ではないことから、別の手立てで機能強化を図る必要がある。

### ② 共同で利用できる現地事務所の設置

自治体の現地事務所は国際交流や企業の海外進出支援にとって、有効な機能を発揮するが、現地に事務所を設置することは財政事情の問題を鑑みると困難である。

北京市や上海市などでは、自治体の連携により共同事務所を設置している。JETRO や(財)自治体国際化協会が共同事務所の設置を支援している。

## 2-2 対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の実績と課題

本節では、我が国自治体の対中国支援施策について詳述するとともに、今後の課題について取りまとめる。また、対中国進出支援施策として、草の根技術協力事業以外に我が国自治体が活用可能な支援事業についても整理した。

### (1) 対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の実績

今回ヒアリングを行った都道府県ならびに、中国への進出に関して特徴のある都道府県

の対中国進出支援の内容について、以下の3つに分類した<sup>10</sup>。

- ①友好都市への企業進出支援
- ②友好都市以外の地域や中国全域市場への企業進出支援
- ③中国市場に関する企業への情報発信（将来的な進出に向けての支援）、経済交流、販路拡大

表7 対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体（主要都市）の実績例（順不同）

設置理由	自治体名	拠点都市	活動内容
友好都市(周辺都市含む)進出支援	山形県	ハルビン市	観光プロモーション、貿易、物産の振興、文化、学術、スポーツなどの交流促進など。
	福岡県	上海市	福岡県の企業の国際ビジネス支援（情報提供、ネットワーキング、進出支援）、中国企業の誘致、福岡のプロモーションなど。
	北九州市	大連市	地元企業の中国のビジネスサポート、中国の経済情報提供など。
	川崎市 (友好都市：瀋陽市)	中国全都市	海外拠点づくりのほか、国際ビジネスのきっかけづくりの市場調査、海外の見本市・展示会への出展などへの助成金（助成対象経費の1/2 補助：10万円～100万円）支給、2013年9月に受付開始（受付期間：9月中）。
友好都市以外の地域や中国全域への進出支援	新潟県 (友好都市：黒龍江省)	大連市	新潟県内企業の活動展開の支援、中国経済・産業情報の収集・発信など（新潟県と中国の経済交流と国際物流の拡大を図り、中国との経済交流の橋渡しの役目を担う）。
	京都府 (友好都市：西安市)	上海市	京都の中小企業の中国市場開拓が主目的で、販路開拓、現地法人・駐在員事務所の設立方法、財務・税務・労務等の諸問題相談などを実施。
	佐賀県 (友好都市：なし)	瀋陽市	佐賀県国際戦略「世界とつながる佐賀県行動計画」に基づき、企業の遼寧省及び周辺都市への進出支援、県産品の輸出促進など。
中国市場情報発信/経済交流/販路拡大	北海道	上海市、北京市	現地の情報収集、道産品の販路拡大、観光客誘致促進。
	新潟県	中国全都市	優れた技術などを広く外国において使用する中小企業が行う外国への特許の出願に必要な経費を補助、補助対象経費の3/4以内、1企業（1グループ）1出願限定。特許225万、意匠・商標90万が限度額。

出所：(財)自治体国際化協会資料ならびに「関東地域自治体中小企業の海外展開に関する支援制度一覧（2012年5月）関東経済産業局」を元に作成

<sup>10</sup> 拠点の整備方法については、独自に事務所を構えるというケースと、JETRO等が所有している共同事務所に入居する形になっているケースがある。

2-1 で述べたように、我が国自治体における現地事務所の多くは上海市、大連市、北京市に集中しており、友好都市やその周辺都市に現地事務所を構えているケースは限られている。草の根技術協力事業の多くが友好都市において実施されているものの、友好都市に現地事務所がないことが、企業進出に結びつかない原因のひとつになっていると考えられる。

地元企業の海外進出支援として、川崎市が 2013 年度から開始する国際ビジネスでの市場調査、見本市への出展等への助成金は、着目に値する。川崎市の施策は、中国市場への進出を考える企業にとって大きな後押しとなる支援といえる。

また、新潟県の特許出願支援も注目できる支援施策といえる<sup>11</sup>。日本の特許（および実用新案）を海外に申請する場合、国によって出願申請が認められにくい国があり、中国はそのひとつである。WIPO（世界知的所有権機関）のデータベースによれば、日本の特許出願申請に対する許可比率は、2000 年が約 40%、2007 年が約 50%と少しずつであるが改善されているものの、日本で特許として使えるものが現地では特許として使うことができない（つまり、現地で模倣することが現地法で認められてしまう）状況にある<sup>12</sup>。特許出願には多くの費用が発生することから、出願の必要性が認識されていても、中小企業ではその費用を十分確保できないケースも多い。

こうした状況を見ると、特許出願支援は、今後の中国への企業進出の後押しという面では大きな力となりうるものである。なお、グローバルな知的財産の保護という観点では、特許（および実用新案）のみならず、商標、産業意匠、植物品種保護なども同様である。

特許（および実用新案）、商標、産業意匠、植物品種保護については、これまで我が国自治体は、民間企業からの相談を受けることはあっても、実際に出願支援、資金助成について、あまり積極的に行ってこなかった。海外のビジネスモデルに関する情報収集が容易になるにつれて、事業モデルの模倣性、類似性が高まってきていることから、特許（および実用新案）や商標、産業意匠、植物品種保護<sup>13</sup>などは、企業が現地進出する前の事前の現地市場調査の一環として実施すべきものである。

## （２）対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の事例

前項で示した我が国自治体の現地事務所等を訪問し、現地での活動の詳細を把握した。結果は、以下のとおり（表 8 参照）である。

<sup>11</sup> この制度は、他都道府県でも導入されているが、本調査で実施したヒアリング調査や、関東経済産業局の資料などを見ても、新潟県は、特許出願が海外進出における重要な要因のひとつであるという認識を持っていることから取り上げることとした。

<sup>12</sup> 2007 年における韓国に対する日本の特許出願申請への認可率は約 95%である（出所：WIPO データベース）ことから見ても、中国における許可率は低さが著しい。

<sup>13</sup> 中東地域の一部の国（たとえば、UAE）では植物品種保護を認めていないケースもあるため、国ごとに特許（および実用新案）や商標、産業意匠、植物品種保護の認可制度を確認する必要がある。

表 8 友好都市等交流活動と海外拠点の活動が連携している事例

自治体	概 要
石川県	120 社（222 拠点）が海外に進出しており、うち約 75%の 90 社（107 拠点）が中国に進出している。その多くの企業が友好都市である江蘇省に集結している。石川県では 2010 年に江蘇省と経済、環境交流に関する協力覚書を交わし、江蘇省の展示会への出展支援、企業アピール、ビジネス交流会へのサポートなどを行っている。
長崎県	福建省、上海市、湖北省と友好交流の提携をしている。上海に向けて「長崎鮮魚」を輸出し、日系百貨店で販売している。店舗は 250 か所。週 3 便で輸送し、「安心・安全・新鮮」を売りにしている。日本から中国に鮮魚を輸出しているのは、長崎県と愛媛県のみ。2011 年に湖北省と友好都市関係を締結し、アンテナショップを利用して長崎県特産品のテスト販売などの経済交流も行っている。
川崎市	市内企業の海外展開支援のワンストップサービス化を図るために 2013 年 2 月に川崎市海外ビジネス支援センター（KOBS）を開設し、セミナーの開催、博覧会や展示会への参加（青島、瀋陽、香港、上海など）を実施している。中国に拠点を持たない企業のために、上海市に川崎市中小企業上海合同事務所を設置し、作業場所や窓口業務を無料で提供している。
横浜市	友好都市である上海市と 40 年前前から交流があり、独自の予算で事業を実施している（横浜市の事務所も設置済）。上海では、市長自らトップセールスを行っているとともに、横浜市の企業も多く進出している。2012 年 3 月に横浜市が実施した景況・経営動向アンケート結果によると、市内の 469 社のうち 76%が既に中国に進出している。

出所：自治体の中国拠点、国内自治体におけるヒアリング調査結果

### （3）対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の課題

対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の課題について、現地事務所ヒアリング結果において把握した今後の自治体における中国との交流の方向性（表 9 参照）を踏まえると、以下の点が指摘できる。

なお、「我が国自治体の財政事情による国際交流事業そのものに対する継続の困難性」、「政治的事情を背景とした中国との国際交流継続に対する地元住民や議会等の理解の厳しさ」、「中国以外の新興国への技術協力ニーズに対する対応」といった課題も指摘されている。

#### ①経済交流に対する支援制度の拡充など、ビジネスリスクへの対応

企業の海外進出や自治体の特産品の輸出などの実現・促進には、現地市場に関する情報提供の充実やビジネスリスクへの対応・支援に前向きに取り組む必要がある。

#### ②交流を支える人材の育成

文化交流、経済交流、いずれを実現するためにも、双方の文化、商慣習などに精通した人材が互いにいることが必要である。長野県と河北省のケースのように（表 9 参照）、留学生制度などを継続することが施策の効果的な実施に必要である。

### ③コーディネータの必要性

対象となる分野が拡大する場合、支援事業全体に対するコーディネートを自治体が主導し、展開する力が求められる。

表 9 対中国進出支援施策を独自に有する我が国自治体の方向性

自治体	概要
石川県上海事務所	石川県議会と江蘇省人民代表部の間の交流が深い。石川県環境部と江蘇省環境保護庁の結びつきも深い。石川県からのボランティアに近い一方的な交流でなく、今後は石川県に経済効果があるような取り組みも考えたい。
長野県上海事務所	長野県は河北省と友好提携があり、河北省の大学に県費で留学生を派遣している。河北省に進出した県内企業はないが、友好交流から経済交流に発展させていきたい。
熊本県上海事務所	熊本県は、広西チワン族自治区との友好交流が 30 周年となった。これを機に、首府である南寧にも事務所を設置した。経済交流にも本腰を入れたい。
福岡県上海事務所	福岡県と江蘇省との友好交流は 21 周年になった。環境分野で互いに積極的に協力しており、最近江蘇省からも具体的な要望が出されるようになった。江蘇省は、大牟田市と北九州市のエコタウンにも興味を持っていることから、産業タイアップにつなげたい。

出所：自治体の中国拠点におけるヒアリング結果

#### (4) 草の根技術協力事業以外に我が国自治体が活用可能な支援事業

我が国自治体が活用可能な支援事業は以下のとおり（表 10 参照）。科学研究費助成事業（科研費）については、福岡県築上町の草の根技術協力事業に参加した大学の研究機関側が申請し、認められた実績がある。草の根技術協力事業と事業実施内容が同一であっても、申請先が異なれば、ともに助成を受けることが可能である。

表 10 我が国自治体が中国における技術協力において活用可能な支援事業（順不同）

支援事業名	支援主体	支援内容	備考
科学研究費助成事業(科研費)	日本学術振興会	全国の大学や研究機関において行われるさまざまな研究活動に必要な資金を研究者に助成する仕組みのひとつ。対象は、人文・社会科学から自然科学までのすべての分野で、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）が対象となる。	福岡県築上町の草の根技術協力事業に参加した大学の研究機関が活用。申請組織が研究機関であることが必要。

支援事業名	支援主体	支援内容	備考
自治体職員 国際協力専 門家派遣事 業	(財) 自 治体国際 化協会 (CLAIR)	海外の自治体などの行政資質の向上、技術力の向上、人材の育成に資するとともに、日本の自治体と海外の自治体などとの友好協力関係の増進を目的として、海外地方政府(自治体)からの要請に基づき、「自治体国際協力人材バンク」の登録者から候補者を選考し、自治体国際協力専門家として派遣する。	中国、東南アジアが対象。 派遣期間は原則3ヶ月以内(10日～1ヶ月が標準)。 対象分野は、農業、林業、環境、土木、都市計画、医療、教育など32分野。
自治体国際 協力促進事 業	(財) 自 治体国際 化協会 (CLAIR)	自治体の国際施策が「交流から協力へ」とステップアップすることを促進するため、自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を積極的に認定し、財政的に支援するとともに、これらの活動を広く紹介する。	資金供与のみの事業や調査のみの事業、国またはこれに準ずる機関からの助成を受けている事業は対象から除外する。 【単独事業】： 助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき上限300万円。 【共同事業】： 助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1事業につき上限500万円(複数の団体間で共同して行う場合)。助成期間は1年間。
政府開発援 助ユネスコ 活動費補助 金	文部科学 省	我が国の民間ユネスコ活動の振興に資するアジア・太平洋地域等における開発途上国の教育、科学または文化の普及・発展のための交流・協力を行う事業とし、かつ、我が国が推進するユネスコ活動に密接に関連する下記の事業の推進に寄与するものであり、直接または間接に営利を目的としないものに限る。 補助対象事業は、「教育協力事業」「科学協力事業」「文化協力事業」の3事業で活動形態としては、研修コースの開催、現地における実技指導及び調査分析活動などを想定。	応募可能なのは、地方公共団体、地方教育委員会、国立大学法人・公立大学法人・学校法人(国公立大学・短期大学の学部学科、大学院研究科専攻、附置研究所、研究センター等单位で応募可)、独立行政法人、大学共同利用機関法人、公益認定法人(公益社団法人、公益財団法人)、特例民法法人(社団法人、財団法人)、一般法人(一般社団法人、一般財団法人)、特定非営利活動法人、その他文部科学省国際統括官が補助対象となり得ると判断した団体等。 補助金の金額は、原則として、1件当たり500～2,000万円。

出所：科学技術庁、文部科学省、(財)自治体国際化協会 HP等を元に作成

## 2-3 対中国進出日系企業から見た我が国自治体の対中国進出支援の現状と課題

本節では、対中国進出日系企業の支援を行っている我が国自治体の現地調査を通じ、支援活動の現状や課題につき、取りまとめた。

なお、国内ヒアリング調査では、草の根技術協力事業をきっかけに日系企業の中国進出が実現したケースとして、熊本市（桂林市）の義肢足製作企業が例にあげられる。

### （1）我が国自治体の対中国進出支援の現状

国内ヒアリング調査を行った自治体の在中国現地事務所を訪問し、各自治体に所在地がある民間企業の中国への進出状況ならびにこうした企業への各種支援策の現状につき情報収集を行った。

国内ヒアリング調査を行った自治体に所在地がある民間企業の進出先は、中国の沿岸部が多く、製造業の中小企業が中心となっている。自治体の公的支援を見ると、企業のマッチングや展示会の開催など、現地企業との連携を図ることができる下地づくりに注力をしている状況である。

表 11 ヒアリング調査先自治体における中国国内の事務所の役割と  
進出企業に対する自治体の支援策

自治体名	進出企業に対する自治体の支援策	参考：各自治体の地元企業の中国への進出状況
山形県 (ハルピン市)	山形県内の企業のハルピン貿易商談会への出展、山形県の食品の試食会の開催、「山形風情節」の開催による観光誘致活動など。	山形県内の企業の中国進出は少ない。
新潟県 (大連市)	商談会のセッティングおよびフォローや、出展費用の補助、企業マッチング、アテンド、売り先探しの手伝いなど。	大連市に進出している新潟県の企業は、10社（すべて製造業）。黒龍江省には、1社（ソフト開発）。瀋陽市は3社。上海市は、50社。そのほとんどは、統括会社もしくは、駐在事務所。
横浜市 (上海市)	企業へのマッチングサポートは、主に、販路拡大、売り先および調達先探しなど。最近では、飲食関連の相談が多い。	横浜から200以上の企業（製造業中心）が中国に進出している。進出先は華東エリアが中心。業種は主に電子機材、部品関連。
川崎市 (上海市)	川崎市内の企業の上海工業博覧会、消防展示会及び中国（上海）国際技術輸出入商談会への出展を支援。上海商工連合会と提携し、川崎市内の企業と上海市内の企業とのビジネスマッチングを実施。	上海市周辺はまだないが、江蘇省には複数の川崎市内の地元企業が進出している。

自治体名	進出企業に対する自治体の支援策	参考：各自治体の地元企業の中国への進出状況
北九州市 (上海市)	北九州市と北京環境交易所は 2011 年 8 月に MOU 締結。北九州市の環境技術を中国に活用してもらい、北九州環境関連企業の活性化を目指す。北九州市環境関連企業リストを同所に渡し、企業同士の交流につなげ、行政がフォローする構想。	北九州市から進出している企業は、20 社余りで、ほとんどは中小企業である。以前は製造業、現在はサービス業（物流、人材派遣等）がメイン。
北九州市 (大連市)	2012 年に北九州市の関連団体は大連環境保護産業協会と MOU を締結し、互いに地元企業の相手都市で開催する展示会への出展を支援。	近年、東南アジアを中心に海外進出を凶る傾向。最近では、自動車生産設備関連企業が大連市に新規進出した。
石川県 (上海市)	進出企業への支援、サポートのため、現地コンサル（法務、労務など諸々）とも契約しており、費用は県費対応。展示会への出展手伝い、企業アピール、ビジネス交流会などへのサポート。	90 社（107 拠点）が中国に進出している（内陸部はゼロ）。業種は、主に製造業である。県内の大手企業が中国に進出し、その下請け企業も続々と中国に進出している。主に華東地域に集中している。近年、上海市への進出は減少傾向。
福岡県 (上海市)	企業の進出相談、ビジネスマッチング支援、物産展示会の開催などを実施。	製造業の進出は少ない。もともと福岡県はサービス業が多いため、通販会社、飲食店などが進出している。内陸部の武漢で、工商局の積極的支援も受け、ケーキ屋を出店した成功例もある。

出所：自治体の中国拠点におけるヒアリング結果を元に作成

## （２）我が国自治体の対中国進出支援の課題

日本経済団体連合会の報告書<sup>14</sup>によると、「中小企業にとって、ビジネスパートナーとの出会いのタイミングが海外進出のポイントのひとつであり、相手企業からの業務提携や技術供与の申し込み、取引先からの紹介といったケースが少なくなく、見本市・展示会や懇親会、公的支援機関の支援制度を活用する企業もある。」と指摘されている。（１）で取りまとめた自治体が主催した活動は、対中国進出企業及び進出を検討している企業にとって、「有益な場の提供」という意味において意義あるものとなっている。

また、同報告書では、「進出後の情報収集方法については、現地の JETRO 事務所や日系企業の商工会などから必要な情報を入手することが基本となる。」とあるが、海外事務所を持つ自治体であれば、こうした情報入手について、より機動性があり、さらにその企業に適した情報を提供することが可能となる。

自治体および政府・公的支援機関の対中国（中国に限らず広く海外）進出支援制度を利用する際に必要となる書類については、これまでも簡素化が図られてきたところであるが、依然として多くの利用者から煩雑かつ複雑との意見が寄せられており、書類の簡素化・簡

<sup>14</sup> 「中小企業のアジア地域への海外展開をめぐる課題と求められる対応」2013 年 5 月 14 日、一般社団法人 日本経済団体連合会

便化に向けて、一層の努力を行なうべきであるとの指摘がなされている<sup>15</sup>。また、海外勤務経験の豊富な人材が自ら中小企業を直接訪問して具体的な相談に応じるといった能動的な対応の必要性についても、指摘がなされている。

さらに、「外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図ることを前提に、(公財)国際研修協力機構において、技能実習制度の卒業生に関するデータベースを整備するとともに、海外で事業展開する中小企業と卒業生のマッチングを図る仕組みを構築すべきである」との指摘がなされている。卒業生のデータベース化および地元の中小企業とのマッチングについては、研修受入を実施した自治体についても同様に求められる施策であると考えられる。

海外事務所を持つ川崎市へのヒアリングでは、「現地に事務所がないと中国での事業活動の推進が困難である。中国に拠点を持たない企業のために、上海に川崎中小企業上海合同事務所を設置し、作業場所や窓口業務を無料で提供している」「中小企業の多くは海外とのコネクションを保有しておらず、展示会に参加してもその後の展開につなげることが難しい」との課題認識があり、市内企業の海外展開支援のワンストップサービス化を図るため、2013年2月に川崎市海外ビジネス支援センター(KOBS)を川崎市内に開設した経緯が把握できた。こうした問題意識と対応は、対中国進出企業の支援に資するものであり、より企業のニーズに沿ったものであるといえる。

## 2-4 我が国自治体の中国以外の開発途上国(China+1)への進出支援の現状、施策や予算配分等から推察できる今後の見通し

### (1) 我が国自治体の中国以外の開発途上国(China+1)への企業進出の現状

我が国企業の新規海外進出をみると、表12に示すように、依然として中国が1位となっている。しかし、この数年を見ると、インドネシア及びタイが、その順位を上げてきており、とくにインドネシアは、国別では中国に次ぐ第2位へと上昇している。

---

<sup>15</sup> 13と同じ

表 12 我が国企業の新規海外進出件数（国別）上位 10 カ国

順位	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年 (判明分)	2013 年予定 (判明分)
1	中国	中国	中国	中国	中国	中国	中国
2	アメリカ	アメリカ	アメリカ	インド	インド	インドネシア	インドネシア
3	タイ	タイ	ベトナム	アメリカ	タイ	タイ	インド
4	インド	インド	タイ	タイ	アメリカ	アメリカ	ベトナム
5	ベトナム	ベトナム	インド	香港	インドネシア	ベトナム	メキシコ
6	韓国	台湾	香港	シンガ ポール	ベトナム	インド	韓国
7	香港	シンガ ポール	韓国	ベトナム	シンガポール	シンガポー ル	タイ
8	イギリス	韓国	シンガ ポール	韓国	韓国	韓国	アメリカ
9	オランダ	ドイツ	ドイツ	香港*	香港	香港	香港
10	メキシコ	香港	ロシア	台湾	台湾	マレーシア	台湾

出所：東洋経済 ONLINE <http://toyokeizai.net/articles/-/15578?page=2> (2013 年 8 月)

元出所：「海外進出企業総覧」東洋経済新報社

※5 位香港と重複しているが、原典のまま記載

表 13 自治体の中国以外の開発途上国の進出支援や取り組み

自治体名	概 要
山形県	1994 年にインドネシア・イリアンジャヤ州（現パプア州）と姉妹県州を締結し、保健・医療関係、農業関係の技術協力を継続。
山梨県	現在は東南アジアに注力しており、パートナーシップ協定を締結し、ガルーダインドネシア航空との提携を行なっている。たとえば、インドネシアから留学生を受け入れる事業があり、ハラル対策として、近くの日本語学校に通うインドネシア人に、商工会議所から紹介してもらった日本料理屋などで試食してもらい、イスラム教徒を受け入れるために必要な料理の提供方法の研修を進めるなどしている。

出所：国内自治体におけるヒアリング調査結果

国内の自治体においては、イベント・展示会への参加、研修員受入・派遣については、さまざまな国に対して実施されているが、東南アジアにおける現地事務所の設置は少なく<sup>16</sup>、企業の進出支援の面からは、具体的および積極的な活動は実施していない状況といえる。

<sup>16</sup> 神奈川県、大阪府及び高知県は シンガポールに海外事務所を設置している。

(2) 予算措置に見る我が国自治体の途上国支援

国内の各自治体では、横浜市、川崎市、北九州市など、各自治体が有しているノウハウ、技術力等を活かし、途上国支援に乗り出している。

2013年度の予算を見ると、下水道をはじめとした途上国支援に対して予算が付けられている。

表 14 国内の自治体の途上国支援に対する予算の状況

	横浜市	川崎市	北九州市
予算額	3,500 万円 (2011 年)	1 億 5,000 万円(2013 年)	約 4,000 万円 (2013 年)
予算対象	<b>官民連携による海外展開に向けた取り組みの推進</b> ・ NEDO プロジェクト (フェーズ3) の推進 ・ ベトナム国ホーチミン市水道局との技術交流実施 ・ 海外プロモーション・PR 関連	<b>経済の国際化への対応</b> ・ 産業の国際化の支援 ・ アジア起業家村構想の推進 <b>上水道・工業用水道・下水道事業の国際展開</b> ・ 上下水道事業のノウハウ等を活用した国際展開 <b>国際的視点に基づく環境産業施策の推進</b> ・ 川崎国際環境技術展の開催	<b>技術協力事業の展開</b> ・ ベトナム、サウジアラビア等 *ベトナムでは草の根技術協力事業を展開(製造業の能力向上事業) <b>各種セミナー</b>

出所：各都道府県予算書を元に作成

注 1：対象国については、明示されていない

注 2：北九州市の数字は、2013 年度の北九州市ならびに (公財) 北九州国際技術協力協会 (KITA) の予算書をもとに作成

### 第3章 我が国自治体と対中国地域提案型草の根技術協力事業

第2章では、我が国自治体の対中進出状況を整理し、友好都市等の交流関係や現地拠点を基礎にした経済交流の動きがあることを確認した。これを受けて、第3章では日本の自治体側の立場から見た草の根技術協力事業の成果や課題を整理した。

#### 3-1 我が国自治体に対するヒアリング調査

中国を対象とした草の根技術協力事業の意義や位置づけを確認するためには、実際に現地で事業に関わった自治体等の担当者へのヒアリングを行うことで、より詳細な結果を把握し、成果や課題を整理する必要がある。そこで、これまで実施されてきた草の根技術協力事業159件のうち、18件を対象に関係主体(主に自治体)にヒアリング調査を実施した。

##### (1) 調査概要

##### ①ヒアリング対象の抽出方法と対象

ヒアリング対象とする事業と訪問先については、以下の選定基準に合致するところを抽出した。

- a.3年間にわたり草の根技術協力事業を実施している自治体
- b.中国に事務所を持ち、業務の調整を行っている自治体
- c.企業の海外進出のきっかけとなる事例を含む案件
- d.友好都市関係ではないが事業の実施に至った案件

抽出した事例を以下に示す。

表 15 国内ヒアリング調査対象事業一覧

事業名	実施期間	日本側関係主体	中国側関係主体
アジア都市における総合環境教育	2005-2006	横浜市 アジア太平洋都市間 協力ネットワーク	江蘇省南京市
中国国際設備製造業博覧会における 中日ロボットコンテスト等の取り組み	2011-2012	川崎市 <sup>17</sup>	遼寧省瀋陽市
朝陽市農業振興計画等 農村女性による住民参加型健康推進 プロジェクト 十二徳堡郷における住民の健康向上 のための女性リーダー育成プロジェ クト	2000-2005 2006-2008 2009-2011	帯広市	遼寧省朝陽市

<sup>17</sup> 川崎市は草の根技術協力事業を利用していないが、地元企業の中国進出に積極的であることから、参考事例のひとつとしてヒアリングを実施した。

事業名	実施期間	日本側関係主体	中国側関係主体
寒冷地における省エネ対応住宅改善計画	2007-2009	旭川市	黒龍江省
残留農薬分析技術の普及による松花江の環境保全支援事業など	2009-2011	山形県	黒龍江省
四川省の温泉を活用した観光産業復興による被災地復興事業	2010-2012	山梨県 山梨県立大学	四川省成都市
中国広東省における食の安全安心と食育の推進	2012-2015	兵庫県 (財) 太平洋人材交流センター	広東省
中国・西安市における大気中の浮遊粒子状物質質量削減事業	2012-2015	京都市 (財) 太平洋人材交流センター	陝西省西安市
江蘇省大気環境改善支援事業など	2009-2011	石川県	江蘇省
遼寧省との自動車排気ガス対策協力事業	2012-2014	富山県 (財) 環日本海環境協力センター	遼寧省
広州市における衛生検査技術及び保健情報の活用能力の向上	2009-2011	福岡県 福岡県保健環境研究所	広東省広州市
中国桂林市リハビリ医療センター人材育成支援プロジェクト	2010-2012	熊本市 熊本大学 熊本機能病院	広西チワン族自治区桂林市中医病院
大同市における資源循環型環境教育	2011-2014	福岡県大牟田市	山西省大同市
上海市における環境教育推進事業	2010-2011	北九州市	上海市
水道技術「安全、安定給水の向上」	2005-2007	(財) 北九州上下水道協会	遼寧省大連市
金壇市における環境教育に基づく豚糞尿液肥利用の耕畜連携支援プロジェクト	2010-2012	福岡県築上町	江蘇省金壇市
新潟県・黒龍江省寒冷地等舗装技術協力事業	2002-2004	新潟県	黒龍江省
建設技術（研修員受入）	2000-2001 2003	札幌市	遼寧省瀋陽市

## ②ヒアリング項目

草の根技術協力事業の成果や課題を把握するために、ヒアリングを実施した。

### <日本側自治体向けヒアリング項目>

- 1.草の根技術協力事業を利用した背景について
  - ・友好都市などの提携関係がきっかけとなっているか
  - ・JICA のスキームを知ったきっかけ
- 2.日本側が考える中国側のメリット
  - ・ノウハウ習得、ガイドラインや計画策定など
  - ・日本側から見た中国側のニーズ
- 3.日本側のメリット
  - ・民間の受注機会の拡大、環境汚染の低減など
- 4.事業概要
  - ・取り組み内容、投入資源、実施期間など
- 5.事業の成果
  - ・事業後の交流の継続、民間企業の進出など
  - ・計画通りに成果が発現した要因
- 6.事業の課題
  - ・行政執行環境の違い、事業スキームの不備など
- 7.要望
  - ・今後、草の根技術協力事業を利用する際に希望すること
- 8.今後の展望
  - ・草の根技術協力事業を利用するかどうか
  - ・その他諸外国との連携について

## (2) 調査結果

前述のヒアリング項目にしたがって、各事例から得られた知見を以下に整理した。

### ①草の根技術協力事業を利用した背景

#### 友好都市などの取り組みの延長

今回調査対象とした自治体の多くは、草の根技術協力事業が始まる以前から中国側の自治体と友好都市や友好都市の提携関係にある。こうした自治体間交流を深める一環として自治体独自の予算で技術協力事業が既に実施されていたところに、草の根技術協力事業が開始された事例が多い。また、自治体を対象とした国際協力事業への支援制度が限られていたことに加え、中国側の自治体からの要望を受けた JICA 中国事務所などからの紹介もあったことが草の根技術協力事業を活用するに至った事例が多いことも把握できた。

また、友好都市関係が契機となっているものの、友好都市とは異なる主体によって事業が実施された例として、山梨県と成都市における取り組みがあげられる。本来、成都市は甲府市と友好都市提携を結んでおり、当初は甲府市に対して技術協力を打診していたが、甲府市単独での対応が困難であったため、山梨県が事業を引き継ぐこととなった。また、

熊本市と桂林市における取り組みでは、主に事業を担当したのは熊本大学であった。このように、技術協力の依頼は友好都市などの公的な関係先に行ったうえで、より事業実施にふさわしい主体に変更するような事例も存在することが把握できた。

### 研究機関における個人的な人脈

本調査の対象とした草の根技術協力事業の中には、友好都市などの公的な関係がない自治体間で実施された事例もあった。福岡県と広州市の間での取り組みは、両自治体の保健衛生関係の研究所の所長同士が偶然出会い意気投合したことがきっかけとなっている。

また、築上町と金壇市の間での取り組みは、九州大学の留学生として来日していた金壇市の学生が築上町を拠点にした研究を行っていた経験から、事業の依頼につながったという経緯があった。

ただし、上述の福岡県の事例では、福岡県側の研究所の所長が退任してしまったことや、広州市側が今後実施したい研究テーマに福岡県側が対応可能な分野が合致しなかったことが原因で、事業の継続には至らなかった。また、築上町の事例も友好都市を背景にした組織的な取り組みではなく、担当職員個人の働きに依るところが大きかったことや、尖閣問題などの国際関係の悪化が影響して、事業の継続には至らなかった。しかし、草の根技術協力事業の実施によって、公式な交流を背景としない新たな協力関係を作り出していくことができる可能性があることは確認できた。

表 16 草の根技術協力事業を利用した背景

ヒアリング先	回答内容	分類
横浜市	横浜市が会長都市を務める CITYNET <sup>18</sup> を通して、会員都市のニーズに応えるため。	その他
川崎市 <sup>19</sup>	友好都市における製品展示会後の販路開拓支援が必要であったため。	友好都市
帯広市	友好都市関係になる前から交流があり、資金が不足してきた時期に草の根技術協力事業が始まったため。	友好都市 事前交流
旭川市	JICA 北海道からの誘いがあり、友好都市のうち途上国であるハルピン市を対象とした。	友好都市
山形県	友好都市として自治体職員協力交流事業を行ってきた延長で実施した。	友好都市 事前交流
山梨県	成都市の友好都市である甲府市に依頼があったが、甲府市単独での対応が困難であるため、山梨県全体で対応することになった。	友好都市
兵庫県	友好都市 30 周年を記念して、友好関係を発展させるために実施。	友好都市

<sup>18</sup> CITYNET は人に優しい都市－社会的正義があり、環境持続性があり、社会参加がしやすく、経済生産性が高く、文化活動の活発な、国際的につながった都市－を、共につくるため、地方自治体、政府開発庁、NGO、地域団体、研究機関、大学、企業等さまざまな関係者を擁するネットワークである。設立は 1987 年で、2013 年 4 月現在、24 の国・地域から 131 会員（都市・団体等）を擁する国際組織に成長し、アジア太平洋地域を代表する地方自治体間のネットワークとなっている。（出所：CITYNET の WEB サイト）

<sup>19</sup> 川崎市は草の根技術協力事業を利用していないが、地元企業の中国進出に積極的であることから、参考事例のひとつとしてヒアリングを実施した。（再掲）

ヒアリング先	回答内容	分類
京都市	友好都市である西安市の環境問題改善に協力するために、事業を活用することになった。	友好都市
石川県	県事業として行ってきた友好都市交流を、JICA 事業として引き継いだ。	友好都市 事前交流
富山県	長年友好都市であり、双方の提案を踏まえて事業を利用することになった。	友好都市
福岡県	両自治体の衛生関係の研究所の所長が出会い、意気投合したことがきっかけとなった。	その他
熊本市	友好都市である桂林市からの依頼があったが、熊本市に適当な人材がいなかったため、熊本大学を中心に対応した。	友好都市
大牟田市	石炭産業という共通点から友好都市関係にあり、環境汚染を克服してきた大牟田市の技術で、大同市の環境汚染対策に協力することになった。	友好都市
北九州市 (財)北九州 上下水道協会)	友好関係にある大連市から技術交流の依頼があった。	友好都市
築上町	九州大学に来ていた中国人留学生が築上町で研究していたことがきっかけで、金壇市から技術協力の相談があったため。	その他
新潟市	友好都市交流の場で寒冷地の道路技術交流の必要性を感じ提案したところ、歓迎された。事業の実施を協議していたところ、JICA から草の根技術協力事業を紹介してもらった。	友好都市
札幌市	友好都市 15 周年を機会に締結した協議書に基づいて、市の単独事業として実施してきたものに、草の根技術協力事業を利用した。	友好都市 事前交流

出所：自治体ヒアリング調査結果を元に作成

## ②日本側が考える中国側のメリット

### 職員の技術向上

環境汚染の緩和や建設技術をテーマにした事業では、技術協力という事業の名の通り、職員の技術レベルの向上がメリットであることを認識していたと考えられる回答が多かった。ただし、事業を実施するなかで、中国側が求めている内容が当初の想定と異なることが判明する場合があったため、事前に中国側のニーズを十分に把握しておくことが重要である。たとえば、保健衛生をテーマにした事業では、中国側は食中毒を未然に防ぐために検査を行うことよりも、食中毒が発生してしまった場合にその原因をいかに速く特定するかということに関心が強かったため、主に予防のために検査を行っている日本側の職員との認識が異なるという事例があった。

### 住民意識の改善

保健衛生や環境教育の分野では、自治体職員の技術レベルの向上とは別に、現地住民の意識改革を目的とする事業もあった。中国では急速な経済発展によりハード面の整備は進んでいるものの、住民レベルでの法令遵守といったソフト面での対策が課題として残って

いるためである。しかし、これらの課題を改善するためのノウハウが蓄積されていないことから、日本側自治体における教育活動を参考にするために、草の根技術協力事業の活用を希望する中国側自治体があることが確認できた。たとえば、周辺の公園を活用した自然体験型の環境教育は、中国側から期待された内容であったという意見があった。

### ③日本側のメリット

#### **交流促進**

草の根技術協力事業において日本側自治体がかつとも意識しているメリットは、友好都市などの交流を促進することであった。地元企業の中国進出の促進等、草の根技術協力事業の副次的効果を明確に打ち出している自治体は少なく、多くは自治体レベルで国際交流の実績をつくることを目標としている。

川崎市のような大都市であれば、技術協力の実施に乗じた海外進出を実現できる資本やノウハウを持った大企業が自治体内に存在することがあるが、自治体の多くは中小企業を抱えており、友好都市交流を深めるだけでは海外進出にはつながらないと考えられているようである。しかし、いずれの自治体も、交流が促進されることで企業の中国進出や輸出増加、観光客増加などによる産業活性化は期待していると考えられ、山梨県と成都市による温泉観光交流事業がその好事例である。草の根技術協力事業をきっかけにした地元民間企業の中国進出については、「3-3 草の根技術協力事業の副次的効果」において整理する。

#### **職員の意識改革**

中国からの職員の受入や、中国への派遣を経験することで、自らが担当している職務の意義や、技術水準を客観的に評価できるようになり、その後の職務意識の改善に資することを期待している事例が見受けられた。とくに、旭川市では地元で独自に取り組んでいたバリアフリー住宅施策が、国際的に通用する取り組みであることを認識できたことが事業を行った中での収穫のひとつであり、事業を実施することが職員の視野を広げることに貢献していると考えられる。

#### **環境汚染の軽減**

中国の大気汚染や水質汚染は国境を越えて日本にも影響するため、大気汚染の改善などをテーマにする事業では、日本側の環境負荷軽減にもつながるものとして技術協力に取り組んでいる。

#### **在中邦人の生活向上**

日本側自治体の地元企業が、協力先都市に拠点を設けて日本人を駐在させている場合、現地の大気環境や保健衛生を改善することが駐在員の生活や安全を向上させることにつながるとして、技術協力が行われている。

#### **庁内連携の強化**

事業を実施するにあたり、中国側との折衝を行う国際課のような能力を持った部署と、研修員に実際の技術指導を行う現場職員が所属する部署が連携する必要があるため、日本

側自治体の内部交流が促進されることもメリットのひとつとして挙げられていた。

表 17 日本側のメリット

ヒアリング先	回答内容	分類
横浜市	複数の部署による事業であったため庁内連携が進んだ。 派遣した職員の国際協力に対する意識が養われ、人材教育に役立った。 アジア太平洋地域の発展に貢献することが、結果として横浜市の発展にも寄与する。	庁内連携 職員の意識改革
川崎市	地元企業の成長、中国進出。	企業進出※
帯広市	研修担当者のマインド・リセットができる。	職員の意識改革
旭川市	旭川で行なってきたローカルな活動が世界に広まるため、職員の視野を広げる良いきっかけとなる。	職員の意識改革
山形県	松花江の水質が改善されることにより、将来的に同河川が流入する環日本海沿岸の水質環境が保全される。 企業の進出はないが、農業ビジネスのチャンスは拡大している。ただし、技術流出のリスクもある。	環境汚染の軽減
山梨県	現地のニーズを把握して県内のサービスに反映させることで、観光客を増やす狙いがあった。	交流促進
兵庫県	友好関係の継続。	交流促進
京都市	自治体レベルでの国際協力の実施。	交流促進
石川県	全地球的に環境問題を解決すること。友好関係の深化。	環境汚染の軽減 交流促進
富山県	環日本海諸国・都市と連携を深めるため。	交流促進
福岡県	現地の研究者と直接コミュニケーションができ、研究者にとっても有益である。 福岡県の自動車産業の工場が広州に進出しており、衛生面の改善は現地の日本人社員の安全にもつながる。	職員の意識改革 在中邦人の生活向上
熊本市	友好関係の深化。	交流促進
大牟田市	これまでの友好関係をより密接なものにすることができる。 中国からの大気汚染の影響を緩和することもできる。	交流促進 環境汚染の軽減
北九州市	交流強化。知見の共有。	交流促進
(財)北九州 上下水道協会	交流強化。ビジネスチャンスの創出。	交流促進 企業進出
築上町	海外協力の実績。	交流促進
新潟市	地元の技術力、産業の強化につながる。たとえば、寒冷地用の資材輸出など。	企業進出
札幌市	自治体レベルでの国際協力の実施。 日本の技術力を海外に周知することができること。 輸出ビジネス展開のきっかけ。	交流促進 企業進出

※企業進出については3-3において整理する。

#### ④協力事業の概要

##### 研修員の受入

今回ヒアリングを行った事業はいずれも研修員として中国側職員の受入を行っていた。受入期間は2週間～1ヶ月程度、受入人数は1年当たり3～5名程度であった。ただし、熊本市の事例では、受入期間が3ヶ月と比較的長期であった。研修内容は、事業テーマに関わる基本的な知識を身につけるための座学に加え、これに関連する施設や地元企業の見学を行うことで理解を深めるようなプログラムを提供している事業がほとんどであった。

##### 専門家の派遣

いずれの事業でも、研修員の受入の終了後、日本側の専門家の現地への派遣が行われている。派遣期間は1～2週間程度で、派遣人数は3名程度であった。現地派遣で実施する内容は、日本での研修成果の確認を基本としつつ、事業のテーマに応じて下記のようにいくつか分類することができる。

##### 技術指導

現地の状況に合わせて、実際に提供する技術の実演を交えながら指導する方法が、もっとも多く取られた。帯広市による畑作技術協力では、あくまでも朝陽市で収穫される作物に合わせて技術指導を行うこととし、現地の習慣を変えてまで新しい技術を導入することは避けるように配慮されていた。京都市や富山県など新しく環境測定装置を導入する事業では、装置の設置や使用方法の指導が行われている。

##### マニュアル作成

研修に参加できる職員の数が限られていることから、研修に参加できなかった職員も提供されたノウハウを共有できるように、マニュアルの作成を目的とした事業も実施されている。横浜市では環境教育の教材の作成が目的とされ、ここでの成果が事業の対象とならなかった地域でも利用されることが期待されている。旭川市でも、建築、福祉の担当職員や理学療法士が連携してバリアフリー住宅を普及させていくためのマニュアル作りを目的として事業が実施された。これらのマニュアルは、中国側からも歓迎されているとのことである。

##### 教育

環境や保健衛生をテーマにした事業では、行政職員の技術や知識の向上に加え、小学生などの現地住民に直接教育プログラムを実施し、授業の方法を学習してもらう形式をとっている。帯広市の事業では、村から一人ずつ研修員を招いて保健衛生に関する指導を行い、研修員は各自の村に戻ったあと住民に指導を行うという間接的な普及方法が取られている。大牟田市や北九州市では、現地の小学校で環境教育の授業を実施しており、授業を受けた生徒が学んだ内容を家庭にも広めることで、地域の環境意識を間接的に向上させていく効果が期待されている。

表 18 協力事業の概要

ヒアリング先	回答内容	分類
横浜市	コミュニティを対象にした環境教育の普及啓発の教材を作成する。	マニュアル
川崎市	製品展示会を定期的に開催し、地元企業の営業活動を支援する。	営業支援
帯広市	現地の農作物を対象に、技術指導、収穫調査などを実施。ひとつの村を対象に保健士による衛生指導、栄養士による調理実演を実施。その後、周囲の村から研修員を招き、現地で間接的に普及啓発。	技術指導 教育
旭川市	現地の建築設計員、医師、行政官の3名を受入れ、テキスト講義と現場見学を行った。現地派遣ではマニュアルの作成を実施。	マニュアル
山形県	環境科学研究センターでの研修、現地の環境保全センターでの技術指導	技術指導
山梨県	山梨県内の自治体の観光担当者や、中央温泉研究所の研究員などを派遣し、水管理や条例、組合などの必要性をコンサルティング。県内の旅館や温泉施設の見学を受入。	技術指導
兵庫県	地元の食品製造業や生協などの視察。モデル事業と監査体制の構築（中止）。	教育
京都市	毎年5名ずつの研修員受入。フォローアップのために専門家を派遣するとともに、測定機材の導入を行う。	技術指導
石川県	技術職員の派遣によるモニタリング技術の指導。3ヵ年のうち1年は現地セミナーを開催。	技術指導
富山県	大気汚染の激しい交差点に自動車排出ガス自動測定器を設置。遼寧省で、現地職員向けの研修会の実施。	技術指導
福岡県	食中毒防止のポスターなど日本における啓発手法の学習。	技術指導
熊本市	脳卒中予防のセミナーや、患者の診察などを行った。熊本の企業の製品を使用。研修員の受け入れは3か月間であった。	技術指導
大牟田市	大牟田市で行なっている環境教育プログラムの指導。	教育
北九州市	お互いの関連施設の訪問と意見交換。上海市の小学校で共同環境教育プログラムを実施。	教育
(財)北九州 上下水道協会	研修員の受入、専門家の派遣、セミナーの開催により、給水技術の向上を進めた。	技術指導
築上町	九州大学を中心に豚糞尿液肥を利用した循環型の耕畜連携のスキームを構築。現地の子供を田んぼに連れて行って生き物調査を実施。	技術指導 教育
新潟市	道路舗装の実演、作業技術の指導を実施。施工技術の指導は地元の民間企業に依頼。	技術指導
札幌市	毎年3名の研修員を1ヶ月間受け入れ、技術研修を実施。	技術指導

## ⑤協力事業の成果

### 自治体レベルでの交流の継続

山梨県の事業などとくに成功した事例では、国家レベルの関係が悪化した時期であっても、事業を継続している。また、山梨県の事業では最終的に「観光協力に関する覚書」を

締結するに至り、成都市の修学旅行生の受入などの交流を継続することが実現し、事業期間に限った交流に留まらない成果を得たといえる。

築上町と金壇市の事業では両自治体の小学校同士で姉妹協定が結ばれ、築上町の小学生が金壇市を訪問するといった、住民レベルでの交流が実現している。

帯広市の事業では、一般市民が海外で研修を受ける機会を得るようなことは草の根技術協力事業以外では難しいことから、非常に貴重な経験となったと朝陽市側の担当者は高く評価しており、当事業の特徴である草の根的な交流が実際に機能しているといえる。

兵庫県では草の根技術協力事業を実施することによって、尖閣問題などの影響で途絶えていた訪日活動が再開している。

### **定量的な指標の改善**

自然環境の改善をテーマにした事業では、事業を実施する過程で大気や水質のデータをやり取りする必要があるため、日本の自治体側でも事業の効果を定量的に把握することができている。たとえば、大牟田市の案件では各家庭で利用されていた石炭ボイラーによる暖房を、工場からの温水循環集中暖房に切り替えることなどの効果により、地域の大気環境基準のクリア日数が事業実施前の6倍以上になるという成果を得ている。

ただし、保健衛生の分野では、実際に食中毒が減少したかどうかといったデータを定量的に評価した結果を中国側から入手できないため、事業の効果を定量的に把握することは難しくなっている。環境技術の分野でも、石川県では住民の意識の改善を定量的には把握できていない。

こうした中で、熊本市の事業では、リハビリ技術の指導を行ったことで、病院の対応が改善されたと住民が感じていることが把握されており、定量的ではないものの、事業の成果を定性的に間接的に把握している。

### **提供技術の二次展開**

大牟田市の事業では大同市の小学校1校を対象に環境教育プログラムの導入を行ったが、近隣の別の小学校が事業の内容に関心を示し、当初想定していた事業の範囲を越えた教育プログラムの普及が進んでいる。

また、帯広市の事業では、初めにひとつの村を対象に専門家を派遣して保健衛生指導を行うことができる人材を育成し、その後その人材が周辺の村で同様の指導を行うことで普及啓発していく手法が取られている。こうした住民レベルでの事業展開は、草の根技術協力事業ならではの成果であるといえる。

### **庁内連携の強化**

中国の行政組織は部局間の縦割りが著しいが、旭川市の事業ではハルピン市から行政官、医師、建築設計員という異なる分野の職員を受け入れたため、組織横断的な交流機会を提供できた。

とくに、日本国内の研修に参加する職員は、他の部局との折衝を行うような上層部ではなく、組織の末端から中間層にかけての若手職員が多いため、他部局との交流機会は貴重である。このように、事業を実施するにあたって日本側自治体のみならず中国側自治体で

も部局間の人材交流が発生しており、異なる部署の職員による連携のきっかけが生まれたことが、中国側の成果にもつながっていると考えられる。

表 19 協力事業の成果

ヒアリング先	回答内容	分類
横浜市	アンケートの結果から、環境意識が高まったことが把握できた。 比較的発展した都市へのノウハウを伝えると、そこから他の発展途上都市に波及させてくれるというような効果があった。	指標改善 技術展開
旭川市	まったく交流のなかった縦割別組織の職員が、旭川市で初めて出会い、ヨコのつながりができた。 事業終了後、ハルビン市で関連する法律が制定された。	庁内連携
山形県	黒龍江省は過去に北海道や新潟県とも技術交流があったが、今は山形県のみであるため、先方からは大変感謝されている。	交流継続
山梨県	「観光協力に関する覚書」を締結でき、事業終了後も交流が続いている。 尖閣問題で国家レベルの関係が悪化する中、自治体レベルでの調印式は成功を収め、関係改善に貢献した。	交流継続
兵庫県	途絶えていた研修職員の訪日が開された。	交流継続
石川県	環境技術や意識の向上につながっている。	指標改善
福岡県	実際に食中毒が減った成果を定量的に受領していないが、成果があったという報告は先方からもらっている。 研修員は、検査結果を見て自分で考察して分析を行えるようになった。	指標改善
熊本市	現地の住民は、病院の対応が良くなったと感じたようである。 今まで診たことがないような症状の患者を診察することができた。	指標改善
大牟田市	環境基準クリア日数が6倍以上になった。 大牟田市の RDF 発電所などを参考にした施設が建設された。 部局横断型の緊急連絡システムが構築できた。	指標改善
築上町	小学校同士で姉妹協定が結ばれ、交流行事が行われている。 現地の農業の視察・体験を通じて、自分たちの農業の位置づけを再確認できた。工程の簡略化の参考にもなった。 汚水の排水が減少し、環境が良くなった。肥料のコストも下がった。米や麦の収穫量が上がった。	交流継続 技術展開

## ⑥事業遂行上の課題

### 事務処理の遅延

中国側の事務手続きは上層部の承認を得るまでに相応の時間を要し、想定していたスケジュール通りに事業を進めることが難しく、研修日程の延期や、講師のアポイントの取り直しが必要になるなどのトラブルが発生している。こうしたトラブルを回避するためには、相手側自治体の窓口部署のみならず、上層部にあたる国や省の関係部署も含めて同時に調

整を図るといった支援が必要である。

#### **機材の持ち込みにかかる関税への対応**

事業の実施にあたって日本から現地へ機材を輸送する際に、機材が税関の検査対象となり持ち込みを断念して現地調達に切り替えなければならないような事例があった。しかし、中国製機材では十分な測定精度を得られないといった問題も発生するため、中国で調達することが困難な機材での測定を要する案件の場合は、あらかじめ必要な関税費用を事業予算に計上する、機材の持込に関する了解について関係機関を通じて事前に取り付けるなどの対策が必要である。

#### **法制度や習慣による問題**

法律による規制を設けなければ改善できないような問題があっても、草の根技術協力事業の範囲ではそこまでの関与ができないため、根本的な解決に至ることができないという事例が複数確認された。

その一方で、データ公開の規制が存在するために、対策の検討に必要な情報を入手することができないという問題も発生しており、法制度による障害が事業の進捗に影響を与えていることが把握できた。

#### **庁内の合意形成**

経済発展著しい中国への技術協力を実施することの意義を庁内向けに説明することが困難であるという意見もあった。自治体が技術協力を行うことの意義を説明するには、友好都市協定の強化以外に主だった理由が存在しないため、現場レベルで技術協力の継続を希望したとしても庁内全体からの合意を得ることは難しい。

こうしたことから、草の根技術協力事業のような自治体レベルでの技術協力では、知事や市長によるトップダウンで事業を推進することが有効であるといえる。

#### **言語の壁**

中国現地事務所や中国語を話せるスタッフを持たない自治体では、言語の壁が課題となっていた。福岡県の事業では、資金面での制約があったため留学生を通訳として雇ったものの、技術協力という性格上、専門用語が必要となる場面が発生するため一部英語で意思疎通を行わざるを得ない状況となっていた。

福岡県の事例では、両国ともに研究所の職員であったため、仕事上で英語を使う機会が多く、英会話による対応が可能であったことが幸いしたが、技術の提供を確実かつ円滑に行うためには、言語面でのサポート体制を充実させる手立てを検討する必要がある。

表 20 事業遂行上の問題

ヒアリング先	回答内容	分類
横浜市	<p>価値観が違う、法制度が違うなどの理由で、横浜市のアイデアが伝わりづらい。</p> <p>草の根技術協力事業ではソフト面の技術移転が中心であるが、資金や物資が圧倒的に不足しているため、複層的な支援ができれば良かった。</p>	制度習慣
川崎市	<p>上海市とは異なり、瀋陽市や青島市での展示会に参加する企業のマッチングは、現地政府が担当しており、ミスマッチが発生しやすい。</p>	事務遅延
帯広市	<p>中央政府側の窓口機関の対応が遅く、手続きが1ヶ月程遅延することで講師のアポイントを取り直さなければならないような問題があった。</p>	事務遅延
旭川市	<p>中国では塗装業者が建設業者とは異なるため、シックハウス問題を解決するためには住民自身の意識改革が必要であった。</p> <p>縦割りの弊害をなくすための組織づくりまでを目的としたマニュアル作りを行ったが、うまくいかなかった。</p>	制度習慣
山形県	<p>言語の壁があった。とくに研修内容などの細かいすり合わせなどは難しい。</p>	言語障壁
山梨県	<p>条例や組合によって乱開発を防ぐことを訴えたが、「組合」という習慣がないことなどもあり、実現には至らなかった。</p> <p>自由な発想で取り組めるが、採択に至るまでの合意形成が困難。</p>	制度習慣 庁内合意
兵庫県	<p>法制度などの問題を現場レベルで解決することはできない。</p>	制度習慣
京都市	<p>データの公開規制が存在し、必要なデータを入手できなかった。</p> <p>国家間の関係悪化によって手続きが滞ることがある。</p>	制度習慣 国際問題
石川県	<p>税関によって必要な機材を日本から送れなかった。</p> <p>日中関係の影響で、人員交流が予定通りできるかわからないリスクがあった。</p> <p>研修員の県外出張は事前に承認を得る必要があった。</p> <p>通貨の換金が大変である。</p>	機材持込 国際問題 制度習慣
富山県	<p>資材を送る際に、遼寧省側で関税の予算を用意していなかったため、予算が不足した。JICAの経費には乗せられないため調整に苦慮した。しかし、中国製機材を利用すると、測定精度が限られてしまう。</p> <p>現地の法律や現地で環境系の事業に携わっている事業者との関係構築が困難であった。</p> <p>日中関係の影響で技術者派遣ができなかった。</p>	機材持込 制度習慣 国際問題
福岡県	<p>カウンターパートのみではなく、省や中央政府の了解を得なければ事業が進まないことがある。</p> <p>経費を抑えるために、留学生を通訳に雇ったが、専門用語の通訳は難しいため、一部英語でのやり取りになった。</p> <p>国際協力が本業ではないので、積極的に提案すると、人員削減の口実にされるおそれがある。</p>	事務遅延 言語障壁 庁内合意
大牟田市	<p>日本から測定機材を持ち込んだところ、税関で止められてしまった。</p>	機材持込

ヒアリング先	回答内容	分類
北九州市	教育に加え、それを活かすための資源循環などのシステムを構築する必要がある。しかし、尖閣問題で取り組むことができなかった。	国際問題
(財)北九州上下水道協会	尖閣問題の影響で2012年度の事業は延期となった。商談会后、大連市側から問合せが来たが、中国語の対応ができなかった。	国際問題 言語障壁
築上町	尖閣問題で友好都市協定が白紙に。資金・人手の不足。言語の壁。	国際問題 言語障壁
新潟市	中国では壊れるまで利用するという考え方が一般的であり、日本のような維持管理の考え方とは異なるため、考え方を共有するのが困難であった。	制度習慣
札幌市	原発や尖閣問題の影響もあって、輸出再開にはつながらなかった。1ヶ月の研修期間で受け入れられるのは3名が限界。中国側は人数を増やしたいようだった。成田空港までの費用なら負担する用意があった模様。	国際問題 制度習慣

## ⑦事業スキームに対する要望

### 予算

自治体が独自で行ってきたような事業において JICA からの予算を活用できるようになったことで、事業の予算が潤沢になったことを評価する自治体は多かった。しかし、事業の目的を十分に満たすために研修員の受入人数や受入期間を増やす必要があり、そのためには現状の予算では足りないという意見も出された。

また、北九州市では環境教育の協力が行われたが、この成果を環境汚染の軽減につなげるためには、分別されたゴミを適切に処理するシステムなどの構築まで支援する必要があり、相応の予算や人材が必要であるという指摘もあった。そして、こうした事態になった場合、JICA からの予算を拡大することが難しい場合でも、中国側からの出資を想定したスキームにすることで、事業規模を大きくすることができるのではないかといった提案もあった。

### 事業期間

草の根技術協力事業は3年単位で実施することになっているが、事業期間を変更することができないために、尖閣問題の影響で事業が中断した場合に予定していたプログラムを消化できないまま事業を終えることになってしまう事例があった。このような不測の事態に備え、事業期間を柔軟に変更できるよう、事業スキームの一部変更を求める意見があった。

### 事務処理

これまで経験した事業の中でもっとも経費の手続きが煩雑である、という意見に代表さ

れるように、草の根技術協力事業における事務処理の煩雑さの改善を求める意見が多かった。ヒアリング先の意見の中には、「中国において支出する経費については、現地の口座に入金してほしい」といった提案も寄せられた。

### 民間活用

本調査の結果では、草の根技術協力事業を実施する副次的効果として、地元企業の中国進出につながることを意識している自治体は少なかったが、これに関して福岡県の担当者から、案件形成の段階において民間企業から自治体に対する要望を集約するような仕組みを設けることが必要であるという意見が寄せられた。

ただし、この提案に対しては、「競争力のある大手企業の事業参加に頼ったとしても、地元企業の中国進出支援につながるとは限らない」というコメントが（財）北九州上下水道協会から寄せられている。

表 21 事業スキームに対する要望

ヒアリング先	回答内容	分類
旭川市	予算が増えれば、派遣期間を伸ばすことができた。冬場の訪問も検討したが、予算の制約上見送った。	予算拡大
兵庫県	3年という事業期間を、もう少し柔軟に設定できるようにしてほしい。	期間設定
京都市	経費関連の手続きが煩雑。渡切りにして、自由に活用させてほしい。	事務処理
石川県	最初から現地の口座に資金を振り込んでほしい。	事務処理
富山県	県省間のみやり取りで済ませられると良かった。四半期ごとの経理報告も簡素化されると良い。	事務処理
福岡県	中国側が滞在費を支出するくらいのスキームがあっても良い。民間企業から自治体に要望が出される仕組みがあると良い。	予算拡大 民間活用
熊本市	派遣員などの日当の基準が安すぎるため、優秀な人材を集めることが難しい。	予算拡大
北九州市	環境教育のような特定のテーマではなく、環境政策トータルで連携できるスキームが必要。そのためには、事業規模が小さすぎるため、予算を増やしてほしい。	予算拡大
(財)北九州上下水道協会	競争力のある大手企業を頼っても地元企業が事業に入れるとは限らない。うまく事業機会を引き出す取り組みを進めていく必要がある。	民間活用
築上町	小規模な自治体で予算が少なくても実施できるような仕組みがあると良い。	予算拡大
札幌市	研修員増員のための予算が拡大すると良い。	予算拡大

## ⑨今後の展望

### 事業の継続

今回のヒアリング調査結果では、後継案件等、事業の継続が困難となったケースが多く見られた。

草の根技術協力事業では、協力テーマの実施は原則として 3 年間となっているため、友好都市間で多くの問題が共有されていないと長期に渡る協力につなげるのが難しいが、石川県や富山県など環境汚染の改善をテーマにした事業を行っている自治体では、草の根技術協力事業の継続に成功している。中国において環境問題は、どの自治体においても関心が非常に高く、問題解決に向けた意識が高いことが、事業の継続を実現しているものと推察される。

#### 中国での経験を生かした他国での国際協力の展開

尖閣問題や中国の経済成長等の影響による自治体の首長の方針転換や、首長の交代等によって、最近ではモンゴルや東南アジアでの事業展開を見据えているという回答が多かった。たとえば、旭川市では国交省とモンゴルの間で行われている事業の一部を受託し、ウランバートルの街づくりを支援しており、これに草の根技術協力事業を活用している。このほか、山形県や山梨県はインドネシアとの交流を独自に展開しており、こうした活動に草の根技術協力事業が利用される可能性はある。

表 22 今後の展望

ヒアリング先	回答内容	分類
横浜市	今後も CITYNET の会員として継続していく。	継続中
川崎市	川崎市としての事業を軸としながら、必要に応じて JICA 等のスキームを利用していきたい。	継続中
帯広市	大豆の有機栽培と食品加工での協力を行う予定であったが、中国国内で類似の事業が発生したため、取りやめとなってしまった。	中止
旭川市	国交省とモンゴルの間での事業の一部を受託しており、ウランバートルの街づくりを支援するために JICA の草の根技術協力事業のスキームを活用している。	中国以外で継続
山形県	2013 年度からの 3 か年では、大気汚染をテーマに技術指導を行う予定である。 2011 年 10 月には山形県ハルピン事務所を開設した。草の根技術協力事業を足掛かりに独自の事業展開も必要と考えている。	継続中
山梨県	予算が無く、日中関係も悪化してきているため厳しい。知事も東南アジアへの方針転換を明言している。	中止
兵庫県	外事弁公室の職員が 3 年連続で常駐しているため、これを活かした交流を進めていきたい。	継続中
京都市	見通しは立っていない。	不明
石川県	今は土壌汚染をテーマに技術協力している。	継続中
富山県	この事業では民間の参入は想定していないが、モニタリング後の実行段階では民間や現地市民の協力が不可欠である。	継続中
福岡県	今後は環境系の分析に興味があるようだったので、引き続き対応できる内容ではなかったものの、現在でもメールで情報交換は行なっている。	中止
大牟田市	今回対象となった小学校以外からも要請があり、着実に活動が広がっている。	継続中

ヒアリング先	回答内容	分類
北九州市	尖閣問題など国家間情勢次第である。	不明
(財)北九州上下水道協会	中国向けに草の根技術協力事業を利用するのはこれが最後である。	中止
築上町	築上町の規模では事業の継続は難しい。	中止
新潟市	一時中断していたが、現在応募しており、審査を受けている。	継続希望
札幌市	2005年度と2009年度以降は不採択。	継続希望

### 3-2 中国自治体に対するヒアリング調査

地域提案型草の根技術協力事業の意義及び位置付けを確認するため、これまで実施されてきた草の根技術協力事業 159 件のうち、18 件を対象に日本側関係主体に対するヒアリングを行った。一方、実際にそれぞれの事業に関わった中国側の関係主体及び日本自治体駐中国事務所にもヒアリングを行い、中国側から見た成果、課題などを整理することも必要なことから、二回に分けて中国現地ヒアリング調査を行った。

#### (1) 調査概要

ヒアリングの対象とする事業と中国現地訪問先は下記のとおりである。関係主体の部署名・担当者名などは別添の議事録に掲載する。

表 23 中国ヒアリング対象事業一覧

事業名	実施期間	日本側関係主体	中国側関係主体	訪問日時
朝陽市農業振興計画等 農村女性による住民参加型健康推進プロジェクト 十二徳堡郷における住民の健康向上のための女性リーダー育成プロジェクト	2000-2005 2006-2008 2009-2011	帯広市	遼寧省朝陽市科学技術局国際合作処	6月17日
水道技術「安全、安定給水の向上」	2005-2007	(財)北九州上下水道協会	遼寧省大連市	6月18日
寒冷地における省エネ対応住宅改善計画	2007-2009	旭川市	ハルビン市政府外事弁公室日本処	6月21日

事業名	実施期間	日本側関係主体	中国側関係主体	訪問日時
新潟県・黒龍江省寒冷地等舗装技術協力事業	2002-2004	新潟県	ハルビン市政府外事弁公室日本処	6月21日
残留農薬分析技術の普及による松花江の環境保全支援事業など	2009-2011	山形県	ハルビン市政府外事弁公室日本処	6月21日
中国・西安市における大気中の浮遊粒子状物質削減事業	2012-2015	京都市 (財)太平洋人材交流センター	西安市科学技術局	7月23日
			西安市環境保護局	7月24日
大同市における資源循環型環境教育	2011-2014	福岡県大牟田市	大同市環境モニタリングセンター	7月26日
アジア都市における総合環境教育	2005-2006	横浜市 アジア太平洋都市間協力ネットワーク	江蘇省環境監視センター	7月29日
江蘇省大気環境改善支援事業など	2009-2011	石川県	江蘇省環境経済技術国際合作センター	7月29日
			江蘇省環境科学研究所	
金壇市における環境教育に基づく豚糞尿液肥利用の耕畜連携支援プロジェクト	2010-2012	福岡県築上町	江蘇省金壇市薛埠鎮農業総合サービスステーション	7月30日
広州市における衛生検査技術及び保健情報の活用能力の向上	2009-2011	福岡県 福岡県保健環境研究所	広州市疫病予防コントロールセンター (広州 CDC)	8月5日
中国広東省における食の安全安心と食育の推進	2012-2015	兵庫県 (財)太平洋人材交流センター	広東省生産力促進センター	8月5日
上海 ESCO・省エネ技術移転のための人材育成事業	2009-2010	大阪府 (財)太平洋人材交流センター	上海市能效センター	8月6日
上海市省エネ指導者育成事業	2011-2013	大阪府 (財)太平洋人材交流センター	上海市能效センター	8月6日
四川省の温泉を活用した観光産業復興による被災地復興事業	2010-2012	山梨県 山梨県立大学	四川省成都市	先方の都合によりキャンセル

事業名	実施期間	日本側関係主体	中国側関係主体	訪問日時
中国桂林市リハビリ医療センター人材育成支援プロジェクト	2010-2012	熊本市 熊本大学 熊本機能病院	広西チワン族自治区 桂林市中医院	先方の都合によりキャンセル
JICA 業務全般	—	国際協力機構 (JICA)	中国科学技術部 JICA 弁公室	6月13日
日中友好交流事業	—	—	中国日本友好交流協会	6月14日

また、補足調査として、一部の国内自治体駐中国事務所にも訪問ヒアリングした。訪問先は下記のとおりである。担当者名などは別添の議事録に掲載する。

表 24 国内自治体駐中国事務所ヒアリング対象一覧

日本側関係主体	事業内容	訪問日時
日本国自治体国際化協会北京事務所	交流、協力事業全般	6月14日
新潟県大連経済事務所	交流、協力事業全般	6月19日
駐大連北九州経済事務所	交流、協力事業全般	6月19日
山形県ハルピン市事務所	交流、協力事業全般	6月21日
新潟県ハルピンビジネス連絡拠点	交流、協力事業全般	6月21日
熊本県貿易協会上海代表処	交流、協力事業全般	7月16日
福岡県中小企業振興中心 上海代表処	交流、協力事業全般	7月16日
北九州市上海事務所	交流、協力事業全般	7月16日
石川県上海事務所	交流、協力事業全般	7月17日
長野県駐上海事務所	交流、協力事業全般	7月17日
京都府ビジネスサポートセンター	交流、協力事業全般	7月17日
長崎県上海事務所	交流、協力事業全般	7月17日
大阪府上海事務所	交流、協力事業全般	7月18日
愛知県上海事務所	交流、協力事業全般	7月18日
横浜市上海代表処	交流、協力事業全般	7月18日
川崎中小企業上海合同事務所	交流、協力事業全般	7月19日

草の根技術協力事業の成果や課題を把握するために、ヒアリングは下記の内容に沿って行った。

＜中国側向けヒアリング項目＞

- 1.草の根技術協力事業を利用した背景
- 2.双方のメリットと双方への波及効果
- 3.政府の支援・推進政策
- 4.事業成果及び宣伝広報
- 5.事業課題（実施前、実施中、実施後）
- 6.その他ドナーとの提携事業
- 7.草の根技術協力事業への期待、要望
- 8.今後の連携事業ニーズ

## （２）調査結果

前述のヒアリング項目にしたがって、各事例から得られた知見を以下に整理した。なお、ヒアリング結果の詳細は別添資料として取りまとめた。

### ①事業に取り組んだ背景

#### 友好都市などの友好交流の強化

今回対象とした草の根技術協力事業は地域提案型であるため、日中双方の自治体の実施主体となる。中国側の自治体のほとんどは、日本側の自治体と友好都市提携関係を結んでおり、以前から、文化交流や経済交流などの交流を積極的に行っている。

友好都市間の友好交流強化の一環として、また、友好都市関係締結の記念事業として、草の根技術協力事業を実施した事例が多い。たとえば、広東省と兵庫県の間での取り組みは友好都市関係締結 30 周年の記念事業として実施されている。

#### 中国側自治体の環境問題の解決

1990 年代後半から、経済発展にともない中国各地で環境問題が多発している。このため、環境汚染の深刻化の抑制対策や、大気環境、水環境の改善技術に対するニーズが出てきた。そこで、友好都市双方は環境保全に関する協力覚書を締結し、環境技術交流・協力が始まり、草の根技術協力事業の提案・実施につながった。

なお、草の根技術協力事業の実施には中国側の元研修員や日本から派遣した専門家が重要な役割を果たした。たとえば、黒龍江省と山形県の間での取り組みは、最初の友好交流事業で黒龍江省から派遣した研修員が帰国後、黒龍江省と山形県の友好交流・技術協力のパイプ役となり、草の根技術協力事業計画を起案した。また、西安市と京都市の間での取り組みは、第 1 期の草の根技術協力事業に参加した日本の専門家が西安の大気環境汚染の深刻さを肌で感じ、継続事業を提案し、その実施につながった。

### ②中国側のメリット

#### 技術の習得

管理技術も含めてさまざまな先進技術の習得が中国側自治体にとってもっとも大きなメ

リットと認識されている。たとえば、広州市と福岡県の間での保健衛生分野での取り組みでは、広州市側は残留農薬や食中毒病原体の測定技術を習得したことに加え、研修期間中に体験した日本の実験室管理の慣行を自分の実験室に導入し実験室の管理水準を飛躍的に向上させた。また、とくに日本には、過去の公害問題を解決する過程で得られた多くの優れた環境技術が蓄積されており、中国側にとり学ぶべきものが多い。

### **環境政策の制定への参考**

草の根技術協力事業の実施により、中国自治体は技術の習得に加えて、日本の環境関連法律制度、政策制定の考え方及び関連事業の仕組みなども勉強したが、環境政策の制定、政策の実施期間の決定、事業実施の仕組みの策定などの参考とすることもひとつの目的であった。実際、今回ヒアリングした江蘇省、広州市、西安市などはこの点を重要視している。

### **行政の意識改革**

中国は当初、経済発展を優先させたことから、環境問題解決のための対策の策定や実施が遅れる傾向があった。草の根技術協力事業の実施により、行政部門の意識の改革と統一が図られ、環境対策の制定及び実施を促進するメリットがあった。たとえば、大同市政府は大牟田市との交流を通じて、環境に対する意識が大きく変化し、近年、さまざまな環境対策を制定・実施した。その結果、大同市の環境は重度汚染都市から環境優良都市へと変化した。

また、西安市と京都市の間での取り組みでは、3年間の事業実施期間中、西安市側は1年ごとに管理者、技術者、現場オペレーターの順で研修員を派遣した。研修後管理層から現場まで認識を統一でき、環境汚染防止に対する意識が一層高まった。

### **住民の意識改善**

草の根技術協力事業の実施により、地元住民の健康意識や環境意識を向上させることも草の根技術協力事業の目的のひとつであった。たとえば、朝陽市と帯広市の間での取り組みでは、市民代表の日本での研修や専門家による中国現地での指導により、地元農民の健康意識の向上を実現した。また、大同市と大牟田市の間での取り組みでは、対象小中学校への環境教育プログラムの導入により、事業対象外の小学校への環境教育の普及にもつながった。

### **交流の促進**

中国側の自治体は、草の根技術協力事業は技術交流事業であると同時に友好交流事業の側面もあると捉えている。そのため、日本の専門家が訪中する際、中国現地住民との触れ合いもひとつの項目としてスケジュールに織り込む事例が多く、日本での研修期間中も自治体及び地元住民との友好交流を期待している。なお、朝陽市からは日本での研修期間中、帯広市との意見交換及び地元市民との触れ合い時間がなかったことが課題としてあげられている。

### ③日本側のメリット

#### **交流の促進**

友好都市の友好交流を促進したことが日本側のメリットのひとつである、と中国側の多くの自治体は認識している。

#### **日本人に対するイメージの改善**

草の根技術協力事業の実施により、中国現地の住民の日本人に対するイメージが改善されたことが日本側のメリットのひとつとしてあげられた。たとえば、朝陽市と帯広市の間での取り組みでは、日本の専門家が現地の農家に住み込み、農民の健康状態を把握しながら、生活習慣の改善を指導した。その真面目さや親切さは、現地の農民を感動させた。その結果、日本人に対する意識やイメージは大きく変わったということである。

#### **ビジネス交流の促進**

草の根技術協力事業の実施をきっかけに、現地の実情を踏まえた技術ニーズの把握、ビジネススペースの交流強化が可能となり、ビジネスチャンスの創出につながるということが日本側のメリットのひとつとしてあげられた。しかし、日本企業の現地進出につながるとの認識は、大連市と上海市を除いて、中国側の自治体はほとんど持っていなかった。

#### **事業範囲の拡大**

草の根技術協力事業の実施により、日本側実施主体の事業範囲の拡大に結びつくことが日本側のメリットのひとつとしてあげられた。たとえば、広州市と福岡県の間での取り組みでは、福岡県側の研究分野及び業務範囲を広げることができた。これをきっかけに国からの業務委託もあった。

### ④事業の成果及び間接効果

#### **人材の育成**

今回のヒアリング対象事業は、いずれも中国側の研修員の受け入れと日本の専門家の中国現地派遣である。事業の実施により、多くの関連分野の技術者、管理人材育成が実現された。また、これらの人材の多くは各自治体関連部署のリーダーになっており、自治体の各関連分野の政策策定、体制整備、技術向上に大きく貢献している。

たとえば、西安市では、草の根技術協力事業をはじめとした事業により、日本で研修した関係者が100名以上に達している。さらに、帰国した研修員の多くは各部署のリーダーになり、日本で学んだ関連環境技術や精緻化管理、勤勉精神を各自の仕事に応用することで、西安市の環境改善事業に貢献している。

#### **政策制定の促進**

中国側の自治体は日本で学んだ技術、経験及び理念をもとに、多くの地方政策、規定、基準を策定・実施し、地元の経済発展や環境保護に貢献している。この中には、草の根技術協力事業で得た成果をもとに、周辺地域もしくは国の環境基準の制定に参加している事例もある。

たとえば黒龍江省では、山形県で研修した日本の土壌中の農薬残留成分分析手法と実験方法などを参考に、黒龍江省品質管理監督局と共同で土壌中の残留農薬の標準分析法を制定したが、これが強制性を持つ地方規格となった。また、こうした研修成果を、2008年から実施された中国全土の土壌汚染調査にも活用した。現在、国の土壌残留農薬標準分析法の制定にも参加している。江蘇省は、日本の経験をもとに、大気環境管理の政策、計画、規準などを制定した。また、上海市、浙江省を含む長江デルタ地域の共同管理政策も制定した。広東省は、研修成果を生かし、今後の広東省食品安全管理行動計画案を作成し、兵庫県の食品リスク管理手法を導入したうえで、広東省の実情にあった食品安全管理体制を構築した。

### **環境対策への財政投入の促進**

草の根技術協力事業の実施をきっかけに、中国側の自治体は環境対策を策定すると同時に、環境モニタリング体制の構築への財政投入も拡大し、環境汚染の現状把握及び環境対策の実施に貢献している。たとえば江蘇省では、約2億元を投入し、大気自動モニタリングステーションを20カ所建設した。一方、西安市では、2008年から2013年にかけて数千万円を投入し、大気自動モニタリングステーションを9カ所新設した。

しかし、これらの施設で採用された測定機材の多くはアメリカ製もしくはEU製のものであり、日本製のはごく一部であり、草の根技術協力事業に協力した日本関連メーカーへの波及効果はあまりなかった。日本製品のスペックが中国の関連標準分析法に合わなかったことがその理由である。

### **一般住民との交流の実現**

朝陽市では、草の根技術協力事業の実施により農民達の健康意識の向上が促進されたことが大きな成果であるが、それ以上に、喀左県という朝陽市が所轄する小さい県でも対外交流窓口ができたこと、一般住民が海外研修に参加できたことの方がより大きな成果であると朝陽市政府は高く評価している。また、帯広市の事業では、初めにひとつの村を対象に専門家を派遣して保健衛生指導を行うことができる人材を育成し、その後その人材が周辺の村で同様の指導を行うといった、事業の二次的な成果の発現も見られている。

築上町と金壇市の事業では両自治体の小学校同士で姉妹協定が結ばれ、積極的に意見交換、交流を行うといった、住民レベルでの交流が実現している。

### **ビジネス交流の促進**

大連市の事業では、草の根技術協力事業の実施をきっかけに大連市と北九州市の民間交流が促進され、環境産業中心のビジネススペースでの技術協力、提携が盛んに行われている。双方は相手都市で行っている環境展示会や商談会に、互いに人員を派遣し企業を同行するなど、積極的に参加している。

その結果、北九州市からは、いくつかの環境保護先進技術を持つ企業が大連市に進出した。上海市の事業でも、事業の実施をきっかけに、省エネ技術を持つ大阪の中小企業が数社、中国進出を果たした。

## ⑤成果の宣伝広報

### 自治体政府への報告

ほとんどの中国側の関連事業実施主体は政府関連主管部門に草の根技術協力事業の進捗状況及び事業成果を報告している。このうち朝陽市、大同市、大連市は市のトップに報告しており、これらの自治体政府は草の根技術協力事業の実施に関心が高いといえる。

### 関連ウェブサイトでの広報

- ・ 省環境保護庁が所管する「江蘇環境保護ネット」というウェブサイト、草の根技術協力事業プロジェクト及びその最新動向、イベント情報を発信している。(江蘇省)
- ・ 市科技局が所管する「科学技術ネット」というウェブサイトで草の根技術協力事業を紹介している。(西安市)
- ・ 市環境保護局のウェブサイトに関連事業を紹介している。(大連市)
- ・ 実施主体である省生産力促進センターのウェブサイトに関連事業を紹介している。(広東省)

### 論文、成果報告書での発表

- ・ 黒龍江省環境公報の国際協力コーナーに記事を掲載し草の根技術協力事業を紹介した。(黒龍江省)
- ・ 研修成果を論文にまとめ「西安環境科技」という専門誌で紹介した。(西安市)
- ・ 研修成果については論文にまとめて専門誌で発表した。元研修員は、自分自身の研修内容を纏めて出版した。(広東省)
- ・ 事業成果を論文集の形で発表する予定である。(金壇市)

### 研修会・交流会での発表

- ・ 事業成果である液肥有効利用技術を江蘇省内の他の地域に応用・普及するため、技術推薦会を開催し事業成果をアピールした。(金壇市)
- ・ 研修成果を企業研修会や技術交流会で紹介している。(上海市、広東省)

### メディアの取材・報道

- ・ 日本の専門家が訪中した際、記者会見を行った。(黒龍江省)
- ・ 北九州市の代表団が訪中した際、市のトップと会見を行った。その際、メディアによる取材・報道があった。(大連市)
- ・ 日本の専門家が訪中し技術交流会を開催した際、現地のメディアが取材、報道した。(西安市)
- ・ 日本の専門家によるセミナーやフォーラムの開催の際、メディアによる取材・報道があった。(江蘇省)
- ・ 築上町の学生達が金壇市を訪問した際、現地のメディアが取材、報道した。(金壇市)

上記のように、各事業とも、中国側の自治体は草の根技術協力事業の成果を広報している。とくに、江蘇省はウェブサイトを利用し、草の根技術協力事業の事業紹介、進捗状況

及び事業成果など、幅広い広報に努めている。しかし、全般的に中国自治体が草の根技術協力事業に関する広報、宣伝を積極的に行っているとはいえない。

中国科技部 JICA 弁公室も草の根技術協力事業に関する広報・宣伝をできる限り行っているが、十分ではないと認めている。なお、科技部 JICA 弁公室は、中国における JICA 事業 30 周年を記念し、2013 年 9 月に「JICA 技術協力事業事例集（2003～2013）」を作成・内部出版することを企画している。同事例集には、一部の草の根技術協力事業事例も取り込む予定である。

## ⑥事業課題

### 事業実施前の課題

現在の草の根技術協力事業の申請・審査プロセスでは、中国側に与えられた協議、審査の時間が短く、中国側にとっては、実施主体の確認など事前調査を行う時間があまり取れないのが実情である。また、中国自治体から、事業申請前の双方の意思疎通、情報交換が不十分であるため、事業計画内容の調整、事業の順調な実施に支障をきたしたとの指摘があった。こうした課題について、双方が協力して解決法を探る必要がある。

### 事業実施中の課題

研修員派遣については、人員選抜、書類審査、ビザ申請などの事務手続きに時間がかかるため、研修日程の延期、研修期間の短縮、一部の研修員の派遣取消などの問題が発生している。こうした問題を解決するため、年間派遣計画を事前に中国側に通知し、協議・調整する必要がある。

研修内容については、事業実施途中での調整、とくに県外研修への変更はほとんど認められないため、中国側のニーズや要請に合わせて研修内容を調整することが難しいのが現状である。柔軟に調整できるようなスキームに変更してほしいとの意見があった。

研修期間については、現状は 2 週間～1 ヶ月であったが、中国側から研修期間が短いとの意見が複数あり、また多数の人員を派遣して短期間で研修することより、少ない人数で 3～6 ヶ月程度にわたって徹底的に勉強した方が良いとの意見もあった。専門家派遣期間についても、専門家の訪中期間は短く、行き届いた指導と深い交流ができなかったとの意見があった。いずれにしても、柔軟に設定できるようなスキームへの変更が求められる。

経費については、日本の専門家が訪中する際、予算の関係で通訳がおらず、技術交流及び指導の際の意思疎通に大きな影響が出た事例がみられた。また、経費の申請使用の手続きが煩雑で、簡略化してほしいとの意見があった。さらに、予算配分について、柔軟性を持つように変更してほしいとの意見もあった。

機材の贈呈や持ち込みについては、税関の手続きが非常に煩雑で、時間がかかるとの意見があったが、あらかじめ必要な時間を事業スケジュールに組めば、解決できるとの意見もあった。

### 事業実施後の課題

事業終了後のフォローがあまりなかった。贈呈された設備の維持管理のフォローをしてほしい、消耗品や副資材の購入ができず困っている、等の意見があった。文化や習慣の違

いから互いの認識は一致せず、継続事業が断念されたケースもあった。もっと現地のニーズを踏まえた適切な協力プロジェクトにする必要があるとの意見があった。

### ⑦その他の国との技術協力事業

草の根技術協力事業の中国側関係主体の多くは欧米諸国とも技術協力事業を行っている。利用しているドナー、スキームはさまざまであり、経費も欧米諸国側が負担する事例もあれば、完全に自己負担の事例もある。

広州市疫病予防コントロールセンターの場合、アメリカと HIV に関する共同研究、香港との間の大型流行病に関する共同研究を行っている。他にイギリスとの間の児童の傷害防止、カナダとの間の健康禁煙関連分野に関する技術協力も行っている。主にフォーラムや学術会議の形で実施している。また、WHO との間では、慢性病、食品、職業病、学生衛生、放射線衛生、飲用水関連分野での技術協力をしている。費用は自己負担となっている。

江蘇省環境経済技術国際合作センターの場合、カナダ、アメリカ、スウェーデン、デンマーク、韓国など 12 の機関と技術交流・協力覚書を結んでいる。国レベルの事業として、カナダとの間では中小企業人材育成や固形廃棄物の減量などを中心に技術交流を行っている。一方、省レベル事業として、カナダとの間で飲水分野の技術協力、スウェーデンとの間でグリーン生産関連分野の技術協力を行っている。

上海市省エネルギーセンターは、EU と複数年度の技術協力事業を実施しており、費用はすべて EU 側が負担している。

大連市環境保護局は、ドイツとは汚泥処理、メタンガス利用などの分野で技術協力している。アメリカとは再生資源再利用分野で技術協力している。これらの事業は民間企業を中心に行っている。

### ⑧草の根技術協力事業への期待・要望

#### 事業の継続

中日交流、技術協力のツールが減少しつつあるなかで、草の根技術協力事業はもっとも活力あふれる事業のひとつとして今後も必要であり継続的に実施してほしいというのが、中国側の共通認識である。

#### 事業資源、ネットワークの活用

実施済み草の根技術協力事業で蓄積した経験、構築したネットワークをいかに活用するかが重要である。草の根技術協力事業終了後も、専門家を中国に派遣し、元研修員を対象に技術交流会、最新技術動向セミナーなどを開催してほしい。

#### ニーズの把握

日本は優れた技術を保有しているにもかかわらず、意思疎通の不足により、事業の申請・実施を断念するケースがある。中国側との意思疎通を深め、現地のニーズを十分理解した上で、実情に即した技術協力プロジェクトを組み立ててほしい。

## 技術シーズの紹介

中国で技術推薦会を開催し日本の各自治体の技術シーズを紹介するなど、互いに交流を希望する都市は、友好都市でなくても、技術協力や交流ができる機会の設定を希望する意見もあった。双方に関心のある技術があれば、中国で共同研究プロジェクトとして立ち上げることも可能である。

## 経費の分担

事業の実施効果を改善するためには、必要に応じ中国側が一部経費を分担することも可能であるとの意見があった。ただし、会計年度が異なるため、事業計画段階での調整・意思疎通が必要である。

## ⑨今後の展望

### 今後の協力分野

中国で現在実施中の第12次5ヵ年計画(2011年～2015年)では、中国の現状について、経済成長への資源・エネルギー・環境の制約が強まっていることが既存主要問題のひとつであると指摘し、この問題の解決策として、資源節約型、環境友好型社会を構築することが挙げられている。具体的には、

- a. 資源の節約と環境保護という基本国策を徹底して実行する
- b. エネルギーを節約し、温室効果ガスの排出を削減し、循環経済を発展させる
- c. 低炭素技術を普及させ、気候変動に積極的に対応する
- d. 経済社会の発展と人口資源環境の協調を促進し、持続可能な発展の道を歩む

こうしたことを背景に、中国側の自治体の今後の協力分野に対する要望は環境分野及び省エネ分野に集中している。近年、中国の都市部では、下水処理の普及と火力発電所の脱硫装置の普及により、大気環境及び水環境はある程度改善された。しかし、これまではあまり対策が施されてこなかった土壤汚染問題、重金属汚染問題、及び下水処理の普及による下水汚泥の2次汚染問題が年々深刻になりつつある。このため、これらの問題の解決が第12次5ヵ年計画期間中の重点任務となっている。

また、急速な都市化により、固形廃棄物の発生量が急増しており、その減量化と再資源化が大きな課題となっている。一方、農村部の場合、新農村建設プロジェクトが進んでいるものの、住宅建設、道路整備などの社会インフラ整備が優先され、生活排水やごみ処理事業は後回しとなっており、農村部の環境対策はこれからというのが現状であり、これらの環境施設の整備も政府の第12次5ヵ年計画期間中の重点任務となっている。

エネルギー関連では、近年、中国は、資源の有効利用、新エネルギー、再生エネルギーの利用拡大に関するさまざまな対策を制定・実施したが、急速な経済成長とともに、中国の1次エネルギー市場も右肩上がりの成長を続けているため、石炭を中心とする化石燃料の必要性は今後も基本的に変わらないことから、各種の省エネルギー技術に対する協力ニーズは引き続き大きいとみられる。

一方、上記の環境、省エネの分野に関しては、日本の大学、民間企業は多くの先進技術及び研究成果を蓄積している。このため、日本の各自治体が草の根技術協力事業を今後実

施す際には、産官学連携体制を構築して、中国自治体の実情・ニーズに合わせて技術協力をを行うことができれば、企業の中国進出にもつながる可能性が高い。

また、農業関連に関しては、農業を主要産業とする中国側自治体は、農産品加工、家畜品種改良、飼料加工、農業技術者の育成などの分野での技術協力を期待しているが、日本側自治体は、単独で相手先からの要望に対応できない場合もあり、技術シーズを持つその他自治体との連携体制の構築が必要となる。なお、一部自治体は技術流失を恐れ、協力分野の縮小もしくは協力中止を検討しているようである。この問題を解決するために、日中自治体双方は積極的に意見交換し、知的財産権保護の強化策を取るべきである。

- ・環境関連 : グリーン生産、土壌汚染防止、重金属汚染防止、汚泥処理、固形廃棄物処理、環境施設の管理、生態系の修復、農村部の汚水、ごみ処理など
- ・省エネ関連 : 省エネ管理人材の育成、エネルギー管理の可視化、企業のエネルギー計量及びエネルギー管理士制度など
- ・農業関連 : 有機無公害栽培、農産品加工、家畜品種改良、飼料加工、農業技術者の育成など
- ・その他 : 都市計画、食品安全検査、防災、地震予測、公共交通など

#### **その他海外連携の展望**

大連市は15億元を投入し、国家級の再生資源循環再利用工業園区を建設している。今後、この事業を成功させるため、北九州市、石川県、トヨタとの技術協力を期待している。

江蘇省は、福岡県と環境技術協力の覚書を締結している。草の根技術協力事業スキームを利用し、農村部汚水処理分野での環境対策に関する技術協力を申請する予定である。

西安市は、昨年度にサムソンのR&D基地の誘致に成功した。今後、韓国との技術交流も期待している。

ハルピン市は、最近、イスラエルからの投資誘致が成功している。今後、イスラエルとの技術協力も期待している。

朝陽市は、ビニールハウス農業発展計画の実施を推進するため、韓国と農業用バイオ技術の導入に関する技術協力を協議している。

### **3-3 草の根技術協力事業の副次的効果 —地域の企業の対中国進出ニーズに果たした役割、具体的事例—**

#### **(1) 草の根技術協力事業をきっかけとした企業進出に対する自治体の期待**

草の根技術協力事業を実施することで、友好都市交流を深めることを目標としている自治体が多いが、中には将来の地元企業の海外進出の可能性を見据えている自治体も存在する。たとえば、(財)北九州上下水道協会は、草の根技術協力事業をきっかけとした中国側関係者との交流を、新たなビジネスチャンスの有力な機会と捉えており、単なる技術協力にとどまらず、商談会の実施などビジネス面を意識した展開も行っている。

また、新潟県や札幌市は、草の根技術協力事業実施による副次的効果として中国への

輸出増加などを通じた地域の産業の強化を明確に意識している。

## (2) 企業進出成功のためのポイント

自治体の中には、草の根技術協力の実施をきっかけに地元企業の海外進出の実現を期待している自治体もあるが、今回ヒアリング調査を行った範囲では、企業進出に結びついたケースは熊本市のケースのみであった。こうした現状に対して、ヒアリング調査結果をもとにした、企業進出を成功させるためのポイントは以下のとおりである。

### ①少量生産でかつオーダーメイド的な性格を持つ、我が国企業の競争力が高い技術協力分野を意識する

今回ヒアリングを行った事例の中で唯一現地進出につながったのは、熊本市の義肢装具メーカーである。一方で、新潟県の事業に参加した道路舗装資材のメーカーは進出に至らなかった。この2つの事例の違いは、企業が保有している製品を中国の現地企業でも供給することができる内容のものであったかどうかという点である。義肢足の場合は、製造技術の属人性が高く、患者の要望に合わせたきめ細かい対応が必要となるうえ、大量生産できる性格のものではないため価格競争にもなりにくいことから中国の現地企業では容易に対応できなかつたと考えられる。

新潟県の事例における道路舗装資材の場合は、原料を調達することができれば、技術協力を通して製造方法を学ぶことで大量生産につなげることができ、日本企業よりも安価な製品を供給することが可能となる。草の根技術協力事業に関わる地元企業は中小規模であることがほとんどであるため、規模の経済性が高い中国企業との価格競争に勝つことは難しく、進出につながらなかつたと考えられる。加えて、地元企業がターゲットとしている市場が中国側の企業と同じ場合は、このような技術流出によってシェアを奪われてしまう恐れもあるため、中国への進出に慎重にならざるを得ないケースも存在していると推察される。

したがって、草の根技術協力事業の成果を活用した現地進出を考える場合は、少量生産で価格競争にも巻き込まれにくく、しかも常にオーダーメイドに近い対応が必要とされる技術分野であれば、現地進出の可能性は十分あると考えられる。言い換えると、受注生産に対応できる製品が求められている分野の企業の方が、中国への進出可能性は高いと考えられる。

### ②民間企業が中国進出を検討する際に必要な市場に関する情報提供機会を充実させる

草の根技術協力事業の副次的効果として、地元企業の中国進出を図る際に、次に重要なポイントとして、中国進出を民間企業が検討する際に必要な、市場に関する情報提供機会を充実させることがあげられる。

草の根技術協力事業は、実際には友好都市交流の一環として実施されるケースが多いが、そうした限られた都市での「技術支援」を行うことと、そこで用いられる技術が中国において「ビジネス」として成功することとは決して同じではない。「市場」が見通せることによって初めて民間企業は中国進出の可否を検討できるものであるが、スキームの性質上、本事業では、民間企業が「市場」観をつかむことができる機会は限られてお

り、草の根技術協力事業の実施は、ひとつのきっかけ作りにはなるが、それだけでは企業の中国進出にはなかなか結びつかない。熊本市のケース（義手、義足）は、義手、義足を患者に提供する中国側の病院と日本側の企業との間で常に「市場」に関わる情報（たとえば、患者数、義手、義足の調整ニーズ、頻度など）が提供されたため、現地での「市場」が民間企業に感じ取れたことが企業進出につながったとのことである。

### ③地元企業のプレゼンスをスムーズに行うことができる技術協力を行う

自治体のヒアリング結果によると、草の根技術協力事業において地元企業が参加したケースは限られていた（熊本市、新潟県、築上町、山梨県など）。また、参加した場合でも、日本に研修に来た中国側の自治体職員の視察先として協力するなど、国内での技術協力部分を担うことが多く見られた。

一方、日本側が中国において技術指導をする際に、実際に地元で使っている地元企業の商品を持参しようとしたものの、中国の通関で認められず、結局、中国に進出している大手日系企業の現地事務所から取り寄せることになったケースもあり、地元企業の現地でのプレゼンスを如何にして円滑に行うかも企業進出のポイントといえる。

### ④中国側の課題意識を踏まえた柔軟な対応を図る

新潟県の担当者は、維持管理型の道路舗装の重要性を訴え、そのためには日本の高品質な製品が必要であることを中国側に訴えた。しかし、国土が日本よりも広大で、限られた予算の中でインフラ整備の効率的な遂行を求められている中国では、少しでも多くの地域に導入することを優先するため、中国の企業による安価な資材が採用されてしまった。こうした中国国内の事情と日本企業が持つ高い品質とをどのようにして両立させていくかは、中国への事業展開を考えた場合、十分検討すべき課題である。

たとえば、研修プログラムの改善などによって中国側の課題意識がより日本と近いレベルになるように説得して地元企業の製品が受け入れられやすいようにするか、専門家派遣によって中国側の現状のニーズをより正確に把握してニーズにあった製品を提供することが、地元企業の進出に必要であるといえる。

### ⑤技術協力分野にこだわらない企業進出モデルも検討する

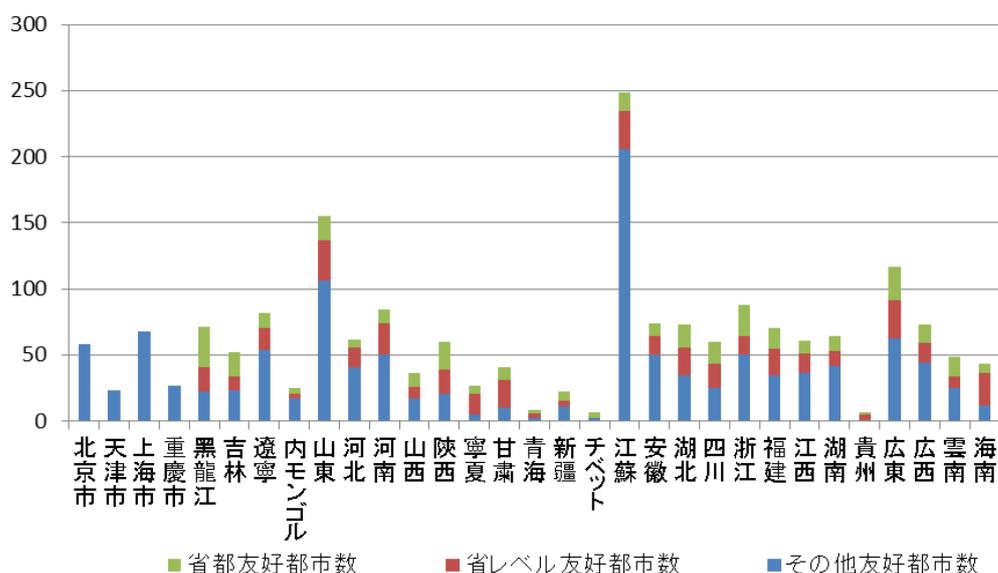
今回国内調査を行った大牟田市の場合は、大牟田市が大同市への技術協力を行った分野は環境であったものの、技術協力以外の分野である「観光」に関して、大牟田市が独自に働き掛けた結果、双方の市に所在するホテル同士が提携関係を結ぶなど、技術協力分野にこだわらない企業連携が図られた。このケースでは、大牟田市のホテル事業者が大同市に進出するというところまでは実現していないものの、草の根技術協力事業をきっかけにして協力分野以外の業種でも中国への企業進出の可能性を示した事例であるといえる。

## 第4章 中国自治体と各国自治体との連携状況及び誘致活動の現状

### 4-1 中国自治体と各国自治体との連携状況

#### (1) 中国と各国との友好都市の提携状況

中国都市発展研究院の調査結果によると、中国は2013年1月までにすでに約130の国・地域と1,936組の友好都市を締結している。中国自治体（香港、マカオ、台湾を除く）の省レベル及び各省省都の友好都市締結状況を図5に示す。

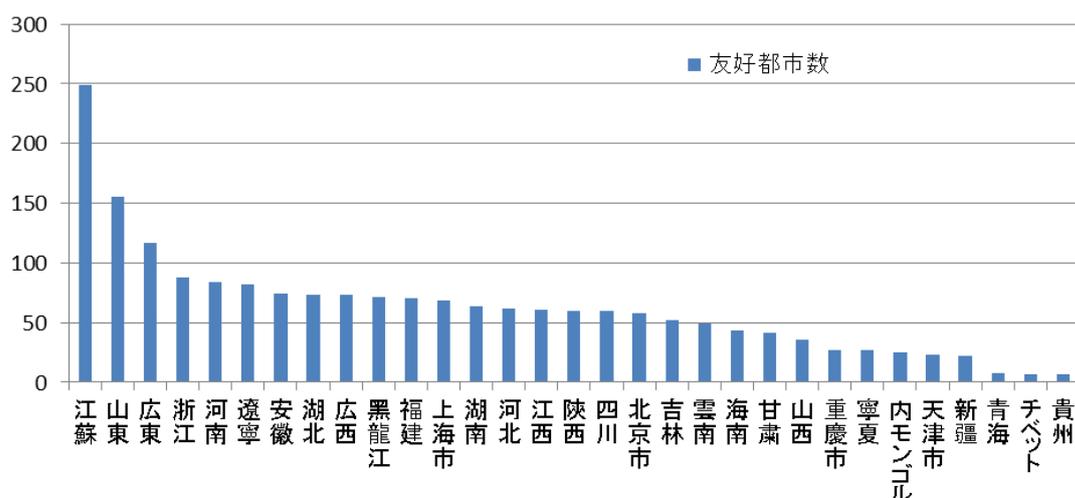


出所：中国都市発展研究院の調査結果を元に作成

図5 中国自治体の省レベル及び省都の友好都市締結状況

図5から、中国における友好都市締結数をもっとも多い自治体は東部沿海部及び経済発展のスピードが比較的速い地区に集中していることが分かる。一方、経済発展の速度が遅い内陸及び西部地区の自治体が締結した友好都市の件数は比較的少ないことが分かる。

また、図6から、中国の31の省レベルの自治体（香港、マカオ、台湾を除く）はすべて海外の自治体と友好都市を締結していることが分かる。中でも、江蘇省の海外自治体との友好都市締結数をもっとも多く249組に達している。山東省と広東省が2位と3位を占め、それぞれの友好都市締結数は155組、117組となっている。



出所：中国都市發展研究院の調査結果を元に作成

図 6 中国における省レベルの自治体と外国自治体との友好都市締結数

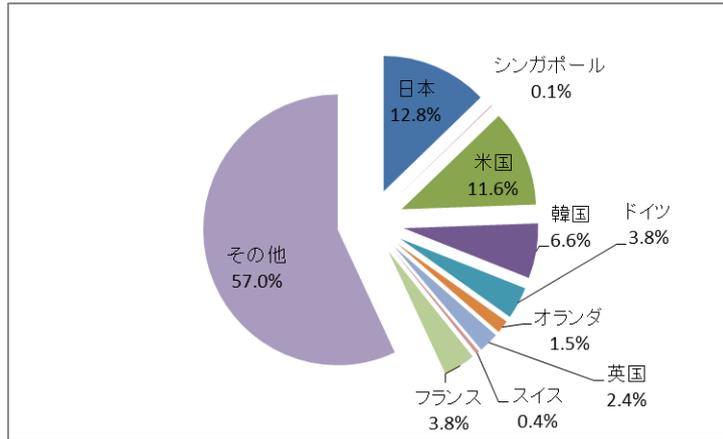
中国への投資額がもっとも多い8カ国及びフランス（以下、「9カ国」とする）との友好都市締結状況を表 25 に示す。

表 25 中国への直接投資額がもっとも多い8カ国及びフランスとの友好都市締結状況  
(単位：件)

	日本	シンガポール	アメリカ	韓国	ドイツ	オランダ	英国	スイス	フランス
友好都市数	248	1	224	127	74	30	47	8	74

出所：中国都市發展研究院の調査結果を元に作成

表 25 から明らかなように、日本（248組）を除くと、中国自治体はアメリカの自治体との友好都市数が多く、224組に達している。また、韓国との友好都市数（127組）が多いことも分かる。一方、シンガポールは中国への投資が大きいにもかかわらず、中国自治体との友好都市は1組のみである。背景には、シンガポールの中国への投資プロジェクトの多くが国レベルでの協力プロジェクトであることがあると考えられる。

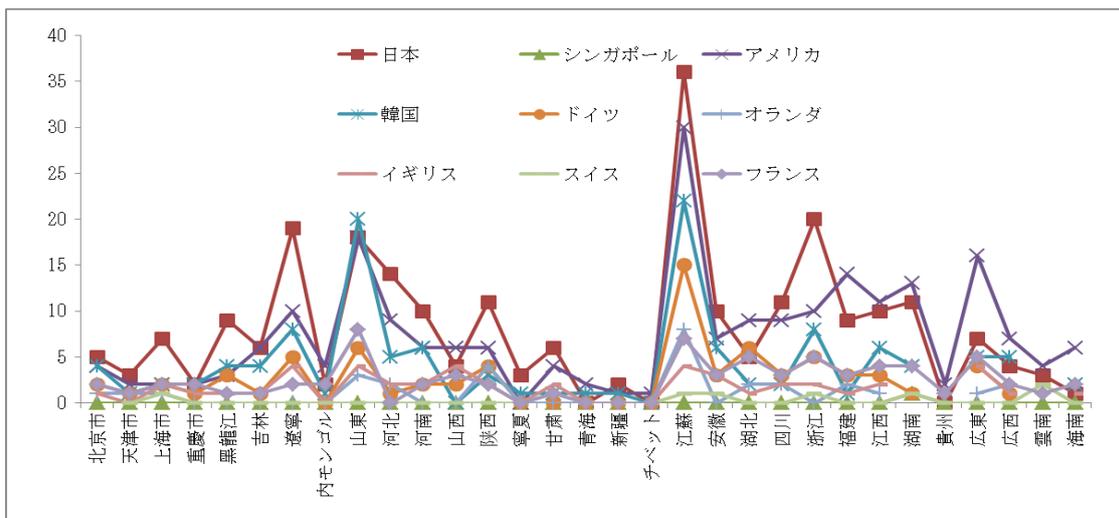


出所：中国都市発展研究院の調査結果を元に作成

図 7 中国の友好都市提携総数（1936 組）の国別比率（上位 9 カ国）

また、図 7 から明らかなように、中国の友好都市提携総数 1,936 組のうち、日本、アメリカ、韓国の 3 カ国で 3 割強を占めており、中国の友好都市提携は、日本、アメリカ、韓国に偏重している。

中国の各省（自治区、直轄市）と 9 カ国との友好都市締結状況を図 8 に示す。

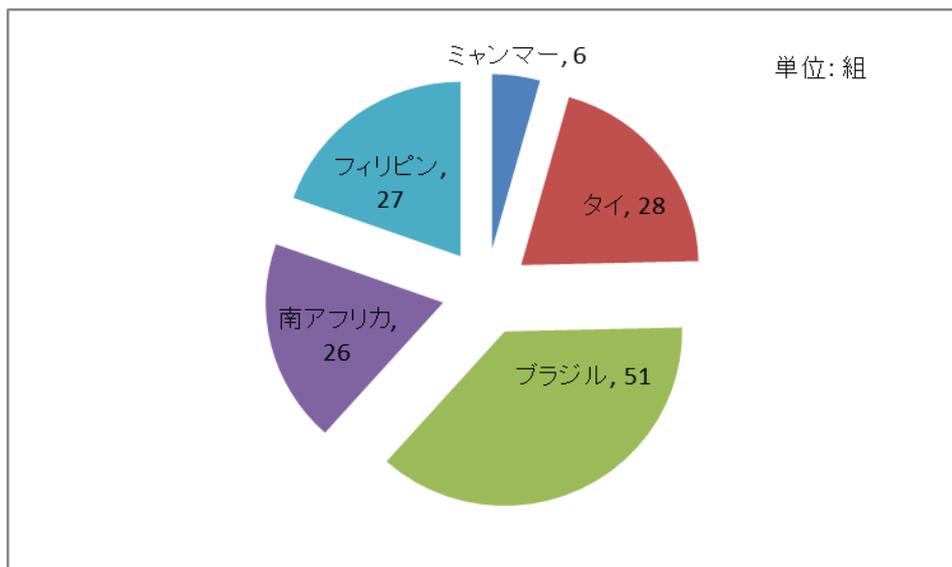


出所：中国都市発展研究院の調査結果を元に作成

図 8 中国の各省（自治区、直轄市）と 9 カ国との友好都市締結状況

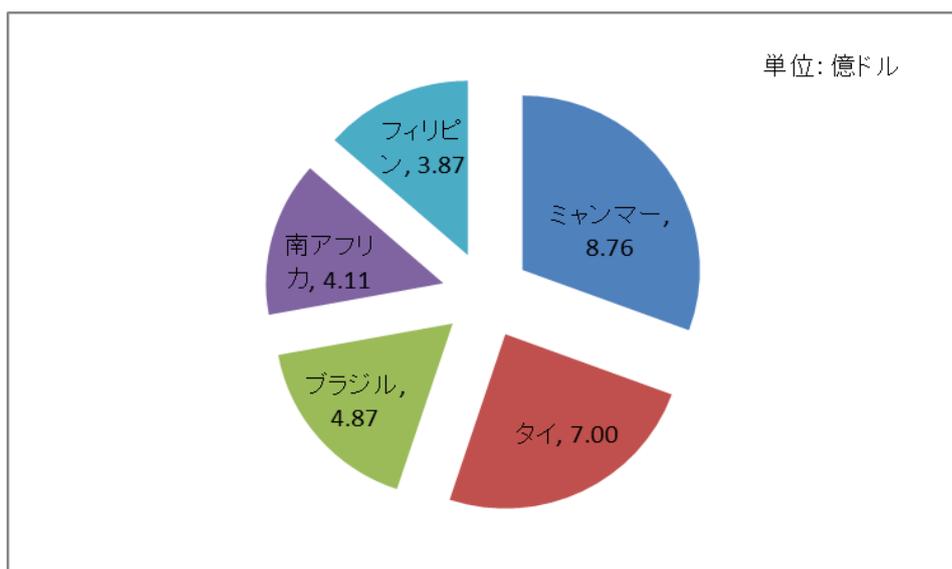
図 8 から明らかなように、中国への投資額がもっとも多い 9 カ国との友好都市締結数のトップ 5 は江蘇省、山東省、浙江省、遼寧省、広東省の順になっており、すべて東部沿海地域にある自治体であることが分かる。

中国の対外投資がもっとも多い発展途上の 5 カ国（以下、「対象 5 カ国」とする）との友好都市締結状況を図 9 に示す。また、参考として 2010 年における中国の対象 5 カ国への投資状況を図 10 に示す。



出所：中国都市発展研究院の調査結果を元に作成

図 9 中国の対外投資がもっとも多い対象 5 カ国との友好都市締結状況

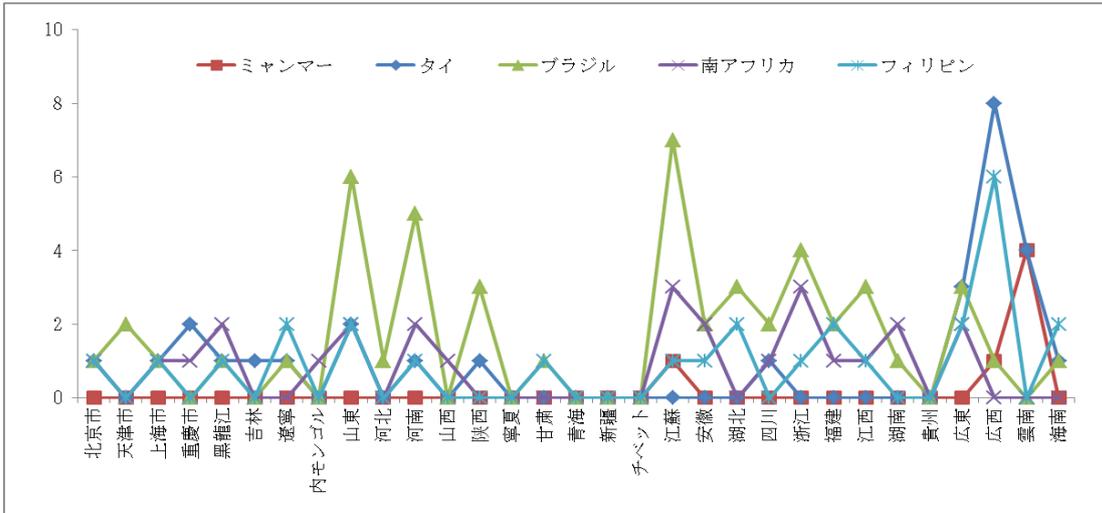


出所：中国都市発展研究院の調査結果を元に作成

図 10 2010 年における中国の対象 5 カ国への投資状況

図 9 と図 10 から明らかなように、中国による対外投資がもっとも多い対象 5 カ国においては、ブラジルとの友好都市数がもっとも多く 51 組に達した。一方、対象 5 カ国のうち、中国からの投資が一番多いミャンマーは中国との友好都市数は少なく、6 組のみである。背景には、中国のミャンマーへの投資プロジェクトの多くが国レベルでの協力プロジェクトであるということがあげられる。

各省（自治区、直轄市）と対象 5 カ国との友好都市の締結状況を図 11 に示す。



出所：中国都市發展研究院の調査結果を元に作成

図 11 各省（自治区、直轄市）と対象 5 カ国との友好都市の締結状況

図 11 から、中国による対外投資がもっとも多い対象 5 カ国との友好都市締結数のトップ 3 は広西チワン族自治区、江蘇省、山東省となっている。広西チワン族自治区がトップになった理由としては、フィリピン、ミャンマー、タイなど東南アジア諸国と地理的に近いことが考えられる。

なお、中南米諸国のうちブラジル以外では、エクアドルも比較的多くの中国の地方都市と友好都市（8 組）を結んでいる。一方、アフリカ諸国のうち、南アフリカ以外では、モーリシャスが比較的多くの中国の地方都市と友好都市（6 組）を結んでいる。

1973 年に中国の国際友好都市の締結がスタートし、これまでに中国のすべての省、直轄市、自治区が 130 余りの国・地域と 1,936 組の友好都市の関係を築いている。友好都市の締結は、中国の国家外交の地方への延長であり、民間交流の重要な手段でもある。

また、自治体が国際交流・協力を進めるための重要なルートともなっている。とくに、中国経済の発展に伴い友好都市間の交流はますます活発になっている。

中国において、1973 年から 1978 年の間に締結された友好都市の数は 6 組のみであった。締結先はすべて日本の都市であって、交流の内容も主に自治体間及び民間団体間の相互訪問であった。しかしその後、1979 年から 1990 年までの間に締結された友好都市は 350 組に増え、交流の内容も経済、文化、教育、人材育成などの分野に拡大した。また、友好都市の締結先も日本以外の国が出てくるようになった。そして、1991 年からこれまでの 22 年間、中国の改革・開放がさらに深化するのに伴い、友好都市は 1,900 組を超えた。締結先も日本以外に、アメリカ、ドイツ、韓国、イギリス、フランス、シンガポールなど、欧米、アジア諸国に広がりを見せている。

このように、40 年の歴史を経て、中国における友好都市との交流も最初の二国間の協力から多国間協力までに発展し、交流の内容も経済と貿易から文化、教育、人材育成、都市建設、環境保護、循環型経済などの多くの分野に拡大してきた。

中国国際友好都市連合会の李利国秘書長は 2012 年 6 月、今後の友好都市の発展目標について、次のように述べた。

2020年までに中国の友好都市締結数が3,000組を超えることを目標としている。2012年6月までの統計データでは、中国の友好都市の数は1,887組であるのに対し、アメリカは2,500組、日本は2,200組であり、中国としても先進国水準の達成をめざす。

友好都市間で政治や経済、科学技術、文化、教育などの分野での全面的な交流を強化し、2020年までに、友好都市の持続可能な発展レベルを先進国レベルに近づける。

引き続き中国東部沿海地域の友好都市の発展を促進すると同時に、中国中西部地域の友好都市の発展を加速させる。

引き続き周辺国との友好都市の締結を強化するとともに、先進国との友好都市締結を拡大する。さらに、中南米、アフリカ、東南ヨーロッパ諸国との友好都市締結を重点的に推進する。

上記発展目標の設定の目的としては、以下のとおりである。

先進国の友好都市との全面交流を強化することにより、中国側の自治体の国際化を図り、地域経済の成長を促進する。

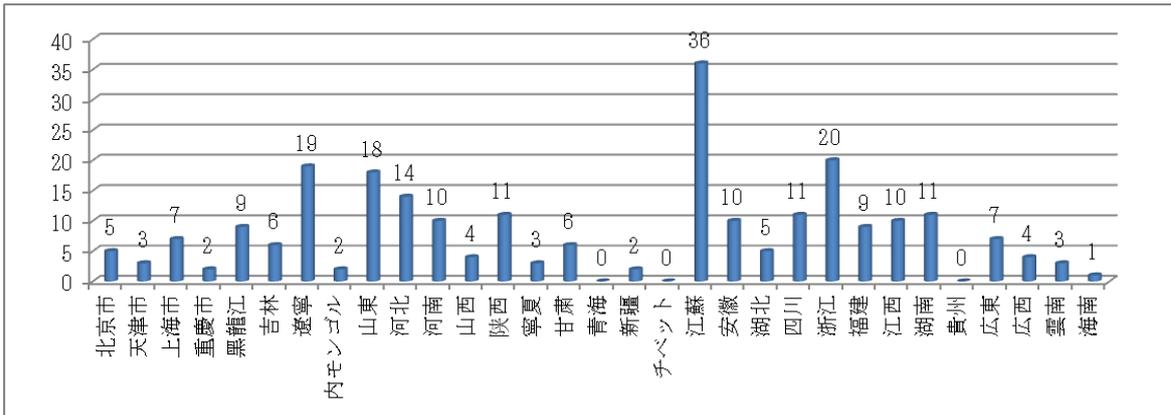
一方、国家総体外交の一部として、中南米、アフリカ、東南ヨーロッパ諸国との友好都市締結を重点的に推進することにより、全方位、多分野での対外交流・協力体制を一層強化し、国家間の外交をサポートする。

## （2）中国自治体の対日交流の状況

日中両国の友好都市間の交流には、自治体と自治体の交流、人と人の交流、経済・技術の交流・協力がある。近年、友好都市間の交流は、経済・技術協力を傾斜してきている。たとえば、1970年代後半初期の国際交流の内容は、友好都市締結を利用して日本から芸術家や教育者、ボランティアなどを招聘して交流・協力を行うなど文化、教育が中心で、農業技術交流が一部で実施されていた。一方、近年の中国は経済・技術交流を主要な目的として掲げており、交流内容も友好都市締結先である自治体企業への投資誘致情報提供、企業の中国進出の促進、技術専門家の受け入れあるいは研修員の派遣などになった。

中国都市発展研究院の調査結果によると、2013年1月現在、中国が締結した1,936組の国際友好都市のうち、日本との間の友好都市件数をもっとも多く248組に達した。

中国の各自治体と日本の自治体との友好都市の締結状況を図12に示す。



出所：中国都市發展研究院の調査結果を元に作成

図 12 中国の各自治体と日本の自治体との友好都市の締結状況

天津市は 1973 年、神戸市と友好都市関係を締結し、中国初の国際友好都市となった<sup>20</sup>。

その後の 6 年間で、中国が外国の自治体と結んだ友好都市の数は 6 組のみで、また対象都市はすべて日本の自治体であった。中国は改革開放がまだ実施されておらず、友好都市間の交流は 1978 年までは文化、青少年教育などに限定された。1990 年代以降、友好都市間の交流は文化、教育から政治、経済貿易、教育、科学技術、人文、青少年、投資、特色産業の 8 大分野まで全面的に拡大された。

日中両国の友好都市締結件数は、80 年代から 90 年代にかけて急速に増加した。1994 年に中国自治体が締結した 97 組の友好都市のうち、日本との締結が 19 組に達し、全体の 20% 近くを占めた。

1994 年以降、日中両国の友好都市の数は平均して毎年 4 組の割合で増加し、現在では飽和状態に近づいている。地域的にみると、日本との友好都市の件数が中国でもっとも多いのは江蘇省であり、締結数は 36 組にも達している。また、浙江省や遼寧省、山東省も日本との友好都市が多く、締結数はそれぞれ 20 組、19 組、18 組となっている。一方、中国西部の 12 省区では日本との友好都市の締結数の合計は 44 組しかない。貴州省、青海省、チベット地区はゼロである。

近年、日中両国の友好都市締結のスピードは減速しているが、中国西部の都市の締結は増加する傾向にある。たとえば、甘肅省敦煌市の 4 つの友好都市のうち 3 つが日本の自治体であった。四川省都江堰市も 2 つの日本の自治体と友好都市関係を結んだ。但し、西部地区は東部地区と違って、友好都市間の交流は経済貿易が中心とはなっておらず、主に文化や観光、自然遺産、歴史、人文などが交流のテーマになっている。

国レベルの外交を通じて得られたチャンスを、すべての地方都市が活かすことは難しい。しかし、友好都市の間では地方の特色やニーズに適合した交流ができることから、友好都市間の民間交流は、国レベルの外交活動のみでは得られないチャンスを自治体にもたらす

<sup>20</sup> 当初中国では、国際的慣例に基づき姉妹都市と呼ばれていたが、姉妹ならば上と下があるが都市の間では上と下がないとの周恩来総理（当時）の指摘を受け、現在は姉妹都市の代わりに友好都市と称されている。本報告書ではその経緯を踏まえ「友好都市」とした。

ことがある。

たとえば、1986年、黒龍江省が北海道と友好都市を締結したことをきっかけに、北海道出身の稲作の専門家である原正市氏が訪中し、寒冷地における稲作技術の指導を行った。原氏の指導により水田の面積あたり収穫量を10%以上増やすことができた。原氏はその後、20年にわたり、中国全土で稲作技術指導を行った。一時、中国国内において、毎年、2億ムー（約13.3 km<sup>2</sup>）以上の水田で原氏が指導した稲作技術が利用されていた。原氏は洋財神と呼ばれ、中国の稲作技術普及に多大の貢献をした。

また、福建省と長崎県が1982年に友好都市を締結したことを受け、長崎県の農業専門家である中山忠治氏は、1985年以降、頻繁に福建省を訪問し農業技術を指導し、福建省初の「巨峰」（ブドウ）の栽培センターを作り上げ、「巨峰」の普及に尽力した。その結果、2003年の福建省の「巨峰」生産高は福建省のブドウ生産高の80%を占めることになった。福建省の山間地域に住んでいる多くの農民は「巨峰」を栽培することによって貧困から抜け出すことができた。

先進農業技術の導入が、日中両国の友好都市交流初期の主要内容であったが、医学技術においても交流成果があった。1979年、広西チワン族自治区桂林市が熊本市と友好都市を締結したことを受け、広西医科大学教授であった王植柔氏が熊本大学医学部で研修する機会を得た。

熊本大学での研修により、1983年、王氏は金銭草の尿管結石への治療効果に関して顕著な研究成果を上げ、王氏が開発した関連医薬品の製造技術は日本で特許を取得した。

1993年には、天津市の友好都市である神戸市の努力により、日本政府は無償援助の形で5億400万円を出資し、「天津代謝病防治センター」を建設した。同センターは中国初の糖尿病及びその合併症の予防・治療を中心とした総合的な専門病院であった。

1990年代以降、中国経済の発展に伴い環境問題も多発するようになった。このため、環境技術協力が、日中両国の友好都市交流の重要なテーマのひとつになった。

1979年に友好都市を締結した福岡県の北九州市と遼寧省大連市は、1990年代から環境分野での技術交流・協力をスタートさせた。大連市は、北九州市との間の大気、水などの分野での環境技術の協力締結や人員の定期的育成研修などを通じて、大気環境及び水環境の改善を達成した。その結果、大連市は数年前、国連環境計画（UNEP）からグローバル500環境モデル都市のひとつに指定された。大連市と北九州市の交流が深化するなかで、近年は産業中心の技術協力、提携に内容が変わってきている。

1983年に友好都市を締結した福岡県の大牟田市と山西省大同市も、2003年までは文化やスポーツを中心に交流を行っていたが、大同市の教育、文化、医療、衛生、都市建設を主管する副市長が2003年に大牟田市を訪問し、環境保護に関する協力覚書を締結したことを受け、環境技術分野での交流・協力がスタートした。大牟田市との交流を通じて、大同市のトップの考え方や意識も大きく変化し、さまざまな環境保護対策を策定・実施した。その結果、大気の品質に関して全国の最下位争いをしてきた大同市は、現在では全国大気品質優良都市のトップ30に入るほど大気環境が改善された。

#### 4-2 世界各国の自治体の対中国進出実績、課題

##### (1) 主要各国の対中直接投資の現状

2012年に中国が受け入れた外国からの直接投資案件数は2万4,925件であり、前年比10.1%減となった。実行投資額も前年比3.7%減の1,117億米ドルであった。2012年度において対中直接投資が減少した要因は、①世界規模の経済減速、②中国経済の減速、③労働力市場のコスト上昇等により、一部の投資がASEANに移ったことなどが考えられる。

表 26 中国における直接投資受け入れ実績 (2011年、2012年)

年度	契約件数		実行投資額	
	件数	伸び率	金額	伸び率
	件	%	億米ドル	%
2011年	27,712	1.1	1,160	9.7
2012年	24,925	-10.1	1,117	-3.7

出所：中国国家商務部の統計データを元に作成

2011年および2012年における中国への直接投資額が多い上位10ヵ国・地区及びその投資額を表27に示す。

表 27 中国への直接投資額が多い10の国/地域及びその投資額一覧 (2011年、2012年)

順位	2011年		2012年	
	国/地域	対中投資額 (億米ドル)	国/地域	対中投資額 (億米ドル)
1	香港	770.11	香港	712.89
2	台湾	67.27	日本	73.80
3	日本	63.48	シンガポール	65.39
4	シンガポール	63.28	台湾	61.83
5	アメリカ	29.95	アメリカ	31.30
6	韓国	25.51	韓国	30.66
7	イギリス	16.10	ドイツ	14.71
8	ドイツ	11.36	オランダ	11.44
9	フランス	8.02	イギリス	10.31
10	オランダ	7.67	スイス	8.78
	合計	1062.75	合計	1021.11

出所：中国国家商務部の統計データを元に作成

表27からも明らかなように、2012年も対中直接投資のトップは香港で変化はなく、全体の約7割を占めているが、投資額は減少した。日本は前年より投資額が1割以上増加し香港に次いで2位となった。シンガポール、アメリカ、韓国、ドイツ、オランダは、投資額が増加し、順位も上昇もしくは維持という結果だった。一方、台湾、イギリス、フランスは投資が減少し、順位も下げた。

## (2) 主要各国企業の中国進出現状

海外企業の中国進出形態は外資独資企業、外資合作企業、外資合弁企業（中国語では外資合資企業とする）の3つがある。香港、台湾を除いた中国への直接投資額がもっとも多い9カ国の中国進出企業数（2012年現在）を表28に示す。

表 28 中国への投資額が多い9カ国の中国進出企業数（2012年現在）

国名	外資独資企業数 (社)	外資合作企業数 (社)	外資合弁企業数 (社)	合計 (社)
日本	11,757	419	6,012	18,188
シンガポール	4,525	196	1,703	6,424
アメリカ	8,799	368	5,143	14,310
韓国	10,271	162	2,297	12,730
ドイツ	2,457	38	1,000	3,495
オランダ	848	35	349	1,232
イギリス	1,645	85	900	2,630
スイス	575	15	167	757
フランス	1,064	24	499	1,587
合計	41,941	1,342	18,070	61,353

注：上記企業数は現在実際に運営中の企業数である

出所：中国国家商務部の統計データを元に作成

表 27、28 から明らかなように、投資額ベースでは日本（1位）、シンガポール（2位）、アメリカ（3位）、韓国（4位）、ドイツ（5位）の順になるが、進出企業数ベースでは日本（1位）、アメリカ（2位）、韓国（3位）、シンガポール（4位）、ドイツ（5位）の順である。

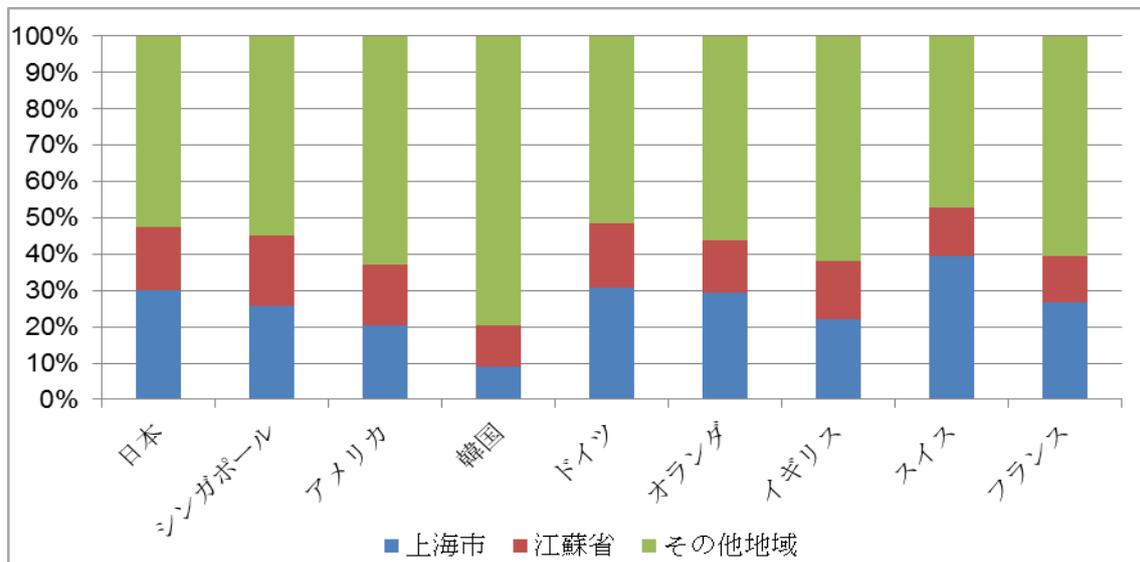
また、中韓の国交正常化は他の国より遅れて1992年に実現したが、この間、韓国企業は日米欧企業の投資経験を参考にできたため、韓国企業の中国投資は、今では日本企業に近い数（10,271社）に上っている。

香港、台湾を除いた中国への直接投資額がもっとも多い9カ国における中国進出先（2012年現在）を表29に示す。

表 29 直接投資額が多い9カ国の主要進出先 (2012年現在)

国名	主要進出先ベスト5
日本	上海市(5,473社)、江蘇省(3,170社)、遼寧省(2,117社)、山東省(1,579社)、浙江省(1,220社)
シンガポール	上海市(1,662社)、江蘇省(1,241社)、広東省(690社)、北京市(544社)、福建省(370社)
アメリカ	上海市(2,903社)、江蘇省(2,423社)、北京市(1,613社)、浙江省(1,470社)、広東省(1,390社)
韓国	山東省(4,599社)、江蘇省(1,463社)、遼寧省(1,289社)、上海市(1,145社)、天津市(1,111社)
ドイツ	上海市(1,076社)、江蘇省(624社)、北京市(463社)、浙江省(269社)、山東省(199社)
オランダ	上海市(362社)、江蘇省(178社)、北京市(164社)、浙江省(129社)、広東省(101社)
イギリス	上海市(582社)、江蘇省(418社)、浙江省(284社)、広東省(274社)、北京市(246社)
スイス	上海市(298社)、北京市(122社)、江蘇省(103社)、広東省(66社)、浙江省(33社)
フランス	上海市(422社)、北京市(239社)、江蘇省(205社)、広東省(132社)、遼寧省(129社)

出所：中国国家商務部の統計データを元に作成



出所：中国国家商務部の統計データを元に作成

図 13 直接投資額が多い9カ国の上海市、江蘇省への進出状況 (2012年現在)

表 29 から明らかなように、9カ国の投資先で上海市と江蘇省が4割を占める国が多く(図 13 参照)、もっとも多い地域は上海市である。また、長江デルタ経済圏(上海市、江蘇省、浙江省)にある江蘇省も外資系企業の投資がもっとも集中する地域である。立地上の優位と地方政府の積極的な外資誘致政策が功を奏し、とくに経済開発区には多数の外資系企業が集積している。このほかでは、浙江省も外資系企業が選択する重要な投資先のひ

とつとなっている。

東北地域最大の投資先は遼寧省で、とくに日本、韓国、フランスからの投資が多い。遼寧省の大連市には数多くの日本企業が進出しており、瀋陽市には韓国企業が集中している。韓国企業の最大の投資先が山東省であることも特筆すべきである。山東省は渤海湾を挟んで韓国に近く、また山東省政府もこれまで戦略的に韓国企業の誘致に注力し、現段階で既に 4,599 社の韓国企業が山東省に進出している。

### (3) 日本の対中直接投資の現状

#### ①日本の対中直接投資の現状

財務省の統計によると、中国に対する直接投資は、2011 年度と 2012 年度はほぼ同じで、日本の対外投資総額の 11%を占めた。順位はイギリスを超え、第 2 位になった。

表 30 各国・地域向けの直接投資動向

(単位：億円)

2011 年度		2012 年度	
国/地域	金額	国/地域	金額
アメリカ	11,530	アメリカ	25,609
イギリス	11,217	中国	10,759
中国	10,046	イギリス	9,481
ブラジル	6,536	オーストラリア	8,689
オーストラリア	6,493	オランダ	6,822
タイ	5,576	ブラジル	3,284
オランダ	4,256	韓国	3,197
シンガポール	3,517	インドネシア	3,039
インドネシア	2,876	カナダ	3,019
韓国	1,944	インド	2,228

出所：財務省国際支出統計を元に作成

#### ②日本の対中投資の業界動向

対中投資の動向から見ると、2011 年度、2012 年度とも、製造業が中心であった(表 31)。2012 年度の製造業の投資額は 7,334 億円となり、2011 年度に比べて 5.5%増加した。製造業のうち、繊維や化学・医薬、ガラス・土石製品、鉄・金属、精密機械設備などは投資額が減少したが、輸送機械設備は対前年比 94%超という高い伸びを示した。また、電気機械設備も 30%の伸び率を記録した。非製造業は運送業やサービス業、不動産などが高い伸びを示し、全体では前年度に比べ 10.6%増加した。

表 31 業界別の対中投資動向

(単位：億円)

業種	2011 年度		2012 年度	
	金額	上昇率(%)	金額	上昇率(%)
製造業 (合計)	6,948	78.4	7,334	5.5
食品	173	61.9	211	21.8
繊維	431	511.5	186	△56.8
木材・紙	276	11.0	339	22.6
化学・医薬	823	77.5	690	△16.2
石油	× <sup>21</sup>	n.a.	4.0	n.a.
ゴム・皮革	179	△29.1	219	22.2
ガラス・土石製品	240	436.5	108	△55.1
鉄・金属	1,012	127.0	729	△28
一般機械設備	1,426	64.8	1,375	△3.6
電気機械設備	796	118.8	1,035	30.0
輸送機械設備	1,162	35.9	2,257	94.3
精密機械設備	217	508.2	1	△99.5
非製造業 (合計)	3,097	29.7	3,425	10.6
農業、林業	6	n.a.	0	n.a.
漁業、水産業	×	n.a.	×	n.a.
鉱業	n.a.	n.a.	×	n.a.
建築業	11	50.2	10	△7.5
運送業	53	118.8	124	132.5
通信業	245	419.5	112	△54.3
卸業、小売業	1,506	63.0	1,572	4.4
金融、保険業	590	27.9	494	△16.2
不動産	512	91.5	803	56.8
サービス業	179	38.9	303	69.5
合計	10,046	59.9	10,759	7.1

出所：財務省統計データを元に作成

## (4) 日本企業の中国進出の現状及び課題

## ① 日本企業の中国進出ブーム

日本企業の対中直接投資はこれまで3回のブームがあり、既に1万8,000社以上の日本企業が中国進出を果たした。

1回目の進出ブームは中国の「改革・開放」から10年経った1987年頃で、当時は第三次産業が中心であった。その後、鄧小平氏の「南巡講話」以降、中央政府が「改革・開放」政策を一層積極的に推進した結果、日本企業の中国進出は「天安門事件」の影響から一転して1995年頃に2回目のピークを迎えた。1990年代の中国進出は輸出志向型の現地生産がメインで、多くの部品・原材料を含め日本国内への依存度が高かった。

<sup>21</sup> ×は、サンプル数が極めて少ないため、個別データを保護する観点から具体的数値を記入していない。

3回目の中国進出ブームは2005年にピークを迎えた。2001年11月、中国はWTOに加盟し、関税と非関税障壁の段階的な撤廃を契機に日本企業の中国進出が拡大し続けた。この段階で、日本企業は製造業を中心に輸出志向型の進出から現地販売型への現地生産にシフトし始めた。その代表格は日本の自動車メーカーである。その結果、3回目の中国進出ブーム時には、ほぼすべての日本完成車メーカーが中国進出を果たし、さらに日本の部品サプライヤーを巻き込んだ大規模な現地生産を展開した。従来の輸出志向型から現地販売型への転換が行われると同時に、海外調達から現地調達への転換も加速されるなど、中国における日系企業は新たな転換期を迎えた。

## ②在中日系企業状況

2012年現在、中国の日系企業数は1万8,188社に達している（出所：中国国家商務部の統計データの）。日本企業の中国進出先トップ10を図14に示す。

中国に進出している日系企業の多くは環渤海湾-京津経済圏（遼寧省、山東省、北京市、天津市）、長江デルタ経済圏（上海市、江蘇省、浙江省）、珠江デルタ経済圏（広東省）などの沿海地域に集中しており、全体の54.2%を長江デルタ地域が占める。



出所：中国国家商務部の統計データを元に作成

図 14 日本企業の中国進出先トップ10

表 32 は、2012年度の主要日系企業の対中直接投資の代表例を示している。なお、華北地域、華東地域への投資が多い一方、内陸への大型投資案件も増える傾向にある。

表 32 主要日系企業対中直接投資事業一覧表 (2012 年)

華北地域			
	カルビー、伊藤忠商事	中国の康師傅食品投資有限公司、伊藤忠商事と天津で合資会社設立	資本金 2,000 万ドル (カルビー : 51%、伊藤忠 : 4%)
	宇部興産、High Chem	河南省の中原大化、High Chem と河南省で DMC の製造合資会社設立合意	資本金 2 億 8,800 万元 (宇部興産 : 24.5%、High Chem : 24.5%)
	森精機	天津市で工場を建設	第 1 期 : 40 億円
	セブン&アイホールディングス	北京で統括会社を設立	資本増加 2 億元
華東地域			
	帝人	江蘇省南通市帝人 (中国) 商品開発センターを設立	資本金 7 億円、総投資額 20 億円
	三井化学	中国石油化工公司与上海で上海中石化三井弾性体有限公司設立	資本金 6 億 3,000 万元、総投資額 20 億元
	花王	上海で花王 (上海) 有限公司設立	投資額 50 億円
	旭化成	上海で旭化成 (中国) 投資有限公司設立	資本金 3,300 万ドル
	新日鉄化学	アメリカ Koppers 社と、江蘇省に最大規模の石炭化学工業の生産・販売センターを設立	総投資額 130 億円
	トヨタ自動車	江蘇省常熟市で豊田自動車部品有限公司設立	投資額 2 億 8,500 万ドル、資本金 9,500 万ドル
	クボタ	江蘇省無錫市で久保田発動機(無錫)有限公司	資本金 5 億 4,400 万元
	三井倉庫	錦江港運公司与合資会社設立。地上四階建てで、総建築面積 52,800 m <sup>2</sup> の倉庫を建設予定	資本金 47 億元、三井倉庫が 49% 出資
	ローソン	上海市で羅森 (中国) 投資有限公司を設立	資本金 6 億元
他の地域			
	太平洋セメント	子会社の太平洋セメント (中国) 投資有限公司が新疆天業 (集団) 有限公司と、新疆天業太平洋建材有限公司を設立	資本金 3 億 1,200 万元、太平洋セメントが 40% 出資
	神戸製鋼所	大型アルミ箔製造の江蘇省常鋁鋁業股分有限公司 (ALCHA) と内モンゴルに合資会社を設立	資本金 20 億元、神戸製鋼所が 80% 出資
	新日鉄住金	中国武漢鉄鋼集団公司与合弁で、湖北省武漢市に武鋼新日鉄 (武漢) プリキ有限公司を設立	総投資額 18.5 億元
	日立製作所	四川省にエレベータの生産センターを建設	資本金 20 億円、日立エレベータ (中国) が出資
	東プレ	湖南省で自動車部品の子会社設立	資本金 20 億元、総投資額 50 億元
	本田技研工業	広州自動車本田自動車有限公司が工場敷地内で生産ラインを新規増設	総投資額 35.6 億元

注 : ドルは米ドル

出所 : 新聞報道を元に作成

一方、帝国データバンクが2012年8月に行った調査によると、中国に進出した日本企業は1万4,394社に達する。そのうち、東京都の企業は4,748社、大阪府の企業は2,271社、愛知県の企業は1,051社に上り、この3都府県で日本企業全体の56%を占める。その他、24都道府県で中国進出企業は100社を超え、さらに100社以下を含めるとすべての都道府県の企業が中国に進出している。

進出状況を業種別に見ると、工業用樹脂製品、自動車部品、金型・同部品等の「製造業」が5,951社(41.3%)で、産業用電気機材、アパレル関連、一般機械器具等の「卸売業」が5,057社(35.1%)で、それぞれ1位、2位を維持し、3位のサービス業(1,868社、13.0%)を大きく上回っている。

表 33 日本企業の中国進出社数（都道府県別）（単位；社）

都道府県	社数	都道府県	社数	都道府県	社数	都道府県	社数
北海道	113	東京都	4,758	滋賀県	97	香川県	110
青森県	26	神奈川県	686	京都府	348	愛媛県	105
岩手県	23	新潟県	171	大阪府	2,271	高知県	20
宮城県	85	富山県	79	兵庫県	511	福岡県	289
秋田県	45	石川県	112	奈良県	107	佐賀県	41
山形県	63	福井県	111	和歌山県	71	長崎県	54
福島県	63	山梨県	53	鳥取県	48	熊本県	60
茨城県	110	長野県	265	島根県	22	大分県	39
栃木県	83	岐阜県	313	岡山県	207	宮崎県	25
群馬県	142	静岡県	360	広島県	261	鹿児島県	16
埼玉県	469	愛知県	1,051	山口県	67	沖縄県	25
千葉県	253	三重県	138	徳島県	38	合計	14,394

出所：株式会社帝国データバンク「中国進出企業の実態調査」2012年を元に作成

現在、日本の大手企業の中国進出の影響で、下請けの中小企業の中国進出も進んでいる。本調査において、2013年7月～8月に実施した各自治体の駐中国事務所を対象にしたヒアリング調査の結果によると、「県内の大手企業が中国進出したためその後下請企業も続々進出している（石川県）」「大手自動車メーカーが湖北省に現地拠点を構えているため、関連部品メーカーも湖北省に進出している（横浜市）」という意見が寄せられた。このように、日本の下請企業は大手企業に追随する形で中国進出を行っている。

また、一部自治体ではサービス業の進出が多くなっている（福岡県、北九州市、長崎県、大阪府など）。これまで、製造業、卸売業を中心に拡大してきた日本企業の中国進出は今後新たな段階に進む兆しを見せている。

表 34 日本企業進出の現状に関する国内自治体駐中国事務所のヒアリング結果

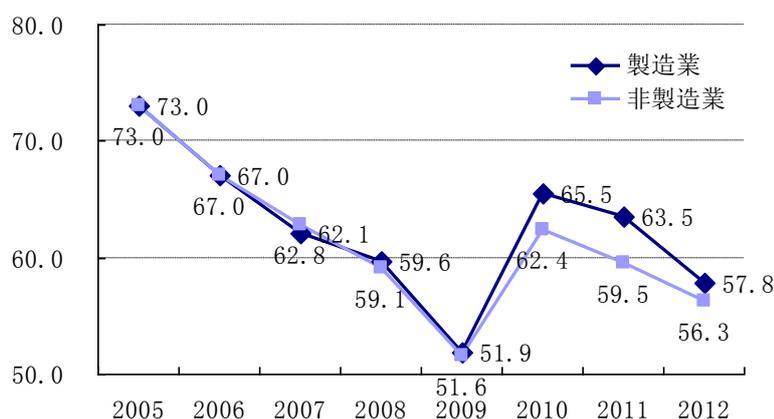
自治体名	概 要
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国への進出企業は 200 社以上で、主に華東エリアに多く、他に広東・大連市・北京市などに多い。</li> <li>・日産は湖北省に工場があるため、関連部品の企業も湖北省に進出している。</li> <li>・業種は製造業が中心で主に電子機材・部品である。</li> <li>・サービス業の進出はない。</li> </ul>
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上海市周辺はまだないが、江蘇省には複数の川崎市内の地元企業が進出している。</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県からの進出企業は 2 社である。</li> <li>・10 年程前から機械の周辺機材、補助設備の製造企業が進出している。</li> <li>・近年、進出意欲のある中小企業は少なく、自社製品の売込みや部品等の調達にとどまっている。</li> </ul>
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北九州市からの進出企業は 20 社で、ほぼ中小企業である。</li> <li>・昔は製造業がメインだったが、現在はサービス業（物流、人材派遣）が増加傾向にある。</li> <li>・北九州市の企業も近年中国ではなく、東南アジアを中心に海外進出を図る傾向が見られる。ただ、中国進出を考えている企業はまだあり、最近では北九州市の自動車生産設備関連企業が大連市に新規進出を果たした。</li> </ul>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県からの進出企業は 60 社以上で、大連市には 10 社あり、すべて製造業である。他に黒龍江省にソフト開発企業が 1 社ある。瀋陽市には 3 社、上海市には 50 社程度が進出しており、そのほとんどが統括会社か駐在事務所。</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県からの進出企業は少ない。</li> </ul>
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業の進出は少なくサービス業が多い。</li> <li>・通販会社、飲食店などが進出しているケースがある。</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府からの進出企業は 400 社で、そのうち 70 社が中小企業で 30～40 社が製造業である。</li> <li>・中国の内陸部に進出する企業は少ない。</li> </ul>
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県からの進出企業は 90 社で、中国国内 107 ヲ所に拠点があるが内陸部はゼロである。主に華東地域に集中している。</li> <li>・近年、上海市への進出は減少傾向にある。</li> <li>・石川県は機械部品の下請企業が圧倒的に多く、繊維産業が伝統産業である。</li> <li>・県内の大手企業が中国に進出しその下請企業が続々と進出してきた例が多い。</li> </ul>
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県からの進出企業は 60 社で、中小企業が多く主にサービス業である。</li> <li>・飲食店、梱包関連業種、繊維加工機材、水処理技術、建築関係企業など。</li> </ul>
長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県からの進出企業は約 280 社で、上海・華東地域で 200 社弱、大連市（30 社弱、広東省）</li> <li>・深圳市・東莞市などで 40～50 社である。</li> <li>・ほとんどが精密機械の製造企業で、サービス業はまだない。</li> <li>・最近では新規進出が減少しているが、ゼロではない。</li> </ul>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県からの進出企業は 350 社。（飲食・サービス業を除いたもの）</li> <li>・主に製造業である。</li> </ul>

自治体名	概要
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府から上海市への進出企業は約 600 社である。</li> <li>・上海市にある日本からの進出企業 10,000 社のうち 2～3 割は関西企業で、このうち 2 割を大阪府の企業が占めている。</li> <li>・製造業は横ばいで、サービス業・小売業が増加傾向にある。</li> <li>・新規進出は減少傾向にある。</li> </ul>

出所：国内自治体駐中国現地事務所ヒアリング調査結果を元に作成

### ③日本企業の中国進出課題

中国は既に日本企業の最大の進出先になっており、現地販売を目標とする中国展開が増えている。しかし、このような転換期においてさまざまな課題も顕在しつつある。JETRO が毎年実施している企業アンケートによれば、多くの日系企業は今後も中国がもっとも重要な事業発展地域だと認識している。しかし、在中国日系企業の黒字企業の比率は、2010 年に金融危機以前の水準を回復したものの、その後は低下が続いている。



出所：中国経済と日本企業 2013 年白書（中国日本商会）

元出所：「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（各年版）」（JETRO）

図 15 在中国日系企業の黒字企業数の比率 (単位：%)

中国市場での製品導入、販売拡大において、日本企業の場合、日本国内の製品モデルをそのまま中国市場に転用する傾向がある。日本の携帯電話が中国で不振を続けるのがその典型的な例である。ガラパゴスと言われるほど日本の消費者目線に徹した携帯電話作りはグローバルの視点から見ると部分最適であり、全体最適ではない。

中国市場では世界各国からの多国籍企業が集結し、厳しい競争が繰り広げられている。たとえば、自動車産業ではアメリカのビックスリーである GM、フォード、クライスラー、欧州の VW、PSA、BMW など主要メーカー、韓国の現代、起亜、日本のトヨタ、日産、ホンダ、三菱自動車、マツダ、ダイハツ、日野など世界の強豪が競争している。欧米韓企業は現地市場のニーズを徹底的に調査し、消費者志向を反映した製品の研究開発とデザインを行い、中国の消費者を獲得している。

また、現地市場の開拓、現地ネットワークの構築に難航する日本企業も多く、現地生産体制を拡大するため日本人駐在員を増加させ、人件費が増加する事例も多くある。

さらに、中国では日本企業の文化に慣れた適切な人材の確保が容易ではなく、育成された人材の流出も頻繁に発生している。たとえば、広東省に立地する一部日系企業では現場作業員が入社1年で半分が入れ替わるほど、従業員の定着率が低い。

他方、大手企業の中国進出が増加する中、中小・零細企業は中国に進出する資金、人員体制が欠如するため日本国内に止まる状況が続いている。中国で現地生産を拡大している日本企業は更なるコスト削減のため、これまで維持してきた中小・零細企業との契約を中国現地の外資及び地元企業に変更する可能性が高くなっている。

このような課題を解決するには、まず、現地ニーズに対応するための現地化と市場の変化を迅速に反映できる経営体制の構築が必要であり、現地社員への段階的な権限移譲が有効であろう。とくに、サービス業の中国展開は現地密着型の経営が重要である。次に、日本企業は従来の生産機能、調達機能をメインに構築してきた現地体制を研究開発機能、デザイン機能、販売機能などを集結することへの転換が欠かせない。さらに、これまで日本の大手企業の成長を支えてきた中小企業の中国進出には、中小企業コンソーシアムを結成し、補完関係がある企業同士の組織的な海外展開をすることが望ましい。その実現には、日本政府、自治体及びその駐中国事務所などの支援が不可欠である。

#### 4-3 中国の自治体の海外交流政策及びアメリカの自治体との交流事例

##### (1) 中国の自治体の海外交流政策

中国は開放政策の実施以来、海外交流を積極的に行っている。とりわけ、外資の誘致に関しては、開放政策の中でもとくに重視し、海外企業による対中投資は、中国経済の高度成長に重要な役割を果たした。こうした動きに併せて、中国では、外資の対中投資に関する一連の法律を相次ぎ制定した(表35)。

表 35 外資の対中投資に関する法律

年	法 律
1979年	「中外合資経営企業法」
1986年	「外資投資奨励の規定」
1997年	「外商投資産業指導目録」
2000年～2001年	「外商投資企業法」改正、「中外合作経営企業法」改正、「中外合資経営企業法」改正、「外商投資電信企業管理規定」改正
2002年	「外商投資方向指導規定」
2002年～2008年	「外商投資産業指導目録」改正
2004年～2008年	「外商商業領域管理弁法」、「外商投資項目認定暫定管理弁法」、「外商投資広告企業管理規定」、「外商投資を奨励するハイテク製品目録」
2012年	「外国投資産業指導目録」改正

出所：各種公開資料を元に作成

2010年4月、中国国務院は「外資利用業務のさらなる遂行に関する若干の意見」を発表した。その中で、外資利用範囲の拡大、外資の中西部地区への展開及び投資拡大の実現、外資利用方法の多様化の促進、外商投資管理体制改革の深化、良好な投資環境の構築などが打ち出された。

2012年7月、中国發展改革委員会は「外資利用と海外投資第12次5ヵ年計画」を発表した。外資の対中投資の合理化、外商投資のレベルアップ、安定した発展及び外資の導入と利用は、中国産業のレベルアップと構造合理化、科学技術革新、地域間の協調発展などに積極的な効果を発揮することを目標としている。また、資源節約、省エネ削減、環境保護、総合交通インフラ施設、新農村建設、都市と農村地域の協調発展、地域間の協調発展等が外資の投資誘致と利用の重点項目となっている。

中国では、各自治体も国の指導の下で、海外交流及び外資誘致が行なわれている。以下に友好都市締結数の多い江蘇省、山東省、広東省、浙江省、河南省、遼寧省の海外交流政策（外資誘致、外資利用を中心に）を整理した。

表 36 江蘇省の海外交流政策

海外交流政策の具体的内容	
重点政策	<p>江蘇省政府は2011年8月に公表した「2011～2015商務發展概要」において、国際文化交流の推進、とくに、文化創造、出版発行、映画制作、会議・展示、アニメ・漫画・ゲーム、観光産業などの国際展開に力を入れることを打ち出した。</p> <p>また、同概要は、外資の活用に関して、省北部への推進を中心としており、江蘇省南部地域の科学技術、人材、資本を省中心部と北部に移転させることを主たる任務としている。</p> <p>なお、概要では、新興産業への外資投資の促進、外商投資企業はM&amp;Aを通して経営規模を拡大することを奨励、などが重点政策として取り上げられている。</p>
優遇措置	<p>江蘇省商務庁が公表した「江蘇省外資利用優遇措置」では、外資投資への優遇措置として、下記のように規定している。</p> <p>①所得税 外商投資企業技術開発費用が前年度より 10%以上増加した場合、税務機関の承認を得ることで、当該年度に納める所得税は、その年度の技術開発で実際に発生した費用の 50%を差し引いたものにかかけられる。</p> <p>②関税 2009年1月に公表した「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」中の規定では、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、及び契約に基づき上記設備に伴って輸入する技術及び関連部品、備品については、輸入段階の増値税（付加価値税・VAT）は徴収するが、引き続き関税は免除する。</p> <p>③増値税（付加価値税・VAT）と営業税 自社開発したコンピュータソフトウェアの販売は、法定の 17%の税率で徴収した後、実際の税徴収負担が 6%を超えた場合、還付する。 生産規模が小さい納税者は、コンピュータソフトウェアを生産・販売した場合、6%の徴収率で増値税を納める。商業規模が小さい納税者は、コンピュータソフトウェアを生産・販売した場合、4%の徴収率で増値税を納める。 国家版權局に登録済みで、コンピュータソフトウェア販売時に著作権、所有</p>

	<p>権を一度に譲渡する場合、営業税を徴収し、増値税を免除する。</p> <p>技術移転、技術開発及び関連の技術コンサルティング、技術サービス業務を展開する場合、所得の営業税を免除する。</p> <p>④輸入設備の優遇措置</p> <p>国が奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、及び契約に基づき上記設備に伴って輸入する技術及び関連部品、備品について、輸入段階の増値税は徴収するが、引き続き関税は免除する。</p> <p>投資総額以内の自己用設備の輸入、関税と輸入段階の増値税を免除する。</p> <p>外国政府借款と国際金融組織借款プロジェクトの自己用設備の輸入、関税と輸入段階の増値税を免除する。</p> <p>⑤生産型外商投資企業<sup>22</sup>の所得税（国の所得税税率 30%、地方の所得税税率 3%）</p> <p>経営期間が 10 年以上（10 年含む）の外商投資生産型企業の所得税は、利益が発生する年度から、前の 2 年間は免除、後の 3 年間は半減、減免期間内、地方の所得税を免除する。</p> <p>沿海経済開発区、経済技術開発区の所在都市が管轄する技術集約、知識集約型プロジェクト、外商投資額 3 千万ドル以上、かつ長期投資プロジェクトなどは、15%の税率で企業所得税を徴収する。</p> <p>エネルギー、交通、港建設のプロジェクト、経営期間 15 年以上、利益が発生する年度から、最初の 2 年間は免除、その後の 3 年間も半減する。減免期間内、地方の所得税を免除する。</p>
--	--

表 37 山東省の海外交流政策

海外交流政策の具体的内容	
重点政策	<p>2007 年 12 月、山東省は「外商投資産業指導方針に関する通知」を公表した。その中で、外資投資に関する重点政策に関して下記のように打ち出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨励する外資投資分野は、電子情報、機械設備、化学工業、食品、紡織服装、生物技術と材料の六つの基幹産業とする。</li> <li>・ 自動車及び関連部品、造船及び船舶用設備、大型プラント設備、デジタル制御装置、建設機械、環境保護関連機械、及び農業用機械などの工業装備産業を重点的に支援する。</li> <li>・ ハイテク技術産業の加速発展、製紙、セメント、化学肥料、タイヤなどの伝統産業の合理化とレベルアップ、金融保険、物流、情報サービス、観光、港、鉄道、道路、発電所、都市インフラ、農業、省エネ技術、多国籍企業の研究開発センター建設、外資投資による国有企業の改造改革への関与などが、推進の重点。</li> </ul> <p>2012 年 7 月に山東省が公表した「対外経済貿易が安定した中で比較的速い発展を実現することに関する意見」の中では、外資利用に関する重要政策を下記のように公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「両国両地（日本・韓国・香港・台湾）」、「両州両市」（欧州・アメリカ・北京・上海）に対する企業、産業、投資などを中心に誘致する。</li> </ul>

<sup>22</sup> 中国「外商投資企業と外国企所得税法」で規定した生産型外商投資企業分類は、①機械製造、電子工業②エネルギー鉱業（石油採掘、天然ガスを含まない）③冶金、化学、建材工業④軽工業、紡織、包装工業⑤医療器械、製薬工業⑥農業、林業、牧畜業、漁業と水利業⑦建築業⑧交通輸送業（乗客運送は含まない）⑨直接生産にサービスを提供する技術開発、地質調査、産業情報コンサルティング、及び生産設備、精密機械のメンテナンス⑩国务院税務主管機関が確定したその他の業種

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業、ハイテク技術、先進的な製造業、省エネと環境保護産業、新エネルギー、新材料、新医薬、新情報、海洋開発などの戦略新興産業への外資投資を推進する。</li> <li>・ 外資投資に対して、「資本の誘致」と「知の誘致」に結び付けて、推進する。</li> </ul>
優遇措置	<p>2007年12月に、山東省が公表した「外商投資産業指導意見に関する通知」には、外資投資を誘致するため、下記のような優遇政策が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「山東省外商投資重点産業指導目録」範疇内のプロジェクトに対して、各関係政府関連機関は、企業誘致、資金導入、プロジェクトの審査・許可、企業の審査許可、企業登録、土地供給、貸付支援、環境保護と外国為替管理などにおいて、優先して手続きする。</li> <li>・ 国が奨励する外商投資プロジェクトの輸入設備に対して、関税免除と中国国産設備の税還付などの優遇措置を与える。</li> <li>・ 国が奨励する製品の輸入に対して、利子補給の支援策を与える。</li> </ul>
	<p>2012年7月に公表した山東省「対外経済貿易が安定した比較的に速い発展の実施に関する意見」では、外資投資の優遇政策は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物流、情報技術サービス、工事コンサル、商務サービス、科学技術サービスなどのサービス産業への外資投資を奨励する。</li> <li>・ 国が奨励する外資投資項目に対して、土地利用に関する情報を優先的に提供する。</li> <li>・ 税関審査と通関の手続きを迅速化する。</li> </ul>

表 38 広東省の海外交流政策

海外交流政策の具体的内容	
重点政策	<p>2010年、広東省政府は、国家レベルの科学技術協力（とくに、オーストラリアとの協力）、海外資本の誘致、人員交流、国際フォーラムの共催、科学技術分野の外交官交流などを重点とすること、とくに地理上、香港、マカオ、台湾に近いこと、これらの地域との交流が中心となる政策を公表した。</p> <p>2010年5月、広東省政府は「国務院による外資の有効利用促進に関する若干の意見に関する通知」を通達する際、外資利用に関する省政府の意見も発表した。その要点を以下にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資利用の拡大、企業誘致と外資資金導入を強化する。</li> <li>・ 外資投資誘致のため、ビジネス環境の向上を図る。</li> <li>・ 外商投資誘致の強化、外資利用構造の合理化、外資投資による技術革新と産業の構造改革を推進する。</li> <li>・ 外資の投資促進と、投資を広東省北部の山岳地帯と東西地区に促すこと。</li> </ul> <p>2010年8月、広東省は「さらなる対外企業誘致と資金導入に関する実施意見」を公表した。その中では、外資誘致に関する政策を、下記のようにまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイエンド製造業、ハイテク産業、サービス業、新エネルギーと省エネ環境保護産業の外資投資を促進すること。</li> <li>・ 外国投資企業は、新技術、新工程、新素材、新設備などの使用に力を入れること。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">優遇措置</p>	<p>2010年8月に広東省が公表した「さらなる対外企業誘致と資金導入に関する実施方針」では、外資投資を促進するため、下記のような優遇政策を打ち出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「外商投資奨励目録」 範疇内のプロジェクトに対して、優先的に土地利用計画の指標を与える。</li> <li>・ 「広東省優先発展産業目録」 範疇内、かつ土地集約利用の外商投資工業プロジェクトに対して、用地の譲渡底値価格を確定する際に、用地所在地の等級にあたる「全国工業用地最低譲渡価格標準」の70%とする。</li> <li>・ 国が支持する外資利用の重大プロジェクトについては、直接電力購入の優遇を受けられる。</li> </ul> <p>また、広東省は、外資投資に対して、税の減免優遇措置などをとっている。</p> <p>①所得税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済特別区に設置する外国投資企業、経済技術開発区に設置する生産型外国投資企業、国家税務総局の許可を経て、沿海経済開発区と経済特別区、経済技術開発区に設置する生産型外国投資企業、技術と知識集約型プロジェクト、あるいは外商投資が3千万ドル以上、かつ投資回収期間が長いプロジェクト、もしくはエネルギー、交通、港建設の関連プロジェクト、港の埠頭を建設する合資企業、経済特別区に設置する国务院の許可を得た外資銀行、合資銀行などの金融機関(資本1千万ドル以上、経営期間10年以上)、国家ハイテク産業開発区に設置する認定ハイテク企業の外国投資企業、保税区内の加工輸出生産型外国投資企業については、15%の企業所得税を徴収する。</li> <li>・ 上記以外の外資投資企業は、24%の企業所得税を徴収する。</li> <li>・ 生産型外商投資企業は、経営期間が10年以上、黒字化を実現した年度から、1、2年目の企業所得税を免除する。3～5年目の企業所得税を半減する。</li> </ul> <p>②関税、増値税、消費税、営業税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国投資企業が輸出製品の製造段階で必要な輸入原材料、部品、補助材料、包装資材などの輸入に対する関税と輸入段階の増値税を免除する。</li> <li>・ 外国投資企業が輸出製品製造過程で消耗する際に輸入が必要な、触媒、研磨剤などに対する輸入関税と輸入段階の増値税を免除する。</li> <li>・ 経済特別区で設立した合資銀行、もしくは外資銀行については、開業日から5年以内は営業税の徴収を免除する。</li> <li>・ 養殖業、栽培業、林業、牧畜業と水産業の外国投資企業が販売する自社向けの農業製品、増値税の徴収を免除する。</li> </ul>
---	--

**表 39 浙江省の海外交流政策**

<p style="text-align: center;">海外交流政策の具体的内容</p>	
<p style="text-align: center;">重点政策</p>	<p>2010年11月、浙江省は「外資利用業務のさらなる遂行に関する若干の方針」を公表した。その中で、浙江省における外資利用に関する重点政策を下記のように記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資投資の重点分野については、ハイエンド製造業、ハイテク技術産業、サービス業、新エネルギーと省エネ環境保護産業とする。</li> <li>・ 外資系のハイテク技術企業の発展を推進、支援する。</li> <li>・ 外資の投資は、浙江省中部、西南地域に誘導する。</li> <li>・ 環境保護に適合する労働集約型外資投資産業の発展を推進する。</li> <li>・ 浙江省東、北地域にある外商投資企業が、浙江省の中部、西南地域に移転</li> </ul>

	<p>する場合、奨励と貸付の政策支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北アメリカ、日本、EUなどの国と地域の対中投資を重点的に働きかける。</li> <li>・ 香港、マカオ、台湾からの対中投資をさらに進める。</li> <li>・ ASEAN、アフリカなどの地域との協力を強化する。</li> </ul> <p>2011年11月、浙江省発展改革委員会と省商務庁は「浙江省外資利用と海外投資第十二次五カ年計画」を公表した。この計画では、2011年度～2015年度までの、浙江省における外資利用と海外投資の重要政策を打ち出した。その要点を以下にまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先端的製造業、サービス業と戦略的振興産業が外資利用の重点。</li> <li>・ 杭州湾環状線産業地帯における外資利用の促進。</li> <li>・ 温台沿海と金衢麗高速道路沿線産業地帯における外資経済の促進。</li> <li>・ 外資は、杭州湾環状線地域を中心に、浙江省東南、中部、西南地域に誘導。</li> </ul>
優遇措置	<p>2010年11月、浙江省が公表した「外資利用業務のさらなる遂行に関する方針」では、外資利用に関する優遇政策が打ち出された。その要点を以下にまとめる。</p> <p>① 財政政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な外資プロジェクトは、省として奨励する。</li> <li>・ 世界トップ500の企業の投資プロジェクトにおいて研究開発センターを設立する場合は、奨励幅を拡大する。</li> <li>・ 重要な企業誘致活動、重要な外資プロジェクト推進活動費用に、一定の財政支援を行う。</li> <li>・ 財政専項資金（補助金）の要件を満たす外資プロジェクトに対しては、相応の資金補助を行う。</li> </ul> <p>② 土地政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家奨励の外資投資プロジェクトに対して、優先して、土地を供給する。土地譲渡底値価格は、用地所在地の等級に対応する「浙江省工業用地最低譲渡価格標準」の70%の価格とする。</li> <li>・ 省政府が主導する重要企業誘致活動中に契約された奨励類重要外資プロジェクトに対して、省の土地利用計画指標を調整する時、あるいは追加時に、政策的な支援を行う。</li> </ul> <p>③ 貸付政策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奨励類の重要な外資投資プロジェクトの貸付に対して、金融機関の強力な支援が受けられるようにする。</li> <li>・ リスクコントロールが可能な範囲で、貸付期間を適度に延長する。</li> </ul>

表 40 河南省の海外交流政策

海外交流政策の具体的内容	
重点政策	<p>2010年6月、河南省は「外資利用業務のさらなる遂行に関する実施方針」を公表した。その中で、河南省における外資利用に関する重点政策は下記のように記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資投資の奨励分野は、ハイエンド製造業、ハイテク技術産業、新エネルギーと省エネ環境保護産業、農業、物流、商業、旅行、医療、金融、保険、教育、文化産業など。</li> <li>・ 中国A株（人民元一般株）上場の会社が海外戦略投資者を呼び込むことを奨励する。</li> </ul>
優遇措置	<p>河南省が2010年に公表した「外資利用業務のさらなる遂行に関する実施方針」では、外資利用に関する優遇政策が打ち出された。その要点を以下にまと</p>

	<p>める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多国籍企業が、河南省で研究開発センターのような機構を設立する場合、認可後、100 万元～200 万元の資金援助が受けられる。</li> <li>・ 重大戦略投資に対して、毎年省財政から 1 億元の資金援助をする。</li> <li>・ 外資投資企業の資本増加、株増加が 1 千万ドル以上の場合、現地財政局は、一定比率の奨励金を与える。</li> <li>・ 国が奨励する外資投資プロジェクトに対して、土地を優先的に提供する。土地譲渡底値価格は、用地所在地の等級に対応する「河南省工業用地最低譲渡価格標準」の 70%の価格とする。</li> </ul> <p>河南省は、国が定めた「中西部地区外商投資優勢産業目録」の適用地域であるため、河南省内の外商投資は、この産業目録中の優遇政策を受けられる。概要は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中西部地区外商投資優勢産業目録」中に認可された外商投資プロジェクトが輸入する自社用設備及びその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収はするものの、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。</li> <li>・ 制限類と外商持株比率限定プロジェクトの設立条件を、東部地域より緩和する。</li> <li>・ 外資による投資領域と外商投資企業の設立条件、持株比率の制限を緩和する。</li> <li>・ 外商投資企業の資金貸付額を増やす。外国政府ローンと国際金融機構の優遇ローンは、主に当該地域の重要なインフラ施設、環境保護建設プロジェクトに活用する。</li> <li>・ 中西部地域に設立した国家奨励類外商投資企業は、現行の税収優遇政策期間満期後 3 年間は法人税を 15%とする。</li> <li>・ 東部地域で事業活動を行う外商投資企業が、中西部地域へ再投資する場合、外資の比率が 25%を超える企業は、外商投資企業と同じ待遇を享受できる。</li> <li>・ 沿海地区の外商投資企業が、中西部地区で外商投資企業及び中国国内資本企業の経営管理を請け負うことが認められる。</li> <li>・ 2011 年 1 月から 2020 年 12 月 31 日まで、西部地区に設けられた「西部地区奨励類産業目録」に定められている産業プロジェクトを主たる業務とし、かつその当年度の主たる業務の収入が企業の収入総額の 70%以上を占める企業は、企業からの申請を経て、主管税務機関が確認した上で、15%の低減税率により企業所得税を納付することができる。</li> </ul>
--	--

表 41 遼寧省の海外交流政策

海外交流政策の具体的内容	
重点政策	<p>2011 年に公表した「遼寧省国民経済と社会発展第 12 次 5 ヵ年計画」では、外資利用に関する重点政策を下記のように記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイテク技術、先進製造業、省エネ環境保護、新エネルギー、生物医薬などの分野への外資投資を推進する。</li> <li>・ 農業、サービス業などの産業への投資を推奨する。</li> <li>・ 多国籍企業が遼寧省で投資系企業の設立をすることを推奨する。</li> <li>・ 外資投資が、中国国内企業の革新に関わることを推奨する。</li> <li>・ 外資が遼寧省にプライベート・エクイティ・ファンド（Private Equity Fund）を設立することを奨励する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ “十二五” 期間中、省の外資直接投資利用を年間 15%の増加率を目標とする。</li> <li>・ 日本、韓国との経済貿易協力を強化する。</li> </ul> <p>2012 年、遼寧省對外貿易經濟合策庁から、省内外資利用に関する指導意見が出された。その要点は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本、韓国、欧州、アメリカ、台湾、香港などの国と地域への協力を強化する。</li> <li>・ 国際的に有名な企業、大型多国籍企業の誘致を重要目標とする。</li> <li>・ ハイテク産業、ハイテク製造業、新エネルギー、新材料、医薬、省エネ環境保護、農業、サービス業への投資を誘致する。</li> </ul>
優遇措置	<p>遼寧省の外資投資誘致のための優遇政策は国が定めた政策を基準としている。その概要は、以下のとおりである。</p> <p>①税制優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外資系企業が、国家奨励の投資業種・地域に対して行う事業に関する企業所得税税率は 25%とする。</li> <li>・ 国家が重点的に発展を援助、奨励する産業、プロジェクトに対しては、企業所得税において優遇措置を与える。</li> <li>・ 農業、林業、牧畜業、漁業関連の所得、国が重点的に援助する公共インフラプロジェクトの投資経営による所得、条件に適合する環境保護、省エネルギー・節水プロジェクトによる所得、条件に適合する技術譲渡所得などの場合は、企業所得税を免除、減額することができる。</li> <li>・ 条件に合致する中小企業の所得税率は 20%とする。</li> <li>・ 国が重点的に支援するハイテク企業の所得税率は 15%とする。</li> <li>・ 中西部地域に設立する国家奨励の外商投資企業は、5 年間の減免税期間満期後、さらに 3 年間の法人税について 15%の軽減税率が適用される。</li> </ul> <p>②関税、増値税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2009 年 1 月に公表した「國務院による輸入設備稅收政策の調整に関する通知」の中の規定では、国が發展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、及び契約に基づき上記設備に伴って輸入する技術及び関連部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収は行うが、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。</li> <li>・ 2009 年 1 月に公表した「稅關總署による外商投資における関連輸入稅收政策のさらなる奨励に関する通知」中の規定では、外商投資企業及び外商投資により設立する研究開發中心（R&amp;D センター）が行う技術改良において輸入する自社用設備及びその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収は行うが、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。</li> <li>・ 外商投資企業の技術開發費が前年実績より 10%以上増加した場合、稅務機關の許可を得て、技術開發費の實際發生額の 50%を、当年度の課稅所得額と相殺できる。具体的には、國家稅務總局が公表した「企業の技術開發費の稅引前の控除管理方法」に基づき實施される。</li> <li>・ 外商投資企業の輸出をさらに拡大するため、1993 年以前に設立された古い企業の輸出については、“免除、控除、還付”が實施されている。</li> <li>・ 加工貿易企業が、外商投資企業が無償提供する設備を輸入する場合、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内で引き続き関税は免除する。</li> </ul> <p>③營業稅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外商投資企業が中国に技術譲渡をする場合、營業稅を免除する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外商投資企業（外資で設立する研究開発機構）が取得するロイヤルティについては営業税を免除する。</li> <li>・ QFII（適格外国機関投資家）が国内会社に委託し、中国国内で、証券取引業務に従事することにより得た価額差に関わる収入について、営業税を免除する。</li> </ul> <p>遼寧省は、国が定めた「中西部地区外商投資優勢産業目録」の適用地域であるため、遼寧省内の外商投資は、この産業目録中の優遇政策を受けられる。概要は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中西部地区外商投資優勢産業目録」の中で認可された外商投資プロジェクトが輸入する自社用設備及びその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を行うが、元の規定の範囲内で引き続き関税は免除する。</li> <li>・ 制限類と外商持株比率限定プロジェクトの設立条件を、東部地域より緩和する。</li> <li>・ 外資による投資領域と外商投資企業の設立条件、持株比率の制限を緩和する。</li> <li>・ 外商投資企業の資金貸付額を増やす。外国政府ローンと国際金融機構の優遇ローンは、主に当該地域の重要なインフラ施設、環境保護建設プロジェクトに利用する。</li> <li>・ 中西部地域に設立した国家奨励類外商投資企業は、現行の税収優遇政策期間満期後 3 年間、法人税を 15%とする。</li> <li>・ 東部地域で事業活動を行う外商投資企業が、中西部地域へ再投資する場合、外資の比率が 25%を超える企業は、東部地域の外商投資企業と同じ待遇を享受できる。</li> <li>・ 沿海地区の外商投資企業が、中西部地区で外商投資企業及び中国国内資本企業の経営管理を請け負うことが認められる。</li> <li>・ 2011 年 1 月から 2020 年 12 月 31 日まで、西部地区に設けられた「西部地区奨励類産業目録」に定められている産業プロジェクトを主たる業務とし、かつその当年度の主たる業務の収入が企業の収入総額の 70%以上を占める企業は、企業からの申請を経て、主管税務機関が確認した場合、企業所得税は 15%の低減税率が適用される。</li> </ul>
--	---

## （２）中国自治体とアメリカ自治体等との経済技術交流事例

友好都市提携関係の多い中国自治体とアメリカ自治体等の経済、技術交流事例を、次にまとめた。

表 42 中国自治体とアメリカ自治体等の経済、技術交流事例

No.	事例名	内 容	期間
対中投資、企業進出事例			
1	重慶市・シアトル市との協力事例	<p>1983年、重慶市とシアトル市が友好都市を締結した。</p> <p>2009年、シアトル市の Robbins 社と重慶軌道交通会社の協力プロジェクトを実施した。また、重慶市は、Robbins 社の重慶市における業務展開に協力することにつき合意した。</p> <p>2012年、重慶市とシアトル市は、友好都市締結 30周年を記念するため、「重慶—シアトルグリーン低炭素建築技術フォーラム」を重慶市にて開催した。</p>	2009年～
2	浙江省・ニュージャージー州との協力事例	<p>2011年7月21日、中国浙江省・ニュージャージー州友好都市 30周年記念式典がニュージャージー州 Kean University で開催された。浙江省党委員会書記をはじめとする代表団及びニュージャージー州知事、副知事及び地元企業関係者が式典に出席した。当日、4件の政府間枠組み合意プロジェクトを含め、19件のプロジェクト協定が締結され、総額が 26.39億ドルに達した。このうち、契約金額がもっとも大きいプロジェクトは浙江国光科技集団及びニュージャージー州 Effie Solar Energy Co., Ltd.社と締結したプロジェクトであり、契約金額は 13.4億米ドルである。</p>	2011年～
3	江蘇省・ニューヨーク州との協力事例	<p>1989年4月21日、江蘇省とニューヨーク州が友好都市を締結した。</p> <p>2011年7月、江蘇・アメリカ経済貿易交流フォーラムを開催し、プロジェクト契約の締結を行った。当日締結したプロジェクトは14件、範囲は、医薬、新エネルギー、省エネ環境保護、新材料、ソフト開発、物流などに及ぶ。投資額は 18億ドル以上に及ぶ。</p>	2011年～
4	南京市・セントルイス市との協力事例	<p>1979年11月2日、中国江蘇省南京市とセントルイス市が友好都市を締結。1990年代、セントルイス市の Ralston Purina Company 社は南京市で同市初の外資合資企業を設立した。その後、セントルイス市政府の紹介を通して、アメリカ A. O. Smith Water Heaters 社は 3,000万米ドルを投資し、南京市で独資の給湯器生産工場を建設した。2004年、世界トップ 500企業であるセントルイス市の Emerson Electric 社は、900万米ドルを投資し、南京市で電源研究開発センターを設立し、翌年、調達センターを追加設置した。2006年末、Emerson Process Control Flow Technology Co., Ltd.社が南京市の江寧開発区に設置された。同社は Emerson Electric のアジアにおける唯一の生産センターでもあり、初期投資額は 3,000万米ドルである。</p>	1990年代～

No.	事例名	内 容	期間
貿易促進、技術協力事例			
5	遼寧省・ユタ州との協力事例	<p>2006年、遼寧省とユタ州は、「友好交流と協力協議」を締結した。また、同時期に、遼寧省人民代表大会はユタ州議会と「友好交流と協力協議」も締結した。これは、中国で唯一、地方人民代表大会が、アメリカの州議会と友好交流・協力の関係を締結した事例である。</p> <p>2013年9月、ユタ州議会代表団が遼寧省を訪問し、双方は友好交流・協力に関する協議を行なった。</p> <p>とくに、経済、対外貿易、科学技術、教育、農業、鉱産開発などの分野における交流・協力をさらに推進することに合意した。</p>	2006年～
6	遼寧省鞍山市・バーミングハム市との協力事例	<p>1996年、アラバマ州バーミングハム市は、鞍山市と友好都市協定を締結した。2011年、アラバマ大学 Birmingham 校の製薬研究開発機関たる ADV Bioscience 研究室と中国最大手の製薬会社である Sinopharm（中国国立生物化学研究所たる CNBG の所轄企業）は、医療用遺伝子組み換えプロテインの共同開発を行うことに合意した。</p> <p>CNBG/Sinopharm 社は、およそ 100 万ドルの初期投資を行い、共同開発事業を開始した。その後、CNBG/Sinopharm 社と ADV Bioscience は、合弁会社を設立し、バイオシミラー薬品及び新薬のバイオ薬品を中国市場向けに開発することに合意した。当該研究を開始するにあたり ADV Bioscience への初期投資額は、1 千万米ドル以上になると推定されている。</p>	2011年～
7	河北省・アイオワ州との協力事例	<p>1983年7月22日、河北省とアイオワ州が友好都市を締結した。2013年4月、友好都市締結 30 周年を記念するため、アイオワ州知事を団長とするアイオワ州代表団一行が河北省を訪問した。双方は経済貿易、農業、教育分野でのさらなる協力を促進することに合意した。訪問成果のひとつとして、河北省興竜糧食生化有限公司が、アイオワ州の 2 社の企業と農産品及び食品の加工技術に関する協力を行うことに合意した。</p>	2013年～

No.	事例名	内 容	期間
8	河北省保定市・ノースカロライナ州シャーロット市との協力事例	<p>1987年、ノースカロライナ州シャーロット市と河北省保定市は、友好都市協定を締結した。2011年5月、中国の大手エネルギー事業者である ENN（新奥）社とアメリカ大手エネルギー事業者である Duke Energy 社は、シャーロット市及び保定市とエコ・パートナーシップを締結した。クリーン・エネルギー発電、スマートエネルギー技術、省エネ技術の研究開発を促進することに合意した。</p> <p>ENN（新奥）社及び Duke Energy 社は、当該グリーンパートナーシップに基づき、太陽光発電事業、蓄電池技術、スマートグリッドの最適化、省エネの実証を行うことを計画している。また自治体レベルで、当該エコ・パートナーシップを拡大し、ベストプラクティスの経験を共有することに合意した。具体的には、シャーロット市と同じ河北省内の廊坊市が、省エネ教育の実施、自治体レベルでの共同行動を計画しており、将来的には、当該エコ・パートナーシップに大学機関、民間企業、他の公共機関の参加を認めることを計画している。</p>	2011年～
9	河南省・カンザス州との協力事例	<p>1981年4月、河南省とカンザス州が友好都市を締結した。2005年10月、カンザス州は河南省と「継続した交流と協力覚書」を締結した。双方は、経済貿易、文化、教育などにおける交流を継続することに合意した。</p>	2005年～
10	山東省・サウスダコタ州との協力事例	<p>2012年3月、サウスダコタ州知事代表団一行は山東省を訪問し、双方は下記の分野に関する技術協力を行うことに合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業関連の技術、農産品加工</li> <li>② エネルギーと製造業、とくに鉱業設備、採鉱自動化設備分野</li> <li>③ 人員交流と文化交流の強化</li> </ul>	2012年～
11	上海市・カリフォルニア州サンフランシスコ市との協力事例	<p>1979年、カリフォルニア州サンフランシスコ市と上海市は友好都市協定を締結した。2011年、カリフォルニア州を主な事業地とする環境技術機材製造業者の McWong 社は、上海市の製造業者である Shanghai Eaton 社と Build Operate Own (BOO) 契約を締結し、機材の製造過程から流出する廃水の処理技術を提供することに合意した。McWong 社は、鉄鋼工場、食品製造工場、飲料水製造工場の廃水処理技術について多くの技術を有している。</p>	2011年～
12	安徽省合肥市・オハイオ州コロンバス市との協力事例	<p>1988年、オハイオ州コロンバス市及び安徽省合肥市は、友好都市協定を締結した。2012年、コロンバス市及び合肥市は、オハイオ州立大学自動車リサーチセンター及び合肥工科大学と共同でエコ・パートナーシップを締結、電気自動車技術の研究開発の促進に合意した。当該エコ・パートナーシップに基づいて、両友好都市は、大気汚染防止技術、水質汚染防止技術、クリーン・エネルギー技術に関する技術協力及び交流を行い、現在直面している環境問題の解決策を推進することに合意した。</p>	2012年～

No.	事例名	内 容	期間
13	蘇州市・オレゴン州ポートランド市との協力事例	1988年、オレゴン州ポートランド市と蘇州市は、友好都市協定を締結した。2010年、蘇州市はナノテクノロジーの研究開発を促進する“NanoPolis Masterplan”計画を実施しており、15億元を投資する。ポートランド市のCH2M HILL社は、同計画に対して集積化マイクロマシン技術の設計及び一部資材の提供を行い、ナノテクノロジーの技術開発及び実証用の高度な研究室の設計を担当する。また、CH2M HILL社は、蘇州市に対してオレゴン州のナノテクノロジー技術研究所たるFEI社を紹介するなどしている。	2010年～
14	湖北省・オハイオ州との農業協力事例	2007年4月、中国湖北省農業庁はオハイオ州と「農業協力の実施に関する協定」に調印した。協定の内容は下記のとおりである。 ① 湖北省農業庁は地元企業のオハイオ州産の種ブタ、乳牛、大豆などの輸入を積極的に促進 ② オハイオ州政府は地元企業の湖北省産家畜製品、フルーツ及び茶葉などの輸入を積極的に促進 ③ 双方は毎年、技術者を相互派遣し、技術と管理ノウハウの交流を実施 双方は家畜、水産養殖、疫病予防と治療、農業環境保護、土壌肥料、植物病害予防と治療、農産品品質検査などの分野での技術協力を行うことで合意した。	2007年～
15	湖北省・シリコンバレーとの協力事例	2012年2月、湖北省武漢東湖国家自主革新モデル区(スーラーバレー)は、シリコンバレーと技術協力に関する覚書を締結した。技術協力分野は、電気自動車技術、ハイパワー半導体レーザチップをはじめ、ソフトウェア開発、新エネルギー技術開発、バイオ医薬なども含まれている。	2012年～
16	湖南省・ジョージア州との協力事例	2011年10月、湖南省はジョージア州と「友好協力協議」を締結した。農業、経済貿易、科学技術、旅行、文化、教育などにおける交流と協力を展開する。とくに、装備製造、新エネルギー、新材料、生物医薬、電子情報、環境工事、文化創造などの分野における交流を深めることが協議の主な内容であった。	2011年～
17	広東省・ネバダ州との協力事例	2011年12月、ネバダ州副知事代表団一行は広東省を訪問し、双方が旅行、ホテル管理、エネルギー、鉱業、教育などの分野への交流・協力を展開することにつき協議をした。訪問期間中、双方の観光局は「観光分野に関する友好協力覚書」を締結した。	2011年～
18	広東省・カリフォルニア州との協力事例	1981年12月6日、カリフォルニア州ロサンゼルス市と広州市は友好都市提携を締結した。さらに、2013年4月、広州市とカリフォルニア州は、Climate Change Agreement (Non-binding)を締結し、クリーン・エネルギー、廃棄物処理技術を含む環境技術への投資を促進させることに合意した。広州市が中国排出量取引のモデル都市であり、カリフォルニア州も同州独自の排出量取引制度を運営していることから、当該合意に基づき将来的な排出量取引制度に関する知見及び経験の共有も検討中。	2013年～

No.	事例名	内 容	期間
技術交流・協力事例			
19	重慶市・コロラド州デンバー市との協力事例	2008年、中国とアメリカは、7つの「グリーンパートナーシップ関係を確立する合意書」を締結した。その中には、重慶市とコロラド州デンバー市における、電気自動車とハイブリットカーに関する技術協力プロジェクトが含まれていた。	2008年～
20	四川省綿竹市・カンザス州グリーンズバーグ市との協力事例	2008年、中国とアメリカは、7つの「グリーンパートナーシップ関係を確立する合意書」を締結した。その中には、四川省綿竹市とカンザス州グリーンズバーグ市における、災害後のグリーン再建に関する協力プロジェクトが含まれていた。	2008年～
21	江蘇省無錫市・カンザス州ウィチタ市との協力事例	2008年、中国とアメリカは、7つの「グリーンパートナーシップ関係を確立する合意書」を締結した。その中には、江蘇省無錫市とカンザス州ウィチタ市における、クリーンな水と大気に関する技術協力プロジェクトが含まれていた。	2008年～
技術協力、共同研究事例			
22	河南省・ミネソタ大学ホルメル研究所との協力事例	2012年10月、河南省はミネソタ大学ホルメル研究所(Hormel Institute)と「中米(河南) Hormel 腫瘍研究院」を共同建設する覚書を締結した。 覚書の内容は、共同で腫瘍予防治療の研究を展開し、腫瘍予防治療のレベルを向上させること、研究院が建設出来た後、双方は臨床及び科学研究の専門家を派遣し、技術交流を行うことに合意した。	2012年～
23	山東検証検査技術センター・VICAM 実験室との協力事例	2007年、山東検証検査技術センターはVICAM 実験室との協力で、青島市に「生物毒素(biotoxin) 技術研究協力実験室」を共同で設立した。当実験室設立に当たって、双方は共同研究、育成、技術交流を行う協議を締結した。	2007年～
24	浙江・ペンシルベニア州立大学との協力事例	2011年8月、浙江省特種設備検証研究院、浙江大學とペンシルベニア州立大学は、「設備健康モニタリング科学技術協力協議」を締結した。協議内容は、ガイド波探傷技術の研究開発、成果推進、技術交流、人材育成に関する協力内容である。	2011年～
25	湖南省農業科学研究院・アメリカ農業科学研究院との協力事例	2009年、湖南省農業科学研究院は、ワシントンで、アメリカ農業科学研究院と協力協議を締結した。協議の内容は、下記のとおり。 ① 共同で農産物と食品安全の研究を展開する ② 共同で長沙市において農産物と食品品質安全研究センターを設立する ③ 定期的に専門家の交流、研修を行う	2009年～

No.	事例名	内 容	期間
対中投資、貿易事例			
26	常州市・イリノイ州ロックフォード市との協力事例	1988年、イリノイ州ロックフォード市の企業である Bergstrom Climate Control Systems 社、Southern Imperial 社 及び Johnson Printing 社が常州市に工場を建設したことをきっかけに、ロックフォード市と常州市は友好都市協定を締結した。2006年、常州市は Rockford Industrial Park を開設し、上記3社を含む10社が同工業団地において工場を建設し、稼働を開始した。イリノイ州と常州市のパートナーシップの優先開発課題は、産業機材、情報技術、再生可能エネルギー、新素材、及びバイオ薬品の5分野に集中している。	1988年～
27	山東省・テキサス州との協力事例	1993年12月、テキサス州と山東省は、友好都市協定を締結した。2011年、テキサス州を主要な事業拠点としているイギリスの The Weir Group PLC 社と山東省で設立された Shengli Oilfield Highland Petroleum Equipment 社は、中国のシェールガス産業発展のために合弁会社を設立した。当該合弁会社の資本60%は Weir 社が所有し、40%は Shengli 社が所有する。また、当該合弁会社は、山東省に設立された。当該合弁会社は、北米における Weir 社のシェールガス開発事業の経験を活用し、中国のシェールガス産業の発展に資することが大いに期待されている。Weir 社は、共同事業の最初の2年間で6,200万米ドル出資する予定である。	2011年～

出所：各種公開資料を元に作成

上記の事例から、中国とアメリカの双方自治体の協力関係は、インフラ、エネルギー、医薬品、環境保護などが中心テーマとなっていることが分かる。

#### 4-4 中国自治体の海外進出支援政策及び地元企業の海外進出事例

##### (1) 中国自治体の海外進出支援政策

###### ①中国の「走出去」戦略概要

###### a. 「走出去」戦略の定義<sup>23</sup>

「走出去」戦略とは中国が積極的に支持している海外への投資戦略のことであり、「国際化経営戦略（海外進出戦略）」とも称される。具体的には、中国企業が国内と海外の「2つの市場、資源」を存分に利用して、海外に対する直接投資、プロジェクト請負、労務協力などの形で国際競争、協力を積極的に参与し、中国経済の持続可能な発展の実現を目指している現代化の強国戦略を指す。

<sup>23</sup> 於曉・矯磊、「“走出去”戦略概説」、「僑務工作研究」（2011年第2号）

## b. 「走出去」戦略の狙い<sup>24</sup>

第 1 は、諸外国の先進技術を学習し、国内に導入することである。投資誘致政策の実施により中国は先進国の多国籍企業から資金、技術を多く導入したが、多くの場合、そうした企業は一流の技術を中国へ出さず、ハイレベルの技術秘密を厳格に保持している。しかし、「走出去」戦略の実施により、中国企業は海外のハイレベル技術企業、研究機関の集中区域で研究、開発投資を行い、大量の最先端技術を国内に伝達することができ、国内の技術力を高めることができる。また、海外技術者と交流の機会が増え、自身のレベルアップにもつながる。

第 2 は、諸外国との経済貿易摩擦を回避し、人民元の切り上げ圧力を緩和することである。中国は欧米諸国との間での貿易摩擦という問題に直面することが多く、それらを回避するため、中国から輸出するのではなく、対外投資を促進して現地生産に切り替えようとしている。これにより諸外国との経済貿易関係、政治外交関係を強化することができる。

第 3 は、石油、天然ガス、鉱産資源の節約と確保である。中国は経済の急速な発展とともに、資源不足問題が益々深刻となっている。資源の過度な利用は中国の経済、政治、軍事などに悪影響を与えている。したがって、世界各地の油田、ガス田あるいは鉱山の買収もしくは資本参加などにより中国国内の資源を節約、確保する必要がある。

第 4 は、中国企業の国際競争力を高め、多国籍企業を育成することである。多国籍企業は経済のグローバル化の重要な役割を担っており、経済グローバル化の今日、一国が有する多国籍企業の数量と規模はその国の国際競争力、経済発展レベルを判断する重要な指標となっている。したがって、中央政府は海外進出の条件を具備した、多国籍企業の育成を狙っている。

## c. 「走出去」戦略の構想の提起とその変遷<sup>25</sup>

### ・探索段階（改革開放開始～1993年）

1979年8月、中国国務院は「海外で企業を設立する」という方針を提起し、初めて「海外投資の展開」を国家政策とした。1979年から1982年までは試行段階、極めて限られた対外直接投資段階であった。

中国経済の発展とともに、中国の対外投資は増加していったが、1990年代初頭、中国の対外直接投資政策体系の基本指導思想は依然として中国企業の海外投資を制限していた。この段階において、中国の対外開放の戦略は主に外国資金、技術、設備及び管理経験の導入という「引進來」戦略であり、対外投資の企業数が少なく、規模も大きくなかった。

### ・雛形段階（1994年～1999年）

1997年、アジア金融危機発生後、輸出を拡大するため、中央政府は企業の海外における加工、組立業務の展開を奨励する戦略を実施し、1999年2月、「企業の海外における材料加工、組立業務の展開の奨励に関する意見」を打ち出した。この文書では

<sup>24</sup> 李樹強等、「わが国の“走出去”戦略の形成及びその重要意義」、「吉林農業」(2010年第1号)

<sup>25</sup> 李平・徐登峰、「“走出去”戦略：精度形成と改革展望」、「国際経済合作」(2008年第5号)

中国企業の海外加工貿易という形で海外進出を奨励する具体的な政策措置が定められた。中国の主要紙である「環球時報」の報道によると、1995年から1999年までの間に中央政府が承認した海外投資企業数の年平均伸び率は20.66%であった。

・形成段階（2000年～2005年）

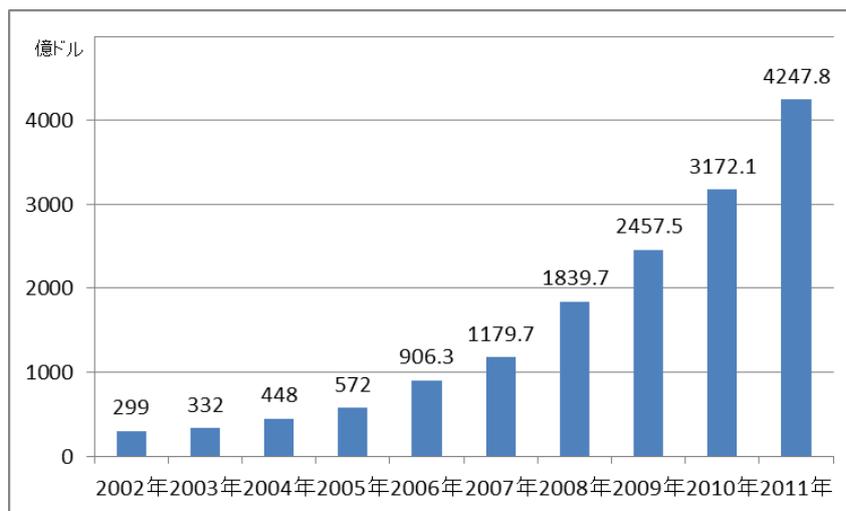
2000年3月に開催された全国人民代表大会（全人代）で「走出去」戦略が正式に提出され、「引進來」戦略と緊密に結合し、国内と海外における2つの市場、資源をより良く利用するという戦略が明確化された。2000年10月に開催された中国共産党の定例会議で「走出去」戦略が始めて明文化された。「環球時報」の報道によると、2000年から2004年までの間に中央政府が承認した海外投資企業数の年平均伸び率は33.01%であった。

・発展段階（2006年～現在）

国務院は2004年7月、「投資体制改革に関する決定」を打ち出し、海外投資事業などの審査許可制度について改革を行い、審査基準が緩和された。また、2009年に商務部は「海外投資管理方法」を公表し、海外投資による企業の設立の審査許可をさらに緩和し、審査手続きを簡略化した。「第一財經日報」の報道によると、2010年までに、海外に対する中国企業の直接投資企業数は13,000社あまりに達し、累計投資総額は3,000億米ドルを超えた。また、今後数年は中国企業の海外投資が益々伸びていくと見られる。また、「中国新聞網」の報道によると、2009年における世界各国の非金融業種の海外直接投資は37%減少したが、中国のみ6.5%の伸びを見せた。

d. 「走出去」戦略の成果

今日まで、「走出去」戦略の実施により、顕著な成果が収められた。中国商務部、国家統計局『中国対外直接投資統計公報』のデータで分かるように、中国の直接対外投資は2006年から発展段階に入り、2011年末までで、中国の13,500の国内投資者は海外へ直接投資し、海外で18,000の企業を設立した。投資先は、177カ国・地域に及び、累計投資額（ストック）は4,247.8億ドルに達している。



出所：「2011年度中国対外直接投資統計公報」を元に作成

図16 中国対外直接投資累計額の経年変化（2002～2011年）

表 43 業種別の中国の海外進出企業数 (2011 年末まで)

業種分類	海外進出企業数 (社)	割合 (%)
製造業	5,520	30.8
卸・小売業	4,550	25.3
リース・商務サービス業	2,250	12.5
建築業	1,150	6.4
採鉱業	780	4.3
農業・林業・畜産業・水産業	760	4.2
専門技術サービス・地質踏査業	630	3.5
交通運送・倉庫・郵政業	620	3.5
住民サービス・その他サービス業	450	2.5
電子通信・ソフト業	450	2.5
不動産業	241	1.3
ホテル・飲食業	190	1.1
その他	360	2.1
合 計	17,951	100.0

出所：「2011 年度中国対外直接投資統計公報」を元に作成

・ **対外直接投資の地区、業界分野の広範囲な分布**

2011 年末の時点で、中国の対外経済協力事業は 200 に近い国家・地域に分布し、対外直接投資、対外プロジェクト請負、対外労務協力の大部分はアジア、中南米に集中している。北米、オセアニア、アフリカ、アジアに対する直接投資の伸び率ももっとも早く、アフリカ、ラテンアメリカはプロジェクト請負、労務協力の伸び率ももっとも大きな地域である。

採鉱業、製造業、電力生産・供給業、専門技術サービスは中国企業の対外直接投資の主要分野となり、対外プロジェクト請負業務は建築、交通運送、電子通信、石油化工及び電力分野に集中し、対外労働者派遣は主に工業製造、建築などに集中している。

・ **海外加工貿易業務の迅速な発展**

海外加工貿易類の投資は中国の対外投資総額の半分近くを占め、軽工業、機械、建材、電子、紡績服装などに集中している。2006 年から 2010 年までの間に、中国は海外で 50 の経済貿易協力ゾーンを建設し、家電、機械金属、靴製造、資源、エネルギー、区域市場貿易、国境総合貿易加工などを展開している。以上の産業に従事する企業の多くは民営企業である。

・ **経営主体の多様化**

中国石油天然ガス集团公司 (CNPC)、中国石油化工集团公司 (SINOPEC)、中国海洋石油总公司 (SINOOC)、中国有色金属建设股份有限公司 (NFC)、中国水産总公司 (CNFC)、中国龍江森林工業总公司などの大型資源類企業は中国の海外経営を展開する主力であり、これらの企業はほとんど国有企業あるいは国有資産持株の企業である。

ハイアール、TCL、春蘭集团公司などの実力のある民営企業はグローバル生産と販売のネットワークを構築し、多国籍企業の雛形を構築した。

今日までに、中国では数千社の企業が対外プロジェクト請負、対外労務協力の経営資格を持っている。

・**経営方式の多様化、経営レベルの向上**

中国の対外直接投資は貨幣投資、実物投資の段階から国際 M&A などの方式まで拡大している。今では、多くの企業が株式取得、株式交換などの方式で対外投資を行っている。

②**江蘇省、山東省、広東省、浙江省、河南省、遼寧省の海外進出支援政策**

中央政府は「走出去」戦略を国家戦略に位置づけ、同戦略の実施を促進するために、財政、金融、税収、外貨、投資管理など一連の国家政策を打ち出した。中国国内の自治体はこれらの国家政策に従い、具体的な実施意見、実施方法、実施細則を制定し、現地企業の海外進出を支援している。具体的には、次のとおり。

表 44 江蘇省の海外進出支援政策

支援項目	支援政策の具体的内容
財政支援	<p>2011 年、省財政庁、商務庁は「江蘇省商務発展基金管理方法」を打ち出し、7 億元の基金を省内の企業対外投資プロジェクト、中国国内の銀行が融資困難な対外貿易プロジェクトなどに用いた。また、同「方法」の規定に従い、江蘇省の各市は市レベルの基金を設立し、企業の国際市場の開拓、輸出入基地の建設、輸出入信用保険、対外投資、経済協力、対外貿易型企業の業務トレーニングなどに用いた。</p> <p>2011 年末、省財政庁、商務庁は「江蘇省中小企業国際市場開拓資金管理方法実施細則」を打ち出し、中小企業の海外展示会の参加、企業管理体系認証、海外特許申請、電子商務活動、海外広告、商標登録、グローバル市場での PR、海外市場調査、分析、海外入札、事業育成などに対して資金支援を行った。</p> <p>2012 年に省内の臨沂市は「2012 年度対外経済貿易発展を奨励する財政支援政策」（中国語：2012 年度鼓励外经贸发展的财政扶持政策）を打ち出し、奨励、支援の条件と基準を明確化した。</p>
融資支援	<p>2012 年、省政府は関連銀行と「“走出去”金融サービス協力協議」を結び、中国銀行 (Bank of China) の海外支店などは江蘇省の 21 社の重点企業と「多元化金融サービス協議」を結んだ。これらの「協議」の締結により、関連銀行は“走出去”企業に対して海外 M&amp;A 融資、輸出信用融資、国際統一信用担保などを提供している。</p> <p>また、省政府は中小企業に対して「江蘇省中小企業促進条例」などを打ち出し、中小企業特別資金を設けて、中小企業の海外市場開拓の際の融資困難問題の解決を支援している。</p>
海外投資管理	<p>省政府は「走出去」戦略の実施を促進し、優良企業の海外投資、海外プロジェクト請負を奨励、引導するため、2010 年に「江蘇省による企業の『走出去』戦略を支援する資金管理方法」（中国語：江蘇省支持企業“走出去”資金管理办法）を打ち出した。2011 年、省政府は「江蘇省海外投資事業審査許可暫定管理方法」（中国語：江蘇省境外投資項目核准暫行管理辦法）を打ち出し、審査許可の基準を緩和し、企業の海外進出を促進している。</p> <p>また、2013 年 1 月、省政府は「海外投資事業管理の更なる簡略化、規範化に関する通知」（中国語：關於進一步簡化和規範境外投資項目管理的通知）を打ち出した。これは、中小企業、民営企業の対外投資を奨励、支援し、小規</p>

	模海外投資の申請、審査を簡略化し、小規模海外投資の登録制度を構築することを目的としている。
信用担保	2010年、省政府は「輸出信用保険作業をより良く行い、本省の対外貿易発展方式の転換を促進することに関する意見」(中国語：關於進一步出口信用保險工作促進我省外貿發展方式轉變的意見)を通達し、省内各地の商務部門に対して信用保険協力メカニズムの完備を要求した。
税収優遇	省政府は省内の税務部門に対して、二重税金徴収回避協定に従い、税収相殺などの優遇政策、税金免除、輸出税金返還などの政策を確実に実施することを要求し、海外進出企業に税収優遇を享受させた。

表 45 山東省の海外進出支援政策

支援項目	支援政策の具体的内容
財政支援	<p>省政府が2003年末に公表した「山東省2004年度対外経済貿易展開の奨励政策」(中国語：山東省2004年度鼓勵外經貿發展的政策)では、省内企業の国際新市場の開拓、労務派遣育成基地の建設を奨励することが示された。</p> <p>2005年12月、省政府が公表した「“走出去”戦略の実施の加速に関する意見」(中国語：加快實施“走出去”戰略的意見)で、以下のような財政支援政策が提出された。海外資源協力開発事業、海外加工貿易事業、海外加工貿易パークの建設、海外プロジェクトの請負、国際入札の参加、対外労務派遣基地の建設に対して、省レベルの財政支援政策の制定を促進し、具体的な措置の制定については省財政庁などの部門が責任を負う。</p> <p>2008年4月、省政府は「我が省建築業国際市場の開拓の強力推進に関する指導意見」(中国語：關於大力推動我省建築業開拓國際市場的指導意見)を公表した。同意見では、海外プロジェクト請負担保リスク特別資金を積極的に利用し、条件に応じて特別資金の規模を拡大し、海外プロジェクト請負業者に担保を提供することが示された。</p>
金融支援	<p>2005年12月、省政府が公表した「“走出去”戦略の実施の加速に関する意見」(中国語：加快實施“走出去”戰略的意見)で、以下のような金融支援政策が制定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省政府は努力して国家開発銀行などの政策性金融機構に省内の海外進出企業の信用融資、保険への支援を取り付け、海外投資優遇融資、技術支援融資を提供してもらう。</li> <li>・省政府は国家開発銀行と省レベルの開発性金融総合プラットフォームを構築し、一部の資金を確保し、海外進出事業に金融支援を提供する。</li> <li>・省内の関連金融機関は信用、経営状況の優良企業に対して海外資源開発、海外加工貿易、プロジェクト請負などの融資条件を緩和する。</li> <li>・省内の関連金融機関は海外進出企業の信用評価、融資額の増大などを行い、進出企業が海外プロジェクトの請負ができるようにする。</li> </ul> <p>2005年の「“走出去”戦略の実施の加速に関する意見」の具体的な金融支援措置として、省政府の関連部門は「銀行と企業との協力による海外経済協力業務の展開の促進に関する意見」(中国語：銀企合作促進國外經濟合作業務發展意見)、「海外加工貿易と海外商品専門市場発展措置」(中国語：促進境外加工貿易和境外商品專業市場發展措施)、「民営企業外經貿發展實施意見」などの一連の政策を打ち出し、企業の融資問題の解決に助力した。</p>
資源開発事業に対	2005年12月、省政府が公表した「“走出去”戦略の実施の加速に関する意見」(中国語：加快實施“走出去”戰略的意見)で、アフリカ資源開発分野

する総合支援	<p>の投資に対して重点的支援が強調された。また、海外の石油、天然ガス、鉱産、森林、漁業などの資源に投資した企業に対して、外貨の購入あるいは国内外の外貨融資を優先的にさせた。</p> <p>2008年、省財政庁は2,000万元の特別資金を出して、省内の地質調査機関の海外進出戦略の実施を支援した。</p>
税収支援	<p>2005年12月、省政府が公表した「走出去戦略」の実施の加速に関する意見（中国語：加快实施“走出去战略”的意见）で、企業の海外資源協力開発の実施にあたって、実物投資で海外へ提供した設備、部品の輸出に対する関税が返還、免除されると規定されている。</p>
海外投資管理	<p>2006年、国家外貨管理局山東省支局は「全省経済の“引進來走出去”戦略の実施を支援するための外貨管理の更なる改善に関する指導意見」（中国語：關於進一步改善外匯管理支持全省經濟實施“引進來走出去”戰略的指導意見）を打ち出した。同意見では、企業の海外投資に用いる外貨制限額を取消し、企業は自身の経営需要に応じて外貨の使用額を確定すると規定されている。また、国内の希少資源の開発、国内の商品の輸出の促進、海外の先進技術の獲得などに対する海外投資に対して、省内の各市の外貨管理機関は重点としてその外貨需要を優先的に支援、保証すると規定されている。</p>

表 46 広東省の海外進出支援政策

支援項目	支援政策の具体的内容
財政支援	<p>省政府は2006年に公表した「広東省の省レベル財政特別資金管理暫定規定の通知」（中国語：印發廣東省省級財政專項資金管理暫行規定的通知）に従い、広東省企業の“走出去”戦略を支援する特別資金の使用管理方法に関する通知を公表する。「通知」には資金の使用原則、範囲、支援内容、基準が規定されている。通常、支援内容は「前期費用」、「融資利息」、「資源の中国への運送料」、「生産基地の建設費補助」、「保険費用」を含む。金額配分は現状に応じて毎年異なる。</p> <p>2012年4月、省政府は「企業の多国籍経営の展開の支援、本土の多国籍企業の育成の加速に関する指導意見」（中国語：關於支持企業開展經營加快培育本土跨國公司的指導意見）を公表した。同意見では海外進出支援特別資金の規模を拡大し、2012年～2014年までの間毎年2億元の資金を捻出し、多国籍経営及び多国籍企業の重点事業に与えると定められている。該当資金は対外投資協力事業の前期費用、始動資金、融資利息、担保費用、企業に対する奨励金などに用いられる。省内の各市政府は現地の財政力、多国籍経営の実状に応じて、財政支援を強めると定められている。また、省政府は、省内の企業がアフリカ、ASEANへ投資するための株式投資ファンドの設立を支援することを表明した。</p> <p>中小企業の海外進出の財政支援については、政府が公表した「2012年中小企業發展支援の若干の政策措置」に規定されている。</p>
金融支援	<p>「企業の多国籍経営の展開の支援、本土の多国籍企業の育成の加速に関する指導意見」（中国語：關於支持企業開展經營加快培育本土跨國公司的指導意見）で、省内において政府、企業、銀行の三者連携メカニズムの構築を探索し、多国籍経営企業の債券の発行による融資、上場のための融資を支援するとの指導意見が出された。また、政府は第三者担保、保険、信用準備金などの形で企業の融資能力を強化することを探索し、広東省“走出去”企業担保基金を設立するとの指導意見が出された。</p>

税収支援	「企業の多国籍経営の展開の支援、本土の多国籍企業の育成の加速に関する指導意見」（中国語：關於支持企業開展經營加快培育本土跨國公司的指導意見）では、統一化、規範化した企業の海外投資税収サービス指南を公表し、海外投資企業に対して税収指導を強化するとの指導意見が出された。また、海外投資企業の国内で調達した海外への投資貨物について、関連規定に従い税金を返還すると強調された。
支援項目	支援政策の具体的内容
外投資指導	「企業の多国籍経営の展開の支援、本土の多国籍企業の育成の加速に関する指導意見」（中国語：關於支持企業開展經營加快培育本土跨國公司的指導意見）では、政府は海外投資情報、リスク分析報告などを適時に公表し、相互訪問、友好都市などのメカニズムを利用して、多国間、二国間の投資協力メカニズムを構築し、投資の集中地区で省政府レベルの貿易機関を設置するとしている。

表 47 浙江省の海外進出支援政策

支援項目	支援政策の具体的内容
財政支援	2009年、省政府は「浙江省“走出去”戦略特別資金使用管理方法」（中国語：浙江省“走出去”戦略專項資金使用管理弁法）を公表した。同法では、資金の申請条件、補助・奨励範囲などが規定された。海外投資事業について、企業海外投資の事前準備費用、海外における生産加工、資源開発、経済貿易協力パークの建設の投資、企業の海外における営業販売ネットワークを構築するための経営費用、海外におけるM&Aによる有名ブランドの獲得、研究・開発機関の設置、特許登録などの費用、海外漁業業務の支出などに対して一定程度の奨励、補助を与え、具体的な金額も定めた。海外プロジェクトの請負について、事前考察費用、入札担保、契約履行保証文書などの手続き料金、1年目の銀行融資の利息支出に対して一定程度の補助を与え、年間売上高が高い企業に対して奨励し、具体的な金額ランクを定めた。また、対外援助事業、海外労務協力事業などについても一定程度の補助金を与えることとした。
金融支援	2011年、省政府は「省内の発展の統一的な計画、対外開放による「走出去」戦略の実施の加速に関する意見」（中国語：關於統籌省內發展和對外開放加快實施走出去戰略的意見）を公表した。同意見では、中小企業の海外進出の融資審査、リスク評価メカニズムを完備させ、融資コストを低減し、融資の効率を高めることが示された。また、企業の融資ルートを開拓し、民間資金の導入を促進することを強調した。 2012年、省政府の協力を得て、中国人民銀行広州中心支店は「金融による浙江省実体経済発展の支援に関する指導意見」（中国語：金融支持浙江省実体經濟發展性的指導意見）を打ち出した。同意見ではさらに融資のルートを開き、債券融資の規模を拡大し、銀行、信託、融資貸付、担保、リスク投資、開業費用などの協力を強め、企業の海外進出などの融資需要を充足すること、海外資本市場の力を借り、外貨収支行為を容易にさせ、海外人民元業務を推進し、企業の海外経済発展を支援することが示された。 省内の嘉興市政府も2011年に「金融による市全体経済発展方式の転換の促進に関する指導意見」（中国語：金融促進全市經濟發展方式轉變指導意見）を通達し、企業の海外進出に対する奨励、支援を打ち出した。
税収支援	2011年、省政府は「省内の発展の統一的な計画、対外開放による『走出去』戦略の実施の加速に関する意見」（中国語：關於統籌省內發展和對外開放加快實施走出去戰略的意見）公表した。この中で、省政府は企業における海外の活動に対する税収面の指導強化を打ち出した。

保険支援	2011年、省政府の公表した「省内の発展の統一的な計画、対外開放による『走出去』戦略の実施の加速に関する意見」（中国語：關於統籌省内發展和對外開放加快實施走出去戰略的意見）では、海外投資企業の輸出信用保険の参入を奨励し、保険参入企業に対して一定の費用補助を与え、海外進出企業の海外駐在従業員の損害保険の加入を奨励し、かかる保険料金を最大 50%補助すると表明された。
------	---

表 48 河南省の海外進出支援政策

支援項目	支援政策の具体的内容
財政支援	<p>2008年、省政府は「非公有制企業の対外投資合作の支援と引導に関する意見」（中国語：支持和引導非公有制企業對外投資合作的意見）を公表した。同意見では、海外進出の非公的企業に対して、海外化工貿易融資利息を補助し、紡績企業に対して特別資金、中小企業の国際市場の開拓資金、対外経済技術協力特別資金などを提供するべきであると示された。</p> <p>2011年、省政府は「対外開放『走出去』の実施に関する指導意見」（中国語：關於實施對外開放“走出去”的指導意見）を通達した。同指導意見では、省内の各レベルの政府は海外資源開発、海外加工貿易、海外加工貿易パークの建設、海外プロジェクト請負、海外農業開発に従事する省内の企業と海外上場企業に対して特別資金を提供するということである。</p>
金融支援	<p>2007年、河南省商務庁と国家開発銀行河南省支店は共同で「河南企業の海外進出に対する融資支援関連問題に関する通知」（中国語：關於河南企業“走出去”提供融資支持有關問題的通知）を公表した。同通知では開発銀行の「走出去」業務融資支援の主要事業が定められ、海外貿易投資、プロジェクト請負、労務輸出などに従事する実力のある企業の融資を支援することが強調され、融資金額が500万米ドル以上、最大融資期限が20年、一般利息はLIBOR+1.5%であると定められた。</p> <p>2011年9月、国家開発銀行河南省支店と中国輸出信用保険公司河南支店は全面的な業務協力協議を結び、河南省企業の海外投資、海外プロジェクト請負、海外資源開発に対して融資、信用保険の支援、サービスの提供などを行い、多くの河南省企業の国際市場開拓、国際競争の参加に助力することを目的としている。国家開発銀行は政府の開発的金融機関として、河南省の企業の海外進出に対して金融支援を行い、中国輸出信用保険公司は中国唯一の政策的輸出信用保険業務の提供機関として、河南省関連企業の海外権益を保障している。</p>
税収支援	<p>2008年、省政府が公表した「非公的企業の対外投資合作の支援と引導に関する意見」（中国語：支持和引導非公有制企業對外投資合作的意見）では、設備、部品等の実物の形で海外投資を行った企業に対して、輸出税金を返還することが決められた。</p> <p>2011年、省政府が通達した「対外開放『走出去』の実施に関する指導意見」（中国語：關於實施對外開放“走出去”的指導意見）では、海外進出企業に対して、国が規定した税収優遇政策を確実に実施し、企業の海外で納付した所得税について国の規定に従い当期の納税額から相殺控除すると強調された。</p>
外貨支援	<p>2011年、省政府が通達した「対外開放『走出去』の実施に関する指導意見」（中国語：關於實施對外開放“走出去”的指導意見）では、外貨管理審査の手続きを簡略化し、海外投資事業の資金源について外貨管理部門は審査しないと定められ、国の商務部が批准した1,000万ドルを超えない</p>

	海外投資事業について審査せず、外貨管理部門は直ちに受理することが定められた。
--	--

表 49 遼寧省の海外進出支援政策

支援項目	支援政策の具体的内容
財政支援	<p>2007年、省政府は「遼寧省対外開放特別計画」（中国語：遼寧省対外開放専項規劃）を公表した。この計画では、海外投資扶助基金を設立し、企業の海外資源探査、採鉱権の購買、建設期事業投資に用いるとした。</p> <p>2009年、省政府は「遼寧省企業上場特別支援資金管理方法」（中国語：遼寧省企業上市専項扶持資金管理方法）を通達し、省内の企業が海外で上場する際に支援資金として100万元の支援が受けられることとなった。</p> <p>2011年、省政府は「遼寧省企業買収特別資金管理方法」（中国語：遼寧省企業併購資金管理弁法）を公表した。同方法では買収特別資金の支援対象、支援上限額、申請条件・方法などが公表された。支援対象は株式権買収事業、資産所有権買収事業であり、支援上限額は1,000万人民元と定められた。</p> <p>2012年、省政府は「遼寧省による企業“走出去”を支持する政策意見」を打ち出した。この意見の財政支援具体措置として同年「遼寧省による企業“走出去”を支持する財政政策実施細則」を通達した。二つの文書では「大型海外資源開発基地の建設、海外経済貿易協力区の建設、海外プロジェクト請負重点企業、海外に対する労務協力サービスプラットフォームの建設、海外に対する労務育成事業、海外投資保険、超長期事業の信用保険」に対して、財政支援を行うことが規定され、具体的な支援金額も決められた。</p>
金融支援	<p>2012年、遼寧省政府は「民営経済対外開放会議」を開催し、海外金融機関の遼寧省での中小企業投資基金の設立を呼びかけ、遼寧省の民営企業の海外進出に更なる良好な融資環境を提供すると発表した。今後、遼寧省は中央政府の力を借りて、海外融資業務分野を拡大し、民営経済の国際融資プラットフォームの創立を促進し、民間企業、中小企業の国際融資を推進していくことを目指している。</p>
外貨支援	<p>2004年4月、国家外貨管理局遼寧支局は省内企業の“走出去”戦略の実施を支持し、遼寧省の工業基地の振興を促進するため、8つの海外投資外貨管理新政策を発表した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①モデル地区に対して年間の海外投資用外貨総額を定め、外貨資金の不足問題を解決する。</li> <li>②国有、民営、外商投資企業に対して区別がなく、統一的な外貨管理政策を適用する。</li> <li>③海外投資に対する外貨管理審査を廃止し、投資リスクを企業と市場により自主的に制御できるようにする。</li> <li>④海外投資の外貨資金の出所に関する審査手続きを簡略化する。</li> <li>⑤海外投資の外貨回収利益保証金制度を取消し、企業の負担を軽減する。</li> <li>⑥海外企業の海外で獲得した利益の中国への送金を強制的に要求はしない。</li> <li>⑦モデル地区の外貨取扱支店の外貨資金の出所の審査権限を拡大する。</li> <li>⑧モデル地区の海外投資事業の事前始動資金、開業費用、契約履行保証金の審査と管理の具体的な規定を明確化する。</li> </ol>

## (2) 中国の自治体の海外進出及び海外進出支援事例

中国の各自治体は中央政府の援助事業の参与、海外都市との友好関係の利用、地元の有力企業を連れての海外ビジネス招致会参加、地元出身の華人からの協力などで、地元企業の海外進出を積極的に支援している。中央政府は経済力の増強に伴い、アフリカ、ASEANなどの途上国に対する電力、通信、道路、浄水場などの都市インフラの援助事業の資金投入も増加している。

また、国際協力の一環として、中国は途上国に対する農業農村関連の技術協力も多く展開している。さらに、自治体の奨励、支援を受けて、地元の有力企業は海外の資源開発、加工生産に投資するケースが増えている。海外経済貿易区の建設事業は2006年からスタートし、2012年末までに世界で19ヶ所が建設完了し、地元企業の集团的海外進出を促進している。

表 50 中国の自治体の海外進出及び海外進出支援事例

No.	事例名	内容	類型
1	雲南省の企業のミャンマー水力発電所建設プロジェクトの請負	<p>1998年10月6日、雲南省機械設備輸出入公司是ミャンマー国家電力会社と Pung Lung 水力発電所の建設契約を締結した。同水力発電所の建設について中国、ミャンマーの両国政府は重要視し、両国の経済貿易協力の象徴的なプロジェクトとなった。</p> <p>2005年に稼働を開始した Pung Lung 水力発電所の総設備容量は280(4x70)MWであり、当時、ミャンマーでも最大規模の水力発電所であった。同水力発電所の設備はすべて中国製であり、電力は直接、当時のミャンマーの首都ヤンゴン及び第二の都市のマンダレーに供給され、ミャンマーの電力緊張状態を緩和した。</p>	援助事業の請負
2	天津の企業のジブチ共和国首都ジブチ市の海水淡水化プロジェクトの請負	<p>天津機械輸出入有限公司は2010年にジブチ共和国首都ジブチ市の海水淡水化プロジェクトの建設についてジブチ ONEAD 社と合資契約を結んだ。このプロジェクトは資金の一部が中国アフリカ開発基金から、BOT (Build Operation Transfer) 式の建設運営で、建設規模が4万m<sup>3</sup>/日。プロジェクトの建設は天津機械輸出入有限公司が EPC (Engineering Procurement Construction) の形で実施する予定である。プロジェクトは、ジブチ市の渇水問題の解決に大きく貢献する。</p>	援助事業の請負
3	山東省の企業のタンザニア心臓診療育成施設建設プロジェクトの請負	<p>山東国際経済技術合作会社は2009年5月、中央政府のアフリカ援助事業のタンザニア心臓外科診療育成センター建設プロジェクトを受注した。</p> <p>同プロジェクトは建築総面積が5,888.42m<sup>2</sup>、契約金額が4,939万人民元、2010年3月着工、2011年6月竣工。山東国際経済技術合作会社は山東省の海外進出の模範企業としてタンザニアなどのアフリカの国々で通信、鉄道、学校などのインフラ建設のプロジェクトを請け負っている。</p>	援助事業の請負

No.	事例名	内容	類型
4	山東省の企業のスーダン農業技術モデルセンター建設援助プロジェクトの請負	山東国際経済技術合作公司は 2007 年 8 月、国家商務部の依頼を受け、中央政府のスーダン農業技術モデルセンター建設援助プロジェクトを請け負った。 同プロジェクトは 2011 年 3 月に国家商務部の専門家チームの最終検収に合格し、稼働を開始した。モデルセンターは、中国の農作物の新品種の適切な農業技術の導入、農作物の品種試験・選定、関係技術者の育成研修、大型農業技術交流会の開催などを行うことにより、スーダンの農業生産能力の向上を促進することを目的としている。	援助事業の請負
5	湖北省の企業のモザンビーク農業技術センター建設プロジェクトの請負	湖北省聯豊海外農業開発有限責任公司（聯豊公司）が請け負った中国－モザンビーク農業技術センターは、2009 年 7 月に建設がスタートし、2010 年 11 月に最終検収に合格後、2011 年 7 月にモザンビーク政府に引き渡された。契約によると同センターは、最初の 3 年間は聯豊公司が独立して運営し、その後の 7 年間は聯豊公司とモザンビーク政府が共同運営する。 同プロジェクトは、湖北省企業のアフリカ進出を促進した。中国－モザンビーク農業技術センターを通じて、モザンビークに進出した企業は潜江周磯農場、荊州三湖農場、黄石軍壘農場、湖北襄陽万宝糧油公司、湖北禾豐糧油公司など 8 社に上り、派遣した農業技術者と農業労働者は延べ人数で 180 人に達した。聯豊公司は、モザンビークで湖北－ガザ（GAZA）友誼農場を設立した。同農場の規模は 2012 年に 5,000 ムー（1 ムーは約 6.67 アール）に達しており、2017 年までに 30 万ムーに拡張される見込みである。農場と関連する食料加工生産ライン及び食料保存施設も建設されており、地元住民の雇用と経済発展の促進に貢献した。	援助事業の請負
6	広西チワン族自治区のカンボジアに対する農業技術協力	中国と ASEAN の協力枠組みをベースに、広西チワン族自治区は 2011 年からカンボジアとの間で農業分野の技術交流・協力を積極的に推進し、キャッサバ栽培開発共同プロジェクト、農機販売プロジェクト、バナナやキャッサバの標準化栽培試行プロジェクト、農業及び農産品の加工貿易プロジェクトなどを通じ、地元企業のカンボジアへの進出を支援している。	技術協力型進出
7	広西チワン族自治区のフィリピンに対する農業技術協力	広西キャッサバ研究所は 2011 年から、中国のキャッサバ品種を用いてフィリピンの地元企業と協力し、フィリピンのミンダナオ島で 1,000ha に及ぶ高産出キャッサバの栽培、普及モデルプロジェクトを実施している。当プロジェクトを通じて、フィリピンのキャッサバの産業発展を促すことが目的である。	技術協力型進出
8	四川省のベネズエラに対する農業技術支援	四川省農業科学院は、ベネズエラ農業研究所と農業技術協力覚書を締結した。なお、農業支援の一環として、四川省の新希望集団は農業専門家を派遣し、ベネズエラバリナス州で農場建設に関する現地指導を行った。	技術協力型進出

No.	事例名	内容	類型
9	湖南省のスリナムに対する農業技術協力	湖南省政府は、スリナム政府との協議を踏まえ、「スリナム農業産業園区開発建設プロジェクト」の実施に協力することになった。湖南省袁隆平農業高科技股份有限公司は、スリナムで農業総合産業園区の建設を担当するとともに、スリナムの農業技術者と農業専門家の育成も請け負った。なお農業産業園区は、稲や野菜、牧畜業、水産養殖業などの研究開発、生産、産業化を一体とする産業園区となる。	技術協力型 進出
10	湖南省のグルジアに対する野菜栽培技術支援	湖南省農業集团有限公司は、2012年11月2日から13日までグルジアを訪問し、両国で野菜栽培技術協力案件展開の可能性、投資環境の整備などを検討した。この訪問は、グルジア農業栽培の資源と農産品市場状況を把握し、湖南省とグルジアが農業をはじめとする経済合作を促進することを目的としていた。そして、湖南省農業企業が「走出去」戦略を実現し、国務院の対外援助方針を実施することも期待された。 湖南省農業集团有限公司一行は駐グルジア中国大使館の支援を受け、グルジア政府財政部副部長、農業部副部長などと会談し、グルジア農業部と会談記録を締結したほか、中国式の太陽光型ビニールハウスを中心に、簡易ホースで補助する技術方案を採用し、更なる育成する方法などを基本合意した。	技術協力型 進出
11	天津市の企業のインドネシアカリマンタン島における棕櫚(シュロ)油生産事業	天津市政府の財政、金融支援を得て、民営企業の天聚龍集団は積極的に海外へ進出している。同企業は食用油生産企業で、2006年からインドネシアカリマンタン島で中国企業初の棕櫚園を建設している。面積は2.4万haで、油生産に必要な搾油工場も建設し、生産された棕櫚粗油を同社の中国国内の工場向けに輸出している。また、同社は2011年4月からスマトラ島のセラタン地区で5万haの棕櫚園を新たに開発した。	海外投資型 進出
12	山東省の企業のスーダンの綿花産業への投資	山東外経集団は2011年上半期、山東高速集団を代表し、省内の地元綿花企業等と連携して、スーダン綿花産業投資プロジェクトを立ち上げた。スーダン産綿花の品質は優れているものの、坪当たりの生産量は比較的小さい。山東外経集団は中国国内の先進的綿花生産管理方式を導入し、生産量の引き上げを図った。双方の綿花産業での技術協力は綿花消費大国である中国への綿花供給を保証するのみならず、スーダンの農業経済レベルの向上にもつながっている。	海外投資型 進出
13	江西省の企業のマリにおける農場の建設	江西省宜春海程経貿発展有限公司は宜春市政府に属する国有企業であり、1996年からマリ、トーゴ、ベニン、スリランカなどの国で農地水利事業のプロジェクト請負を行ってきた。近年、同会社は中国海外工程総会社と協力して、マリのセグー州で実験農場の建設に投資し、1,000haの耕地を開発・経営し、海外進出の良い事例となっている。	海外投資型 進出

No.	事例名	内容	類型
14	浙江省の企業のタイにおける鋼管生産ラインの建設	浙江省健力股份有限公司は 2012 年、大型国営企業の宝鋼集団と協力して、タイで 18 億人民元を投資し、ラヨン工業団地で、年間 50 万トンの石油鋼管生産ラインを建設した。タイで生産された製品は、宝鋼集団の販路で、アメリカへ輸出する予定となっている。	海外投資型 進出
15	広東省のブラジルに対する貿易投資	2013 年 7 月、広東省東莞市はブラジルで一連の経済貿易交流活動を行い、27 億人民元を超える投資金額の貿易協議を結んだ。東莞市は海外都市との友好関係の構築を重視している都市であり、この経済交流活動の開催中、ブラジルのカンピーナス市と友好都市の覚書を締結し、今後のあらゆる分野の協力を望んでいる。	海外投資型 進出
16	重慶市のタイに対する投資	2011 年 10 月、重慶市とバンコクは友好都市となり、中国-ASEAN 自由貿易区の始動以来、タイは重慶市が海外進出発展戦略を実施する重点国となり、2010 年重慶市のタイへの輸出総額は 12,240 万米ドルと、前年に比べ 71.1%増加した。重慶の力帆集団、宗申集団などはタイで投資して工場を建設し、自動車、バイク、モーターなどの組み立て、生産、販売、輸出入などの業務を行っている。	海外投資型 進出
17	山東省の企業のオーストラリア炭鉱の買収	山東省の石炭生産大手企業の兗鉱集団は 2004 年にオーストラリアのオースター炭鉱を買収し、2009 年に約 190 億人民元でオーストラリアのフェリックス炭鉱を買収した。ちなみに 2010 年における兗鉱集団の利益の大半は海外の事業から得られたものであった。	海外投資型 進出
18	広東省・エクアドルのグアヤス省との協力	双方は自治体間及び民間の友好交流を行うとともに、広東省が提携先で農業とエネルギー分野での国際協力を行っている。今後、中小企業進出、貿易、産業、観光、インフラ建設などの分野における国際協力も推進していく。 エクアドルは中国の主要投資国のひとつである。エクアドルへの中国投資は主に石油資源開発、電子製品組み立て、水産、不動産、アパレル加工などの分野に集中している。2012 年 12 月現在、エクアドルに進出している中国企業は 60 社に達した。	海外投資型 進出
19	広東省・ブラジルのトカンチンス州との農業協力	2010 年 4 月 27 日、広東省農業庁とブラジルのトカンチンス州は農業協力覚書を締結した。覚書には次の内容が盛り込まれた。 ① 双方は友好交流を深め、農業関連企業間の協力と投資に関する情報を相互に提供する。 ② 非定期的に双方の農業関連企業の現地視察や農業展示会への参加を組織し、農業分野での経済貿易協力を促進する。 ③ 双方は水稲、肉類、菜種、飼料の生産、食品加工、農業用機械を優先提携分野として確定し、広東省の実力のある企業がブラジルトカンチンス州に	海外投資型 進出

No.	事例名	内容	類型
		において農産物センターを創立することを奨励し、その農産物センターで生産した農産品の輸出を促進する。	
20	ベトナム・中国(深圳)経済貿易協力区の設立	<p>深圳市は 2006 年からベトナムで経済貿易協力区の設立に着手し、2008 年から建設がスタートした。本経済貿易協力区は、2014 年に完成予定で、完成した際にはベトナム・中国(深圳)経済貿易協力区と命名される。この経済貿易協力区は、クアンニン省に位置し、カナイ市まで 125km と中国の江西省の近くに立地している。</p> <p>この経済貿易協力区は、用地面積が 160 万 m<sup>2</sup>で、電子情報産業と服装加工産業をメイン産業とし、電子情報ゾーン、服装生産ゾーン、総合サービスゾーンから構成される。中国側の投資主体は新越聯合投資公司で、経済貿易協力区の投資、建設、運営について責任を負う。また、ベトナム側の協力主体は国営企業のブグラセラ総公社である。</p>	海外経済貿易区
21	タイ・中国ラヨン工業団地の設立	<p>タイ・中国ラヨン工業団地は杭州市の華立集団とタイのアマタグループと協力して開発した中国の投資者向け工業団地である。同事業は投資総額が 80 億人民元(華立:70%、Amata:30%)で、2010 年以降 50~100 社の中国企業を招致する計画となっている。この工業団地はタイの東部海岸にあり、総面積が 4 km<sup>2</sup>、一般工業区、保税區、物流区、商業生活区から構成される。2012 年 3 月の段階で入居企業は 47 社にのぼる。浙江省の海外進出が好評の理由と見られている。</p>	海外経済貿易区
22	カンボジア・シアヌークビル経済特別区の設立	<p>カンボジアのシアヌークビル経済特別区は江蘇省無錫紅豆集団が投資主体として投資開発した海外経済貿易協力区である。この経済貿易協力区はシアヌーク市の東部郊外にあり、総面積が 11.13 km<sup>2</sup>、首都まで 210km。この経済貿易協力区は、軽工業紡績、服装生産、機械電子などの労働集約型の企業が集中している点に特徴がある。2008 年に、建設が開始され、2012 年 12 月まで中国、欧米などの 30 社数社の企業が入居した。この貢献が評価され、無錫市とシアヌーク市は 2009 年友好都市となった。</p>	海外経済貿易区
23	ロシア・ウスリースク経済貿易協力区	<p>2006 年に設立されたロシアのウスリースク(Ussuriysk)経済貿易協力区は、投資金額は 12.5 億人民元、土地開発面積 54 万 km<sup>2</sup>の広さがある。本経済貿易協力区は中国商務部が認可した 8 つの海外経済合作区(協力区)のひとつで、中ロ両国間での唯一の経済貿易合作区(協力区)である。</p> <p>本経済貿易協力区は、中国商務部の委託を受け、黒龍江省、浙江省政府が対外援助事業の一環として事業推進役を担い、事業は順調に進捗している。黒龍江省東寧吉信工貿集団、浙江康奈集団、華潤集団が出資主</p>	海外経済貿易区

No.	事例名	内容	類型
		<p>となり、現在、浙江省の民営企業を中心に、本経済貿易協力区には 20 社の中国企業が入居している。入居企業の業種は、靴、服装、木材加工と家具、印刷などの幅広い業種にわたっている。</p> <p>2010 年には、本経済貿易協力区内の中国企業の販売規模は 1.32 億ドルにのぼり、2009 年からは、ウズリースク市納税者の 1 位となった。</p> <p>この事業の成功は中央政府が掲げる「走出去」戦略の実施、中ロ国境のグレーゾーン貿易問題の解決、中ロ両国産業の補完性の強化などに貢献できると考えられている。また、2010 年 3 月当時の国家副主席習近平氏がロシア訪問した時、本経済貿易協力区を中ロ協力のモデル事業となるよう明確に指示した。</p>	
24	韓国・中国国際産業団地	<p>韓中国際産業団地は韓国全羅南道のムアン郡にあり、用地面積が約 20 km<sup>2</sup>、中国側からは 7,650 万ドル（総投資額の 51%）、韓国側からは 7,350 万ドル（総投資額の 49%）の投資がなされている。</p> <p>入居の中国企業に対しては、5 年間は韓国の国税免除、少なくとも 8 年間の地方税免除、中国人労働者の割合は全体の 40%まで認められている。この産業団地は、完成後は文化、観光などを中心とした総合産業団地となる。</p> <p>中国側の投資者は、東泰華安国際投資有限公司（重慶地産集団、天津富銘房地產開発有限公司、北京第二建築工程有限責任公司、重慶第一建築工程集団公司の共同出資）であり、本部は重慶市にある。</p>	海外経済貿易区
25	新疆ウイグル自治区企業のグルジア（ヒッタイト地区）への進出支援	<p>新疆ウイグル自治区は 2008 年 11 月、グルジアのヒッタイト地区と友好提携を締結した。友好提携の締結に伴い、双方の経済交流と技術協力が活発化した。</p> <p>新疆ウイグル自治区政府は、対外経済・技術協力の一環として、新疆ウイグル自治区旅行社、華濤集団、特変電工社、野馬集団、中浩集団、水利設計研究院、南方航空新疆支社などの企業を組織し、グルジアを訪問し、第 1 回中国新疆—グルジア企業家フォーラムを開催した。60 社を超える企業経営者が同フォーラムに参加した。</p> <p>グルジア国内最大のスーパー、ワイン生産企業も相次いで新疆を訪問し経済協力を強化してきた。その結果、新疆の建築材、機械設備、自動車、軽工業製品などがグルジアに輸出されたほか、資源開発などの大型案件も成功した。新疆ウイグル自治区は現在、対グルジアの投資、技術協力の重要拠点となっている。</p>	海外進出支援
26	湖北省企業の南アフリカへの進出支援	<p>湖北省政府と南アフリカの 아프리카民族会議（African National Congress, ANC）が共同で主催した「2011 中国湖北-南アフリカ（ヨハネスブルグ）投資貿易商談会」が 2011 年 12 月 15 日、南アフリカのヨハネスブルグで開催された。商談会は「アフリカ</p>	海外進出支援

No.	事例名	内容	類型
		<p>進出」活動の一環であり、湖北省と南アフリカから約260の政府、企業関係者が出席した。</p> <p>湖北省貿易促進会は商談会の期間中、アフリカ民族会議経済発展フォーラムとの間で経済貿易協力意向書に調印した。開幕式終了後、光電子や機械、自動車・部品、農業栽培・開発、鉱産開発、軽工業、紡織業など、約50の湖北省企業と約100の南アフリカ企業間でビジネスマッチングが行われた。</p> <p>アフリカ民族会議経済発展フォーラムはアフリカ民族会議に属する投資貿易促進機構であり、南アフリカと世界各国の経済貿易促進を担当している。同機構は湖北省と数多くの政治・経済交流を行っている。2010年5月、同機構は約80の企業家代表団を率いて湖北省を訪問し、湖北省政府と共同で南アフリカ-中国湖北都市貿易商談会を開催した。</p>	
27	湖南省農業関連企業の東南アジア、アフリカへの進出支援	<p>2011年11月、商務部の承認を受けた国家級技術対外援助訓練センターの第一号である中国ハイブリッドライス技術対外援助訓練センター（袁隆平農業高科技股份有限公司）では、湖南省商務庁と農業庁の共同主催の下、2011年湖南農業国際協力交流会を開催した。「ネパールのハイブリッド米の栽培と推進研修チーム」、「バングラディッシュのハイブリッド米の行政官研修チーム」、「アフリカ大陸フランス語国家のハイブリッド米の行政官研修チーム」という3つの海外援助研修チームから構成された合計15ヶ国63名の行政官、及び湖南省内の7社の農業関連大手企業が交流会に参加した。</p> <p>本交流会の目的は、①湖南省農業の対外協力と交流を促進すること、②湖南省農業の投資誘致政策、農業の発展状況、農業関連大手企業やその製品技術などを海外各国の行政官に把握してもらい、海外援助研修の効果を拡大すること、③発展途上国における「湖南ブランド」の知名度をアップさせ、湖南省の農業関連新製品、技術及び経験を宣伝すること、④関連企業の発展途上国への進出をサポートすることであった。</p>	海外進出支援
28	深圳市の企業のアフリカへの進出支援	<p>2011年11月15日、深圳市政府が主催した「深圳-アフリカ経済貿易協力交流会」が深圳市の五洲ホテルで開催された。深圳の地元企業46社の代表とアフリカの12カ国の駐中国大使、参事官らが同交流会に出席した。</p> <p>斯派克光電、比亞迪、深能源、海王製薬を含めた数十の企業関係者は、アフリカの駐中国大使館関係者との間で経済貿易協力について意見を交換した。</p> <p>交流会に出席したアフリカ諸国の代表は、とくに深圳市のハイテク企業との技術交流・協力を期待するとの見解を示した。</p>	海外進出支援

## 第5章 今後の日中自治体関係の展望と JICA 事業

### 5-1 今後の日中自治体関係の展望

#### (1) 自治体交流（友好都市交流）に関する展望

(財)自治体国際化協会（CLAIR）の調査によると、日中間で友好都市の提携を開始した件数は、2008年～2012年の5年間で21件に達した。しかし、2012年7月に対馬市と上海市崇明県との間で締結して以降、1年以上新規の友好都市提携がない状況が続いている<sup>26</sup>。

表 51 2008 年以降に日中間で友好都市等の提携を開始した自治体

県名	自治体名称	州・省・県等名	提携自治体名	提携年月日
長崎県	対馬市		上海市崇明県	2012/7/12
宮崎県	延岡市	遼寧省	大連金州新区	2012/5/31
東京都	北区		北京市西城区	2011/11/9
徳島県	鳴門市	湖南省	張家界市	2011/10/26
徳島県	徳島県		湖南省	2011/10/24
奈良県	奈良県		陝西省	2011/9/2
新潟県	胎内市	黒龍江省	綏化市	2011/7/4
徳島県	美馬市	雲南省	大理市	2010/8/24
岩手県	平泉町	浙江省	天台県	2010/6/28
奈良県	奈良市	江蘇省	揚州市	2010/5/23
北海道	伊達市	福建省	ショウ州市	2010/4/7
栃木県	小山市	浙江省	紹興市	2009/10/22
岡山県	浅口市	江西省	高安市	2009/10/14
愛知県	豊川市	江蘇省	無錫市新区	2009/4/15
山口県	美祢市	山東省	棗荘市	2009/4/3
茨城県	神栖市	浙江省	上虞市	2009/2/16
三重県	松阪市	江蘇省	無錫市濱湖区	2008/10/22
石川県	小松市	山東省	済寧市	2008/9/5
茨城県	美浦村	広西壮族自治区	桂林市臨桂県	2008/8/5
岩手県	花巻市	遼寧省	大連市西崗区	2008/1/23
鹿児島県	南大隅町		上海市奉賢区庄行鎮	2008/1/22

出所：財団法人自治体国際化協会 WEB サイトを元に作成

また、既存の友好都市締結をしている都市間でも、2012年に南京市と名古屋市との友好都市交流が中止となる事態も発生している。

このように、2012年の夏以降、日中間の友好都市交流が停滞している理由としては、日中間の政治的な問題の発生もその要因と考えられる。

しかし、こうした状況は2013年に入り、少しずつ変化の兆しが見られる。そのひとつが、中国における大気汚染の深刻化に対する中央政府の対応である。北京市における大気汚染は深刻さを増し、人体に悪影響を及ぼすといわれる微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が WHO

<sup>26</sup> 今回ヒアリングに訪れた築上町では、江蘇省金壇市との提携が白紙になる事態となっている。

の大気質指針<sup>27</sup>を大きく上回る日が続く事態に見舞われたため、中央政府は、大気汚染改善を喫緊の課題と位置づけ、その改善を実現した経験を持つ日本の対応策の情報収集に北京市が着手した。

2013年10月末～11月初旬にかけて、北京市の調査チームの東京来訪が実現し、ディーゼル車の排ガス規制のシステムをはじめ多岐の調査を実施し、有意義な成果を残した。この来日を契機に、中国における大気汚染問題の解決と第12次5ヵ年計画で実行すべき問題の解決に向け、日中間で協力体制が構築されれば、日中間における政治的な問題は徐々に緩和し、結果として、近い将来、日中間の自治体交流が再び活発化すると期待できる。

## （２）草の根技術協力事業に関する展望

近い将来、日中間の自治体交流が再び活発化した際に、中国自治体から我が国自治体に対して希望することが予想される草の根技術協力事業テーマを3-2で行った中国自治体ヒアリングに基づいてまとめると、環境（大気汚染、土壌汚染、重金属汚染など）、省エネ（資源節約、温室効果ガス削減など）、農業（農産品加工、農業技術者育成など）、都市計画、食品安全検査、防災、公共交通などがあげられる。

ただし、草の根技術協力事業実施の際には、技術流出に関するリスクを軽減するため、知的財産権保護に努めるなどして、我が国の技術の独自性を保持できるよう留意することが必要である。

### 5-2 草の根技術協力事業の展望を踏まえた円滑な実施に向けて

3-1並びに3-2で述べたように、これまで実施された草の根技術協力事業は、現在の中国が抱える課題の解決手段のひとつとして有用であることは、日本側、中国側それぞれの自治体へのヒアリング結果から明らかとなった。

しかし、中国自治体における広範な技術協力ニーズを我が国自治体が自力で把握するには限界がある。

こうしたことから、今後、新規に草の根技術協力事業を実施する場合には、日本と中国双方の自治体における技術ニーズとシーズを結びつける役割を果たす存在が必要であり、JICAはそうした「つなぎ役」としての役割を果たすことが求められる。

そこで、以下では、第12次5ヵ年計画を推進する中国の諸都市と今後の草の根技術協力事業を展望した際にJICAに求められる役割について取りまとめる。

#### ①第12次5ヵ年計画実現に向けた中国の自治体におけるニーズの把握と情報発信

第12次5ヵ年計画実現支援に向け、環境、省エネ、農業などの課題解決のために、日

---

<sup>27</sup> 北京市の場合、「心臓・肺疾患患者、高齢者及び子供は、すべての屋外活動を中止、すべての者は長時間または激しい屋外活動を中止」という200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越える日も多い。なお、PM2.5の現状の数値は北京市、上海市、成都市、南京市、広州市、深圳の6都市で測定されており、ライブで見ることができる。参考サイト：<http://aqicn.org/?city=Beijing&lang=jp>

本の技術を必要としている中国の自治体に関する情報を JICA が収集し、日本において中国における技術協力に関心を持つ自治体や民間企業に対して情報発信を行う。あるいは我が国自治体の技術協力可能分野を取りまとめたデータベース、パンフレットなどを作成するとともに、我が国の自治体と中国の自治体の関係者が集い、技術協力分野のマッチングの機会（見本市）を用意する。

また、可能であれば、自治体とともに、地元企業にもマッチングの機会への参加を促し、中国進出への契機になるようにする。

## ②草の根技術協力事業への参画による双方自治体におけるメリットの見える化

これまでは草の根技術協力事業の成果を、日本の自治体に定量、定性の両面から直接フィードバックする機会はあまりなかったが、昨今の日本の自治体の厳しい財政事情にあっては、国際協力事業は、事業の必要性に加え、自治体が自ら支出した費用とそれによって自治体が得られた便益はどの程度か（費用対効果は十分あったか）厳しく問われるようになってきている。

このため、JICA は、草の根技術協力事業の遂行時に加え、遂行後の事業評価についてもできる限り詳細に実施し、日本側の自治体に対して情報提供することで、当該自治体において、新たな草の根技術協力事業への参加意識の醸成を図ることが必要である。

また、双方自治体においても、事業期間終了後における活動の持続性を担保するための体制づくりが期待される。

## ③海外進出を志向する中小地元企業への事業資金調達支援等

草の根技術協力事業が契機となり、地元企業が中国へ進出したケースとして、本調査では熊本市のケースがあるが、今後は、横浜市や川崎市、さらには佐賀県、新潟県のように、企業の海外進出に対して積極的な自治体にある地元企業を中心に、増加することが見込まれる。こうした地元企業の多くは中小企業であり、中には、海外進出する際の事業資金の調達が難しい場合がある。

このため、草の根技術協力事業への参画を契機として海外進出を志向する企業を対象に、進出希望地の事業可能性検討に関する費用、現地での開業費用、運営資金など、必要とされる資金の調達につき、自治体が保証人となって低利での融資を受けられる制度を創設し、中国進出支援の一助とするということも考えられる。